No. 4206

毎月一回定期發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

NO. 1. JANUARY, 1900.
VOL. XIII.

# 監獄協會雜誌

明治三十三年一月二十日發行

第拾三卷
第壹號

日本監獄協會

# 監獄協會雜誌第拾參卷第壹號目錄


○口　繪
●監獄費國庫支辨法案兩院通過の際に於ける內務當局者紀念肖像
●侯爵西鄕內務大臣　●大久保監獄局長
●小松原內務次官　●小河監獄事務官

○別　表
●酒と犯罪との關係統計……監獄局調査
●教育と犯罪との關係統計……監獄局調査

○會　說……（一　頁）
●府縣監獄費國庫支辨法案通過
●監獄費國庫支辨と監獄管理法

○論　說……（六　頁）
●監獄事業に及ぼす宗教家の勢力……於愛知育兒院　千頭正澄君
●明治三十三年の監獄事業に就て……木名瀨禮助君
●謹て新年を祝し併せて斯業の諸士に所感を啓上仕候……中村襄君
●國庫支辨後に於ける監獄の管理……三浦貢君
●感化院設置に關する卑見……印南於菟吉君
●法律第四號發布に就て……奧村嗣次郎君
●再び作業問題に就て……兒島三郎君
●論文試驗の必要を讀む　警察監獄學校監獄科生徒　平野彌吉君

○特別寄書
●監獄則例節客（第二）……（三八頁）　小原重哉君

○雜　錄……（四二頁）
●回顧錄（明治三十二年監獄重要記事）……監獄協會雜誌記者識す
●初犯囚の改良方法に就て……四王天鍼鞭君
●刑務小言……北望散士　青木生君
●司獄官と感化……仙臺……藤吉習敎君
●囚人看讀書籍の著作を當路の先輩に希望す……在名古屋……永田勝次郎君

○出獄人保護惡少年感化……（六六頁）
●小女に感化せられし强盜（寫眞）……原胤昭君
●茨城縣保護會に對する縣稅補助の建議
●菊池大坂府知事の美擧

○雜　報……（七一頁）
●數十件

○寄　書……（八五頁）
●數十件

○通　信……（九七頁）
●數　件

附　錄

○會說及懸賞論文
●看守の職務をして適實ならしむる方法を論ず
●明治卅二年下半年分協會雜誌總目錄




監獄費國庫支辨法按兩院通過ノ際ニ於ケル内務當局者紀念肖像



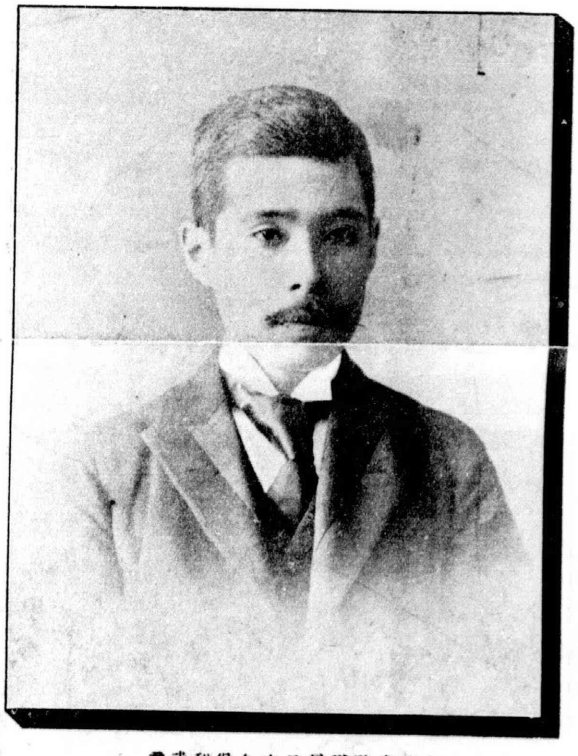
内務次官小松原英太郎君



内務大臣侯爵西鄉從道君



内務省監獄事務官小河滋次郎君



内務省監獄局長大久保利武君

猶與舍印行

# 新受刑者酒癖表 自明治三十二年一月 至同三十二年六月 六ヶ月間

## 全上新受刑者百人比例

| | 新受刑者 | | | | 全上新受刑者百人比例 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大酒者 | 酒を嗜む者 | 酒を嗜まざる者 | 合計 | 大酒者 | 酒を嗜む者 | 酒を嗜まざる者 | |
| 北海道 | 二七八 | 一、三三〇 | 一、三三六 | 二、九七六 | 九、三四 | 四四、六九 | 四五、九七 | |
| 東京 | 二三九 | 一、六九三 | 一、七〇六 | 三、六三八 | 六、五七 | 四六、八九 | 四六、八九 | |
| 京都 | 一一九 | 一、〇六八 | 九三一 | 二、一一八 | 五、六二 | 五〇、四二 | 四三、九六 | |
| 大阪 | 三〇九 | 二、三八五 | 三、六五三 | 六、三四七 | 四、八七 | 三七、五七 | 五七、五六 | |
| 神奈川 | 一九一 | 六四七 | 七九三 | 一、九九六 | 九、五七 | 三二、四一 | 五八、〇二 | |
| 兵庫 | 五五八 | 二、六八九 | 一、一五八 | 四、〇四〇 | 一三、八一 | 四八、五五 | 一九、六三 | |
| 長崎 | 一三三 | 六七二 | 五七九 | 一、三八四 | 九、六一 | 四一、八四 | 四一、一三 | |
| 新潟 | 一七四 | 六九二 | 七七二 | 一、六三八 | 一〇、六二 | 四二、二五 | 四七、一三 | |
| 埼玉 | 一三八 | 四五四 | 六九五 | 一、二八七 | 一〇、七二 | 三五、二八 | 五四、〇〇 | |
| 群馬 | 一四九 | 七四〇 | 一、〇〇九 | 一、八九八 | 七、八六 | 三八、九八 | 三五、一六 | |
| 千葉 | 一五〇 | 五八七 | 五七九 | 一、三一六 | 一一、四〇 | 四四、六〇 | 四四、〇〇 | |
| 茨城 | 一七九 | 六七一 | 九二〇 | 一、七七〇 | 一〇、一一 | 三七、九一 | 五一、九八 | |
| 栃木 | 一〇八 | 四三八 | 七七五 | 一、三二一 | 八、一八 | 三三、一六 | 五八、六六 | |
| 奈良 | 九六 | 四五七 | 六九七 | 一、二五〇 | 七、六八 | 三六、五六 | 五五、七六 | |
| 三重 | 七一 | 四三五 | 四九六 | 一、一五一 | 四、二七 | 二三、六〇 | 六九、五四 | |
| 愛知 | 六三 | 六九一 | 七四 | 二、一七四 | 二、一五 | 二七、一九 | 七四、二五 | |
| 岡山 | 五九 | 六六一 | 四九六 | 一、七〇六 | 四、八五 | 二九、七二 | 四〇、七九 | |
| 静岡 | 八九 | 二五二 | 五〇七 | 八四八 | 一〇、五〇 | 三一、五八 | 五九、七八 | |
| 滋賀 | 七五 | 三四三 | 六六八 | 一、〇八六 | 六、九一 | 二四、一六 | 七五、五五 | |
| 福井 | 四三 | 二七一 | 九〇四 | 一、一七 | 二、七四 | 二四、一六 | 五一、六一 | |
| 岐阜 | 一三三 | 六二一 | 一、一七 | 二、三九二 | 一、五六八 | 二、一五 | 五、五五 | |
| 長野 | 一三二 | 七一四二 | 七五四 | 一、七九三 | 一、一八一 | 五、〇三 | 五、五六 | |
| 宮城 | 三二二 | 七一六 | 五〇八 | 一、六五一 | 八九五 | 五、〇三 | 七、九八 | |
| 福島 | 一九五 | 九四八 | 五一六 | 三三四 | 七一四 | 一一、一八 | 七、九八 | |
| 岩手 | 四五 | 五一六 | 三六二 | 九八〇 | 九八〇 | 一四、一〇 | 一四、一〇 | |
| 青森 | 五七 | 二九五 | 四九二 | 三四九 | 三四四 | 四九、六九 | 四九、六九 | |
| 山形 | 一四四 | 四八七 | 七四四 | 七四四 | 二、四七一 | 六〇六 | 五、九九 | |
| 秋田 | 一四八 | 一、五七九 | 一、一七 | 三三一 | 六〇六 | 二、六一 | 五、六一 | |
| 石川 | 一五 | 二四一 | 二七四 | 二一七 | 五〇六 | 二、九六 | 二、六一 | |
| 富山 | 二六 | 二二六 | 三三八 | 二七三 | 六三七 | 四、〇八 | 五三、〇六 | |
| 島取 | 一五九 | 四一七 | 九一七 | 一、三六三 | 六五八 | 二、七四 | 三五、一六 | |
| 島根 | 六一 | 四一七 | 九三〇 | 九九三 | 八〇八 | 二、七四 | 三四、七 | |
| 岡山 | 一〇四 | 九一七 | 一、四四〇 | 二、一〇一六 | 九、一六 | 二、〇一 | 五六、五四 | |
| 広島 | 二六九 | 一、四四〇 | 六九二 | 一、三六三 | 五六八 | 二、七三 | 三、一五三 | |
| 山口 | 一二〇 | 六九二 | 三四四 | 一、一九五 | 七四三 | 一、一九 | 三五、二 | |
| 和歌山 | 八四 | 三四〇 | 五五九 | 一、〇四二 | 四、一三 | 一、〇四 | 三四、七 | |
| 徳島 | 一一三 | 四四四 | 四八六二 | 八六二 | 七、七五 | 一、四五九 | 五六、四 | |
| 香川 | 三一三 | 七〇八 | 一、八一〇 | 一、八一〇 | 七、八九 | 二、九一 | 二八、九 | |
| 愛媛 | 一三四 | 五四九 | 三八二 | 一、〇六五 | 二、五六五 | 七二、四 | 二八、九 | |
| 高知 | 五八二 | 八三〇 | 一、一五三 | 二、五六五 | 九二六 | 三四、七 | 三五、二 | |
| 福岡 | 一六七 | 四〇七 | 三五二 | 九二六 | 六七四 | 三四、七 | 三五、二 | |
| 大分 | 五六 | 二七一 | 三四七 | 六七四 | 八〇三 | 八、三一 | 一八、〇三 | |
| 佐賀 | 七六 | 六三八 | 五六四 | 一、二七八 | 一、一八四 | 五、九五 | 七、八七 | |
| 熊本 | 五七 | 三七八 | 二八九 | 七二四 | 一、一八四 | 七、七五 | 七、八七 | |
| 宮崎 | 五七 | 三七八 | 五六二 | 八四四 | 四、六七 | 四、一三 | 四、一三 | |
| 鹿児島 | 一〇〇 | 五〇三 | 一八八 | 三四三 | 四、六七 | 四、一三 | 四、一三 | |
| 沖縄 | 一六 | 一八八 | 一三九 | 二四一 | 八四四 | 七、九〇 | 七、九〇 | |
| 総計 | 六、七九八 | 三三、五一七 | 三六、四七五 | 七六、七九〇 | 平均 八、八五 | | | |

# ○教育と犯罪との關係統計

（監獄局調査）

## 入監當時未丁年四教育有無百分比例全上

高等教育を受けたる者　男　女

小學卒業若くは之と同等の學力ある者　男　女

讀書をなし得る者　男　女

無學の者　男　女

## 入監當時未丁年四教育有無自明治三十二年一月至明治三十二年五月五ケ月間

| | 高等教育を受けたる者 | | 小學卒業若くは之と同等の學力を有する者 | | 讀書をなし得る者 | | 無學の者 | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 計 |
| 北海道 | 一 | | 六 | | 一四 | | 一九 | | 四〇 | | 四〇 |
| 青森 | | | 五 | | 一四 | | 一四 | | 三三 | | 三三 |
| 岩手 | | | 四 | | 一五 | | 一四 | | 三三 | | 三三 |
| 秋田 | | | 一二 | | 一六 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 山形 | | | 一二 | | 一六 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 福島 | | | 一三 | | 一九 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 茨城 | | | 一三 | | 一九 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 栃木 | | | 一一 | | 一二 | | 一四 | | 三七 | | 三七 |
| 群馬 | | | 一三 | | 一九 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 埼玉 | | | 一〇 | | 一四 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 千葉 | | | 一〇 | | 一四 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 東京 | 一 | | 二 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 神奈川 | | | 六 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 新潟 | | | 一一 | | 一五 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 長崎 | | | 五 | | 一四 | | 一四 | | 四三 | | 四三 |
| 兵庫 | 二 | | 一四 | | 一六 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 大阪 | 二 | | 七 | | 一四 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 京都 | 二 | | 二 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 警視廳 | 七 | | 一〇 | | 一四 | | 一四 | | 四五 | | 四五 |
| 静岡 | 一 | | 二 | | 一四 | | 一四 | | 四五 | | 四五 |
| 愛知 | 二 | | 二 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 三重 | 二 | | 八 | | 一四 | | 一四 | | 四七 | | 四七 |
| 奈良 | | | 三 | | 一四 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 和歌山 | | | 一 | | 一二 | | 一四 | | 四一 | | 四一 |
| 滋賀 | | | 五 | | 一四 | | 一四 | | 四三 | | 四三 |
| 山梨 | | | 二 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 岐阜 | | | 一六 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 長野 | | | 一〇 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 宮城 | | | 九 | | 一四 | | 一四 | | 四三 | | 四三 |
| 福島 | | | 一二 | | 一四 | | 一四 | | 四四 | | 四四 |
| 岩手 | | | 一二 | | 一五 | | 一四 | | 四五 | | 四五 |
| 青森 | | | 一四 | | 一五 | | 一四 | | 四五 | | 四五 |
| 山形 | | | 一二 | | 一六 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 秋田 | | | 一二 | | 一六 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 福井 | | | 一三 | | 一九 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 石川 | | | 一三 | | 一九 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 富山 | | | 一二 | | 一六 | | 一四 | | 四三 | | 四三 |
| 宮崎 | | | 一二 | | 一六 | | 一四 | | 四三 | | 四三 |
| 島取 | | | 一 | | 一三 | | 一四 | | 四一 | | 四一 |
| 島根 | | | 一一 | | 一六 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 岡山 | | | 一一 | | 一六 | | 一四 | | 四二 | | 四二 |
| 廣島 | | | 一三 | | 一九 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 山口 | | | 一四 | | 一九 | | 一四 | | 四七 | | 四七 |
| 和歌山 | | | 一三 | | 一九 | | 一四 | | 四六 | | 四六 |
| 鹿兒島 | | | 一一 | | 一六 | | 一四 | | 四一 | | 四一 |
| 熊本 | | | 八 | | 一三 | | 一四 | | 三五 | | 三五 |
| 宮崎 | | | 五 | | 一一 | | 一四 | | 三四 | | 三四 |
| 鹿兒島 | | | 一一 | | 一六 | | 一四 | | 四一 | | 四一 |
| 沖繩 | | | 五 | | 一一 | | 一四 | | 三四 | | 三四 |
| 總計 | 五〇 | 二 | 二五二 | 六三 | 八六〇 | 二三七 | 一、〇一九 | 一、〇一一 | 二、一五一 | 一、二七三 | 三、四二四 |

## 入監當時未丁年四教育の有無百分比例全上

| | 高等教育を受けたる者 | | 小學卒業若くは之と同等の學力ある者 | | 讀書をなし得る者 | | 無學の者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 北海道 | 〇、五 | | 二、二 | | 八、九 | | 四〇、〇 | |
| 青森 | | | 一、五 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 岩手 | | | 一、二 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 秋田 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 山形 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 福島 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 茨城 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 栃木 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 群馬 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 埼玉 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 千葉 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 東京 | 〇、五 | | 二、二 | | 八、九 | | 四〇、〇 | |
| 神奈川 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 新潟 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 長崎 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 兵庫 | 〇、四 | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 大阪 | 〇、五 | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 京都 | 〇、五 | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 警視廳 | 〇、五 | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 静岡 | 〇、五 | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 愛知 | 〇、五 | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 三重 | 〇、五 | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 奈良 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 和歌山 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 滋賀 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 山梨 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 岐阜 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 長野 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 宮城 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 福島 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 岩手 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 青森 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 山形 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 秋田 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 福井 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 石川 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 富山 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 宮崎 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 島取 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 島根 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 岡山 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 廣島 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 山口 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 和歌山 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 鹿兒島 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 熊本 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 宮崎 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 鹿兒島 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 沖繩 | | | 二、九 | | 四、二 | | 二一、二 | |
| 總計 | 〇、二 | 〇、七 | 二、九 | 二、九 | 四、二 | 四、二 | 二一、二 | 二一、二 |

| 府縣 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 | 二十一 | 二十二 | 二十三 | 二十四 | 二十五 | 二十六 | 二十七 | 二十八 | 二十九 | 三十 | 三十一 | 三十二 | 三十三 | 三十四 | 三十五 | 三十六 | 三十七 | 三十八 | 三十九 | 四十 | 四十一 | 四十二 | 四十三 | 四十四 | 四十五 | 四十六 | 四十七 | 四十八 | 四十九 | 五十 | 五十一 | 五十二 | 五十三 | 五十四 | 五十五 | 五十六 | 五十七 | 五十八 | 五十九 | 六十 | 六十一 | 六十二 | 六十三 | 六十四 | 六十五 | 六十六 | 六十七 | 六十八 | 六十九 | 七十 | 七十一 | 七十二 | 七十三 | 七十四 | 七十五 | 七十六 | 七十七 | 七十八 | 七十九 | 八十 | 八十一 | 八十二 | 八十三 | 八十四 | 八十五 | 八十六 | 八十七 | 八十八 | 八十九 | 九十 | 九十一 | 九十二 | 九十三 | 九十四 | 九十五 | 九十六 | 九十七 | 九十八 | 九十九 | 百 | 百一 | 百二 | 百三 | 百四 | 百五 | 百六 | 百七 | 百八 | 百九 | 百十 | 百十一 | 百十二 | 百十三 | 百十四 | 百十五 | 百十六 | 百十七 | 百十八 | 百十九 | 百二十 | 百二十一 | 百二十二 | 百二十三 | 百二十四 | 百二十五 | 百二十六 | 百二十七 | 百二十八 | 百二十九 | 百三十 | 百三十一 | 百三十二 | 百三十三 | 百三十四 | 百三十五 | 百三十六 | 百三十七 | 百三十八 | 百三十九 | 百四十 | 百四十一 | 百四十二 | 百四十三 | 百四十四 | 百四十五 | 百四十六 | 百四十七 | 百四十八 | 百四十九 | 百五十 | 百五十一 | 百五十二 | 百五十三 | 百五十四 | 百五十五 | 百五十六 | 百五十七 | 百五十八 | 百五十九 | 百六十 | 百六十一 | 百六十二 | 百六十三 | 百六十四 | 百六十五 | 百六十六 | 百六十七 | 百六十八 | 百六十九 | 百七十 | 百七十一 | 百七十二 | 百七十三 | 百七十四 | 百七十五 | 百七十六 | 百七十七 | 百七十八 | 百七十九 | 百八十 | 百八十一 | 百八十二 | 百八十三 | 百八十四 | 百八十五 | 百八十六 | 百八十七 | 百八十八 | 百八十九 | 百九十 | 百九十一 | 百九十二 | 百九十三 | 百九十四 | 百九十五 | 百九十六 | 百九十七 | 百九十八 | 百九十九 | 二百 | 二百一 | 二百二 | 二百三 | 二百四 | 二百五 | 二百六 | 二百七 | 二百八 | 二百九 | 二百十 | 二百十一 | 二百十二 | 二百十三 | 二百十四 | 二百十五 | 二百十六 | 二百十七 | 二百十八 | 二百十九 | 二百二十 | 二百二十一 | 二百二十二 | 二百二十三 | 二百二十四 | 二百二十五 | 二百二十六 | 二百二十七 | 二百二十八 | 二百二十九 | 二百三十 | 二百三十一 | 二百三十二 | 二百三十三 | 二百三十四 | 二百三十五 | 二百三十六 | 二百三十七 | 二百三十八 | 二百三十九 | 二百四十 | 二百四十一 | 二百四十二 | 二百四十三 | 二百四十四 | 二百四十五 | 二百四十六 | 二百四十七 | 二百四十八 | 二百四十九 | 二百五十 | 二百五十一 | 二百五十二 | 二百五十三 | 二百五十四 | 二百五十五 | 二百五十六 | 二百五十七 | 二百五十八 | 二百五十九 | 二百六十 | 二百六十一 | 二百六十二 | 二百六十三 | 二百六十四 | 二百六十五 | 二百六十六 | 二百六十七 | 二百六十八 | 二百六十九 | 二百七十 | 二百七十一 | 二百七十二 | 二百七十三 | 二百七十四 | 二百七十五 | 二百七十六 | 二百七十七 | 二百七十八 | 二百七十九 | 二百八十 | 二百八十一 | 二百八十二 | 二百八十三 | 二百八十四 | 二百八十五 | 二百八十六 | 二百八十七 | 二百八十八 | 二百八十九 | 二百九十 | 二百九十一 | 二百九十二 | 二百九十三 | 二百九十四 | 二百九十五 | 二百九十六 | 二百九十七 | 二百九十八 | 二百九十九 | 三百 | 三百一 | 三百二 | 三百三 | 三百四 | 三百五 | 三百六 | 三百七 | 三百八 | 三百九 | 三百十 | 三百十一 | 三百十二 | 三百十三 | 三百十四 | 三百十五 | 三百十六 | 三百十七 | 三百十八 | 三百十九 | 三百二十 | 三百二十一 | 三百二十二 | 三百二十三 | 三百二十四 | 三百二十五 | 三百二十六 | 三百二十七 | 三百二十八 | 三百二十九 | 三百三十 | 三百三十一 | 三百三十二 | 三百三十三 | 三百三十四 | 三百三十五 | 三百三十六 | 三百三十七 | 三百三十八 | 三百三十九 | 三百四十 | 三百四十一 | 三百四十二 | 三百四十三 | 三百四十四 | 三百四十五 | 三百四十六 | 三百四十七 | 三百四十八 | 三百四十九 | 三百五十 | 三百五十一 | 三百五十二 | 三百五十三 | 三百五十四 | 三百五十五 | 三百五十六 | 三百五十七 | 三百五十八 | 三百五十九 | 三百六十 | 三百六十一 | 三百六十二 | 三百六十三 | 三百六十四 | 三百六十五 | 三百六十六 | 三百六十七 | 三百六十八 | 三百六十九 | 三百七十 | 三百七十一 | 三百七十二 | 三百七十三 | 三百七十四 | 三百七十五 | 三百七十六 | 三百七十七 | 三百七十八 | 三百七十九 | 三百八十 | 三百八十一 | 三百八十二 | 三百八十三 | 三百八十四 | 三百八十五 | 三百八十六 | 三百八十七 | 三百八十八 | 三百八十九 | 三百九十 | 三百九十一 | 三百九十二 | 三百九十三 | 三百九十四 | 三百九十五 | 三百九十六 | 三百九十七 | 三百九十八 | 三百九十九 | 四百 | 四百一 | 四百二 | 四百三 | 四百四 | 四百五 | 四百六 | 四百七 | 四百八 | 四百九 | 四百十 | 四百十一 | 四百十二 | 四百十三 | 四百十四 | 四百十五 | 四百十六 | 四百十七 | 四百十八 | 四百十九 | 四百二十 | 四百二十一 | 四百二十二 | 四百二十三 | 四百二十四 | 四百二十五 | 四百二十六 | 四百二十七 | 四百二十八 | 四百二十九 | 四百三十 | 四百三十一 | 四百三十二 | 四百三十三 | 四百三十四 | 四百三十五 | 四百三十六 | 四百三十七 | 四百三十八 | 四百三十九 | 四百四十 | 四百四十一 | 四百四十二 | 四百四十三 | 四百四十四 | 四百四十五 | 四百四十六 | 四百四十七 | 四百四十八 | 四百四十九 | 四百五十 | 四百五十一 | 四百五十二 | 四百五十三 | 四百五十四 | 四百五十五 | 四百五十六 | 四百五十七 | 四百五十八 | 四百五十九 | 四百六十 | 四百六十一 | 四百六十二 | 四百六十三 | 四百六十四 | 四百六十五 | 四百六十六 | 四百六十七 | 四百六十八 | 四百六十九 | 四百七十 | 四百七十一 | 四百七十二 | 四百七十三 | 四百七十四 | 四百七十五 | 四百七十六 | 四百七十七 | 四百七十八 | 四百七十九 | 四百八十 | 四百八十一 | 四百八十二 | 四百八十三 | 四百八十四 | 四百八十五 | 四百八十六 | 四百八十七 | 四百八十八 | 四百八十九 | 四百九十 | 四百九十一 | 四百九十二 | 四百九十三 | 四百九十四 | 四百九十五 | 四百九十六 | 四百九十七 | 四百九十八 | 四百九十九 | 五百 | 五百一 | 五百二 | 五百三 | 五百四 | 五百五 | 五百六 | 五百七 | 五百八 | 五百九 | 五百十 | 五百十一 | 五百十二 | 五百十三 | 五百十四 | 五百十五 | 五百十六 | 五百十七 | 五百十八 | 五百十九 | 五百二十 | 五百二十一 | 五百二十二 | 五百二十三 | 五百二十四 | 五百二十五 | 五百二十六 | 五百二十七 | 五百二十八 | 五百二十九 | 五百三十 | 五百三十一 | 五百三十二 | 五百三十三 | 五百三十四 | 五百三十五 | 五百三十六 | 五百三十七 | 五百三十八 | 五百三十九 | 五百四十 | 五百四十一 | 五百四十二 | 五百四十三 | 五百四十四 | 五百四十五 | 五百四十六 | 五百四十七 | 五百四十八 | 五百四十九 | 五百五十 | 五百五十一 | 五百五十二 | 五百五十三 | 五百五十四 | 五百五十五 | 五百五十六 | 五百五十七 | 五百五十八 | 五百五十九 | 五百六十 | 五百六十一 | 五百六十二 | 五百六十三 | 五百六十四 | 五百六十五 | 五百六十六 | 五百六十七 | 五百六十八 | 五百六十九 | 五百七十 | 五百七十一 | 五百七十二 | 五百七十三 | 五百七十四 | 五百七十五 | 五百七十六 | 五百七十七 | 五百七十八 | 五百七十九 | 五百八十 | 五百八十一 | 五百八十二 | 五百八十三 | 五百八十四 | 五百八十五 | 五百八十六 | 五百八十七 | 五百八十八 | 五百八十九 | 五百九十 | 五百九十一 | 五百九十二 | 五百九十三 | 五百九十四 | 五百九十五 | 五百九十六 | 五百九十七 | 五百九十八 | 五百九十九 | 六百 | 六百一 | 六百二 | 六百三 | 六百四 | 六百五 | 六百六 | 六百七 | 六百八 | 六百九 | 六百十 | 六百十一 | 六百十二 | 六百十三 | 六百十四 | 六百十五 | 六百十六 | 六百十七 | 六百十八 | 六百十九 | 六百二十 | 六百二十一 | 六百二十二 | 六百二十三 | 六百二十四 | 六百二十五 | 六百二十六 | 六百二十七 | 六百二十八 | 六百二十九 | 六百三十 | 六百三十一 | 六百三十二 | 六百三十三 | 六百三十四 | 六百三十五 | 六百三十六 | 六百三十七 | 六百三十八 | 六百三十九 | 六百四十 | 六百四十一 | 六百四十二 | 六百四十三 | 六百四十四 | 六百四十五 | 六百四十六 | 六百四十七 | 六百四十八 | 六百四十九 | 六百五十 | 六百五十一 | 六百五十二 | 六百五十三 | 六百五十四 | 六百五十五 | 六百五十六 | 六百五十七 | 六百五十八 | 六百五十九 | 六百六十 | 六百六十一 | 六百六十二 | 六百六十三 | 六百六十四 | 六百六十五 | 六百六十六 | 六百六十七 | 六百六十八 | 六百六十九 | 六百七十 | 六百七十一 | 六百七十二 | 六百七十三 | 六百七十四 | 六百七十五 | 六百七十六 | 六百七十七 | 六百七十八 | 六百七十九 | 六百八十 | 六百八十一 | 六百八十二 | 六百八十三 | 六百八十四 | 六百八十五 | 六百八十六 | 六百八十七 | 六百八十八 | 六百八十九 | 六百九十 | 六百九十一 | 六百九十二 | 六百九十三 | 六百九十四 | 六百九十五 | 六百九十六 | 六百九十七 | 六百九十八 | 六百九十九 | 七百 | 七百一 | 七百二 | 七百三 | 七百四 | 七百五 | 七百六 | 七百七 | 七百八 | 七百九 | 七百十 | 七百十一 | 七百十二 | 七百十三 | 七百十四 | 七百十五 | 七百十六 | 七百十七 | 七百十八 | 七百十九 | 七百二十 | 七百二十一 | 七百二十二 | 七百二十三 | 七百二十四 | 七百二十五 | 七百二十六 | 七百二十七 | 七百二十八 | 七百二十九 | 七百三十 | 七百三十一 | 七百三十二 | 七百三十三 | 七百三十四 | 七百三十五 | 七百三十六 | 七百三十七 | 七百三十八 | 七百三十九 | 七百四十 | 七百四十一 | 七百四十二 | 七百四十三 | 七百四十四 | 七百四十五 | 七百四十六 | 七百四十七 | 七百四十八 | 七百四十九 | 七百五十 | 七百五十一 | 七百五十二 | 七百五十三 | 七百五十四 | 七百五十五 | 七百五十六 | 七百五十七 | 七百五十八 | 七百五十九 | 七百六十 | 七百六十一 | 七百六十二 | 七百六十三 | 七百六十四 | 七百六十五 | 七百六十六 | 七百六十七 | 七百六十八 | 七百六十九 | 七百七十 | 七百七十一 | 七百七十二 | 七百七十三 | 七百七十四 | 七百七十五 | 七百七十六 | 七百七十七 | 七百七十八 | 七百七十九 | 七百八十 | 七百八十一 | 七百八十二 | 七百八十三 | 七百八十四 | 七百八十五 | 七百八十六 | 七百八十七 | 七百八十八 | 七百八十九 | 七百九十 | 七百九十一 | 七百九十二 | 七百九十三 | 七百九十四 | 七百九十五 | 七百九十六 | 七百九十七 | 七百九十八 | 七百九十九 | 八百 | 八百一 | 八百二 | 八百三 | 八百四 | 八百五 | 八百六 | 八百七 | 八百八 | 八百九 | 八百十 | 八百十一 | 八百十二 | 八百十三 | 八百十四 | 八百十五 | 八百十六 | 八百十七 | 八百十八 | 八百十九 | 八百二十 | 八百二十一 | 八百二十二 | 八百二十三 | 八百二十四 | 八百二十五 | 八百二十六 | 八百二十七 | 八百二十八 | 八百二十九 | 八百三十 | 八百三十一 | 八百三十二 | 八百三十三 | 八百三十四 | 八百三十五 | 八百三十六 | 八百三十七 | 八百三十八 | 八百三十九 | 八百四十 | 八百四十一 | 八百四十二 | 八百四十三 | 八百四十四 | 八百四十五 | 八百四十六 | 八百四十七 | 八百四十八 | 八百四十九 | 八百五十 | 八百五十一 | 八百五十二 | 八百五十三 | 八百五十四 | 八百五十五 | 八百五十六 | 八百五十七 | 八百五十八 | 八百五十九 | 八百六十 | 八百六十一 | 八百六十二 | 八百六十三 | 八百六十四 | 八百六十五 | 八百六十六 | 八百六十七 | 八百六十八 | 八百六十九 | 八百七十 | 八百七十一 | 八百七十二 | 八百七十三 | 八百七十四 | 八百七十五 | 八百七十六 | 八百七十七 | 八百七十八 | 八百七十九 | 八百八十 | 八百八十一 | 八百八十二 | 八百八十三 | 八百八十四 | 八百八十五 | 八百八十六 | 八百八十七 | 八百八十八 | 八百八十九 | 八百九十 | 八百九十一 | 八百九十二 | 八百九十三 | 八百九十四 | 八百九十五 | 八百九十六 | 八百九十七 | 八百九十八 | 八百九十九 | 九百 | 九百一 | 九百二 | 九百三 | 九百四 | 九百五 | 九百六 | 九百七 | 九百八 | 九百九 | 九百十 | 九百十一 | 九百十二 | 九百十三 | 九百十四 | 九百十五 | 九百十六 | 九百十七 | 九百十八 | 九百十九 | 九百二十 | 九百二十一 | 九百二十二 | 九百二十三 | 九百二十四 | 九百二十五 | 九百二十六 | 九百二十七 | 九百二十八 | 九百二十九 | 九百三十 | 九百三十一 | 九百三十二 | 九百三十三 | 九百三十四 | 九百三十五 | 九百三十六 | 九百三十七 | 九百三十八 | 九百三十九 | 九百四十 | 九百四十一 | 九百四十二 | 九百四十三 | 九百四十四 | 九百四十五 | 九百四十六 | 九百四十七 | 九百四十八 | 九百四十九 | 九百五十 | 九百五十一 | 九百五十二 | 九百五十三 | 九百五十四 | 九百五十五 | 九百五十六 | 九百五十七 | 九百五十八 | 九百五十九 | 九百六十 | 九百六十一 | 九百六十二 | 九百六十三 | 九百六十四 | 九百六十五 | 九百六十六 | 九百六十七 | 九百六十八 | 九百六十九 | 九百七十 | 九百七十一 | 九百七十二 | 九百七十三 | 九百七十四 | 九百七十五 | 九百七十六 | 九百七十七 | 九百七十八 | 九百七十九 | 九百八十 | 九百八十一 | 九百八十二 | 九百八十三 | 九百八十四 | 九百八十五 | 九百八十六 | 九百八十七 | 九百八十八 | 九百八十九 | 九百九十 | 九百九十一 | 九百九十二 | 九百九十三 | 九百九十四 | 九百九十五 | 九百九十六 | 九百九十七 | 九百九十八 | 九百九十九 | 千 | 千一 | 千二 | 千三 | 千四 | 千五 | 千六 | 千七 | 千八 | 千九 | 千十 | 千十一 | 千十二 | 千十三 | 千十四 | 千十五 | 千十六 | 千十七 | 千十八 | 千十九 | 千二十 | 千二十一 | 千二十二 | 千二十三 | 千二十四 | 千二十五 | 千二十六 | 千二十七 | 千二十八 | 千二十九 | 千三十 | 千三十一 | 千三十二 | 千三十三 | 千三十四 | 千三十五 | 千三十六 | 千三十七 | 千三十八 | 千三十九 | 千四十 | 千四十一 | 千四十二 | 千四十三 | 千四十四 | 千四十五 | 千四十六 | 千四十七 | 千四十八 | 千四十九 | 千五十 | 千五十一 | 千五十二 | 千五十三 | 千五十四 | 千五十五 | 千五十六 | 千五十七 | 千五十八 | 千五十九 | 千六十 | 千六十一 | 千六十二 | 千六十三 | 千六十四 | 千六十五 | 千六十六 | 千六十七 | 千六十八 | 千六十九 | 千七十 | 千七十一 | 千七十二 | 千七十三 | 千七十四 | 千七十五 | 千七十六 | 千七十七 | 千七十八 | 千七十九 | 千八十 | 千八十一 | 千八十二 | 千八十三 | 千八十四 | 千八十五 | 千八十六 | 千八十七 | 千八十八 | 千八十九 | 千九十 | 千九十一 | 千九十二 | 千九十三 | 千九十四 | 千九十五 | 千九十六 | 千九十七 | 千九十八 | 千九十九 | 千百 | 千百一 | 千百二 | 千百三 | 千百四 | 千百五 | 千百六 | 千百七 | 千百八 | 千百九 | 千百十 | 千百十一 | 千百十二 | 千百十三 | 千百十四 | 千百十五 | 千百十六 | 千百十七 | 千百十八 | 千百十九 | 千百二十 | 千百二十一 | 千百二十二 | 千百二十三 | 千百二十四 | 千百二十五 | 千百二十六 | 千百二十七 | 千百二十八 | 千百二十九 | 千百三十 | 千百三十一 | 千百三十二 | 千百三十三 | 千百三十四 | 千百三十五 | 千百三十六 | 千百三十七 | 千百三十八 | 千百三十九 | 千百四十 | 千百四十一 | 千百四十二 | 千百四十三 | 千百四十四 | 千百四十五 | 千百四十六 | 千百四十七 | 千百四十八 | 千百四十九 | 千百五十 | 千百五十一 | 千百五十二 | 千百五十三 | 千百五十四 | 千百五十五 | 千百五十六 | 千百五十七 | 千百五十八 | 千百五十九 | 千百六十 | 千百六十一 | 千百六十二 | 千百六十三 | 千百六十四 | 千百六十五 | 千百六十六 | 千百六十七 | 千百六十八 | 千百六十九 | 千百七十 | 千百七十一 | 千百七十二 | 千百七十三 | 千百七十四 | 千百七十五 | 千百七十六 | 千百七十七 | 千百七十八 | 千百七十九 | 千百八十 | 千百八十一 | 千百八十二 | 千百八十三 | 千百八十四 | 千百八十五 | 千百八十六 | 千百八十七 | 千百八十八 | 千百八十九 | 千百九十 | 千百九十一 | 千百九十二 | 千百九十三 | 千百九十四 | 千百九十五 | 千百九十六 | 千百九十七 | 千百九十八 | 千百九十九 | 二千 | 二千一 | 二千二 | 二千三 | 二千四 | 二千五 | 二千六 | 二千七 | 二千八 | 二千九 | 二千十 | 二千十一 | 二千十二 | 二千十三 | 二千十四 | 二千十五 | 二千十六 | 二千十七 | 二千十八 | 二千十九 | 二千二十 | 二千二十一 | 二千二十二 | 二千二十三 | 二千二十四 | 二千二十五 | 二千二十六 | 二千二十七 | 二千二十八 | 二千二十九 | 二千三十 | 二千三十一 | 二千三十二 | 二千三十三 | 二千三十四 | 二千三十五 | 二千三十六 | 二千三十七 | 二千三十八 | 二千三十九 | 二千四十 | 二千四十一 | 二千四十二 | 二千四十三 | 二千四十四 | 二千四十五 | 二千四十六 | 二千四十七 | 二千四十八 | 二千四十九 | 二千五十 | 二千五十一 | 二千五十二 | 二千五十三 | 二千五十四 | 二千五十五 | 二千五十六 | 二千五十七 | 二千五十八 | 二千五十九 | 二千六十 | 二千六十一 | 二千六十二 | 二千六十三 | 二千六十四 | 二千六十五 | 二千六十六 | 二千六十七 | 二千六十八 | 二千六十九 | 二千七十 | 二千七十一 | 二千七十二 | 二千七十三 | 二千七十四 | 二千七十五 | 二千七十六 | 二千七十七 | 二千七十八 | 二千七十九 | 二千八十 | 二千八十一 | 二千八十二 | 二千八十三 | 二千八十四 | 二千八十五 | 二千八十六 | 二千八十七 | 二千八十八 | 二千八十九 | 二千九十 | 二千九十一 | 二千九十二 | 二千九十三 | 二千九十四 | 二千九十五 | 二千九十六 | 二千九十七 | 二千九十八 | 二千九十九 | 三千 | 三千一 | 三千二 | 三千三 | 三千四 | 三千五 | 三千六 | 三千七 | 三千八 | 三千九 | 三千十 | 三千十一 | 三千十二 | 三千十三 | 三千十四 | 三千十五 | 三千十六 | 三千十七 | 三千十八 | 三千十九 | 三千二十 | 三千二十一 | 三千二十二 | 三千二十三 | 三千二十四 | 三千二十五 | 三千二十六 | 三千二十七 | 三千二十八 | 三千二十九 | 三千三十 | 三千三十一 | 三千三十二 | 三千三十三 | 三千三十四 | 三千三十五 | 三千三十六 | 三千三十七 | 三千三十八 | 三千三十九 | 三千四十 | 三千四十一 | 三千四十二 | 三千四十三 | 三千四十四 | 三千四十五 | 三千四十六 | 三千四十七 | 三千四十八 | 三千四十九 | 三千五十 | 三千五十一 | 三千五十二 | 三千五十三 | 三千五十四 | 三千五十五 | 三千五十六 | 三千五十七 | 三千五十八 | 三千五十九 | 三千六十 | 三千六十一 | 三千六十二 | 三千六十三 | 三千六十四 | 三千六十五 | 三千六十六 | 三千六十七 | 三千六十八 | 三千六十九 | 三千七十 | 三千七十一 | 三千七十二 | 三千七十三 | 三千七十四 | 三千七十五 | 三千七十六 | 三千七十七 | 三千七十八 | 三千七十九 | 三千八十 | 三千八十一 | 三千八十二 | 三千八十三 | 三千八十四 | 三千八十五 | 三千八十六 | 三千八十七 | 三千八十八 | 三千八十九 | 三千九十 | 三千九十一 | 三千九十二 | 三千九十三 | 三千九十四 | 三千九十五 | 三千九十六 | 三千九十七 | 三千九十八 | 三千九十九 | 四千 | 四千一 | 四千二 | 四千三 | 四千四 | 四千五 | 四千六 | 四千七 | 四千八 | 四千九 | 四千十 | 四千十一 | 四千十二 | 四千十三 | 四千十四 | 四千十五 | 四千十六 | 四千十七 | 四千十八 | 四千十九 | 四千二十 | 四千二十一 | 四千二十二 | 四千二十三 | 四千二十四 | 四千二十五 | 四千二十六 | 四千二十七 | 四千二十八 | 四千二十九 | 四千三十 | 四千三十一 | 四千三十二 | 四千三十三 | 四千三十四 | 四千三十五 | 四千三十六 | 四千三十七 | 四千三十八 | 四千三十九 | 四千四十 | 四千四十一 | 四千四十二 | 四千四十三 | 四千四十四 | 四千四十五 | 四千四十六 | 四千四十七 | 四千四十八 | 四千四十九 | 四千五十 | 四千五十一 | 四千五十二 | 四千五十三 | 四千五十四 | 四千五十五 | 四千五十六 | 四千五十七 | 四千五十八 | 四千五十九 | 四千六十 | 四千六十一 | 四千六十二 | 四千六十三 | 四千六十四 | 四千六十五 | 四千六十六 | 四千六十七 | 四千六十八 | 四千六十九 | 四千七十 | 四千七十一 | 四千七十二 | 四千七十三 | 四千七十四 | 四千七十五 | 四千七十六 | 四千七十七 | 四千七十八 | 四千七十九 | 四千八十 | 四千八十一 | 四千八十二 | 四千八十三 | 四千八十四 | 四千八十五 | 四千八十六 | 四千八十七 | 四千八十八 | 四千八十九 | 四千九十 | 四千九十一 | 四千九十二 | 四千九十三 | 四千九十四 | 四千九十五 | 四千九十六 | 四千九十七 | 四千九十八 | 四千九十九 | 五千 | 五千一 | 五千二 | 五千三 | 五千四 | 五千五 | 五千六 | 五千七 | 五千八 | 五千九 | 五千十 | 五千十一 | 五千十二 | 五千十三 | 五千十四 | 五千十五 | 五千十六 | 五千十七 | 五千十八 | 五千十九 | 五千二十 | 五千二十一 | 五千二十二 | 五千二十三 | 五千二十四 | 五千二十五 | 五千二十六 | 五千二十七 | 五千二十八 | 五千二十九 | 五千三十 | 五千三十一 | 五千三十二 | 五千三十三 | 五千三十四 | 五千三十五 | 五千三十六 | 五千三十七 | 五千三十八 | 五千三十九 | 五千四十 | 五千四十一 | 五千四十二 | 五千四十三 | 五千四十四 | 五千四十五 | 五千四十六 | 五千四十七 | 五千四十八 | 五千四十九 | 五千五十 | 五千五十一 | 五千五十二 | 五千五十三 | 五千五十四 | 五千五十五 | 五千五十六 | 五千五十七 | 五千五十八 | 五千五十九 | 五千六十 | 五千六十一 | 五千六十二 | 五千六十三 | 五千六十四 | 五千六十五 | 五千六十六 | 五千六十七 | 五千六十八 | 五千六十九 | 五千七十 | 五千七十一 | 五千七十二 | 五千七十三 | 五千七十四 | 五千七十五 | 五千七十六 | 五千七十七 | 五千七十八 | 五千七十九 | 五千八十 | 五千八十一 | 五千八十二 | 五千八十三 | 五千八十四 | 五千八十五 | 五千八十六 | 五千八十七 | 五千八十八 | 五千八十九 | 五千九十 | 五千九十一 | 五千九十二 | 五千九十三 | 五千九十四 | 五千九十五 | 五千九十六 | 五千九十七 | 五千九十八 | 五千九十九 | 六千 | 六千一 | 六千二 | 六千三 | 六千四 | 六千五 | 六千六 | 六千七 | 六千八 | 六千九 | 六千十 | 六千十一 | 六千十二 | 六千十三 | 六千十四 | 六千十五 | 六千十六 | 六千十七 | 六千十八 | 六千十九 | 六千二十 | 六千二十一 | 六千二十二 | 六千二十三 | 六千二十四 | 六千二十五 | 六千二十六 | 六千二十七 | 六千二十八 | 六千二十九 | 六千三十 | 六千三十一 | 六千三十二 | 六千三十三 | 六千三十四 | 六千三十五 | 六千三十六 | 六千三十七 | 六千三十八 | 六千三十九 | 六千四十 | 六千四十一 | 六千四十二 | 六千四十三 | 六千四十四 | 六千四十五 | 六千四十六 | 六千四十七 | 六千四十八 | 六千四十九 | 六千五十 | 六千五十一 | 六千五十二 | 六千五十三 | 六千五十四 | 六千五十五 | 六千五十六 | 六千五十七 | 六千五十八 | 六千五十九 | 六千六十 | 六千六十一 | 六千六十二 | 六千六十三 | 六千六十四 | 六千六十五 | 六千六十六 | 六千六十七 | 六千六十八 | 六千六十九 | 六千七十 | 六千七十一 | 六千七十二 | 六千七十三 | 六千七十四 | 六千七十五 | 六千七十六 | 六千七十七 | 六千七十八 | 六千七十九 | 六千八十 | 六千八十一 | 六千八十二 | 六千八十三 | 六千八十四 | 六千八十五 | 六千八十六 | 六千八十七 | 六千八十八 | 六千八十九 | 六千九十 | 六千九十一 | 六千九十二 | 六千九十三 | 六千九十四 | 六千九十五 | 六千九十六 | 六千九十七 | 六千九十八 | 六千九十九 | 七千 | 七千一 | 七千二 | 七千三 | 七千四 | 七千五 | 七千六 | 七千七 | 七千八 | 七千九 | 七千十 | 七千十一 | 七千十二 | 七千十三 | 七千十四 | 七千十五 | 七千十六 | 七千十七 | 七千十八 | 七千十九 | 七千二十 | 七千二十一 | 七千二十二 | 七千二十三 | 七千二十四 | 七千二十五 | 七千二十六 | 七千二十七 | 七千二十八 | 七千二十九 | 七千三十 | 七千三十一 | 七千三十二 | 七千三十三 | 七千三十四 | 七千三十五 | 七千三十六 | 七千三十七 | 七千三十八 | 七千三十九 | 七千四十 | 七千四十一 | 七千四十二 | 七千四十三 | 七千四十四 | 七千四十五 | 七千四十六 | 七千四十七 | 七千四十八 | 七千四十九 | 七千五十 | 七千五十一 | 七千五十二 | 七千五十三 | 七千五十四 | 七千五十五 | 七千五十六 | 七千五十七 | 七千五十八 | 七千五十九 | 七千六十 | 七千六十一 | 七千六十二 | 七千六十三 | 七千六十四 | 七千六十五 | 七千六十六 | 七千六十七 | 七千六十八 | 七千六十九 | 七千七十 | 七千七十一 | 七千七十二 | 七千七十三 | 七千七十四 | 七千七十五 | 七千七十六 | 七千七十七 | 七千七十八 | 七千七十九 | 七千八十 | 七千八十一 | 七千八十二 | 七千八十三 | 七千八十四 | 七千八十五 | 七千八十六 | 七千八十七 | 七千八十八 | 七千八十九 | 七千九十 | 七千九十一 | 七千九十二 | 七千九十三 | 七千九十四 | 七千九十五 | 七千九十六 | 七千九十七 | 七千九十八 | 七千九十九 | 八千 | 八千一 | 八千二 | 八千三 | 八千四 | 八千五 | 八千六 | 八千七 | 八千八 | 八千九 | 八千十 | 八千十一 | 八千十二 | 八千十三 | 八千十四 | 八千十五 | 八千十六 | 八千十七 | 八千十八 | 八千十九 | 八千二十 | 八千二十一 | 八千二十二 | 八千二十三 | 八千二十四 | 八千二十五 | 八千二十六 | 八千二十七 | 八千二十八 | 八千二十九 | 八千三十 | 八千三十一 | 八千三十二 | 八千三十三 | 八千三十四 | 八千三十五 | 八千三十六 | 八千三十七 | 八千三十八 | 八千三十九 | 八千四十 | 八千四十一 | 八千四十二 | 八千四十三 | 八千四十四 | 八千四十五 | 八千四十六 | 八千四十七 | 八千四十八 | 八千四十九 | 八千五十 | 八千五十一 | 八千五十二 | 八千五十三 | 八千五十四 | 八千五十五 | 八千五十六 | 八千五十七 | 八千五十八 | 八千五十九 | 八千六十 | 八千六十一 | 八千六十二 | 八千六十三 | 八千六十四 | 八千六十五 | 八千六十六 | 八千六十七 | 八千六十八 | 八千六十九 | 八千七十 | 八千七十一 | 八千七十二 | 八千七十三 | 八千七十四 | 八千七十五 | 八千七十六 | 八千七十七 | 八千七十八 | 八千七十九 | 八千八十 | 八千八十一 | 八千八十二 | 八千八十三 | 八千八十四 | 八千八十五 | 八千八十六 | 八千八十七 | 八千八十八 | 八千八十九 | 八千九十 | 八千九十一 | 八千九十二 | 八千九十三 | 八千九十四 | 八千九十五 | 八千九十六 | 八千九十七 | 八千九十八 | 八千九十九 | 九千 | 九千一 | 九千二 | 九千三 | 九千四 | 九千五 | 九千六 | 九千七 | 九千八 | 九千九 | 九千十 | 九千十一 | 九千十二 | 九千十三 | 九千十四 | 九千十五 | 九千十六 | 九千十七 | 九千十八 | 九千十九 | 九千二十 | 九千二十一 | 九千二十二 | 九千二十三 | 九千二十四 | 九千二十五 | 九千二十六 | 九千二十七 | 九千二十八 | 九千二十九 | 九千三十 | 九千三十一 | 九千三十二 | 九千三十三 | 九千三十四 | 九千三十五 | 九千三十六 | 九千三十七 | 九千三十八 | 九千三十九 | 九千四十 | 九千四十一 | 九千四十二 | 九千四十三 | 九千四十四 | 九千四十五 | 九千四十六 | 九千四十七 | 九千四十八 | 九千四十九 | 九千五十 | 九千五十一 | 九千五十二 | 九千五十三 | 九千五十四 | 九千五十五 | 九千五十六 | 九千五十七 | 九千五十八 | 九千五十九 | 九千六十 | 九千六十一 | 九千六十二 | 九千六十三 | 九千六十四 | 九千六十五 | 九千六十六 | 九千六十七 | 九千六十八 | 九千六十九 | 九千七十 | 九千七十一 | 九千七十二 | 九千七十三 | 九千七十四 | 九千七十五 | 九千七十六 | 九千七十七 | 九千七十八 | 九千七十九 | 九千八十 | 九千八十一 | 九千八十二 | 九千八十三 | 九千八十四 | 九千八十五 | 九千八十六 | 九千八十七 | 九千八十八 | 九千八十九 | 九千九十 | 九千九十一 | 九千九十二 | 九千九十三 | 九千九十四 | 九千九十五 | 九千九十六 | 九千九十七 | 九千九十八 | 九千九十九 | 一萬 | 一萬一 | 一萬二 | 一萬三 | 一萬四 | 一萬五 | 一萬六 | 一萬七 | 一萬八 | 一萬九 | 一萬十 | 一萬十一 | 一萬十二 | 一萬十三 | 一萬十四 | 一萬十五 | 一萬十六 | 一萬十七 | 一萬十八 | 一萬十九 | 一萬二十 | 一萬二十一 | 一萬二十二 | 一萬二十三 | 一萬二十四 | 一萬二十五 | 一萬二十六 | 一萬二十七 | 一萬二十八 | 一萬二十九 | 一萬三十 | 一萬三十一 | 一萬三十二 | 一萬三十三 | 一萬三十四 | 一萬三十五 | 一萬三十六 | 一萬三十七 | 一萬三十八 | 一萬三十九 | 一萬四十 | 一萬四十一 | 一萬四十二 | 一萬四十三 | 一萬四十四 | 一萬四十五 | 一萬四十六 | 一萬四十七 | 一萬四十八 | 一萬四十九 | 一萬五十 | 一萬五十一 | 一萬五十二 | 一萬五十三 | 一萬五十四 | 一萬五十五 | 一萬五十六 | 一萬五十七 | 一萬五十八 | 一萬五十九 | 一萬六十 | 一萬六十一 | 一萬六十二 | 一萬六十三 | 一萬六十四 | 一萬六十五 | 一萬六十六 | 一萬六十七 | 一萬六十八 | 一萬六十九 | 一萬七十 | 一萬七十一 | 一萬七十二 | 一萬七十三 | 一萬七十四 | 一萬七十五 | 一萬七十六 | 一萬七十七 | 一萬七十八 | 一萬七十九 | 一萬八十 | 一萬八十一 | 一萬八十二 | 一萬八十三 | 一萬八十四 | 一萬八十五 | 一萬八十六 | 一萬八十七 | 一萬八十八 | 一萬八十九 | 一萬九十 | 一萬九十一 | 一萬九十二 | 一萬九十三 | 一萬九十四 | 一萬九十五 | 一萬九十六 | 一萬九十七 | 一萬九十八 | 一萬九十九 | 二萬 | 二萬一 | 二萬二 | 二萬三 | 二萬四 | 二萬五 | 二萬六 | 二萬七 | 二萬八 | 二萬九 | 二萬十 | 二萬十一 | 二萬十二 | 二萬十三 | 二萬十四 | 二萬十五 | 二萬十六 | 二萬十七 | 二萬十八 | 二萬十九 | 二萬二十 | 二萬二十一 | 二萬二十二 | 二萬二十三 | 二萬二十四 | 二萬二十五 | 二萬二十六 | 二萬二十七 | 二萬二十八 | 二萬二十九 | 二萬三十 | 二萬三十一 | 二萬三十二 | 二萬三十三 | 二萬三十四 | 二萬三十五 | 二萬三十六 | 二萬三十七 | 二萬三十八 | 二萬三十九

情あるのみならず昔年希望したる監獄費國庫支辨論も殆んと其詮なきに終るの恐れなき能はざるなり、果して然らは國庫支辨後の監獄管理法は如何にせは即ち可なりやと云ふに當局政府既に之か成案ありと雖とも今日に於て之か大策方針を立つるにあらされは他日醫臍の悔なき能はさるに至るを虞れすんはあらす、是れ併しなから實に監獄行政の大革命にして容易の業にあらざるなり他語すれは即ち吾人か曾て本誌に於て論議せし拘禁制度に關する卑見は監獄改良に伴隨する最終の理想にして監獄の目的は種々の機關を要して在監人を拘禁する造營物は吾人の期待するが如く直に以て其位地を變更し得へきものにあらすと云ふの意に外ならす殊に又監獄費國庫支辨法は從來地方稅の負擔に屬したる經費を其財產と共に國庫に移したるに過きすして其費用の如きも從來に比し著しく增額を見るを得すとせは尙更吾人か最終の希望施設は徐ろに其歩を進めさるへからさるの必要あるか如し聞く所に依れは曩きに貴族院に於て監獄費國庫支辨問題に反對議員の理由とする所は府縣監獄費を國庫支辨に移したる以後監獄管理法は之を如何にすへきや亦其監督機關は如何に之を設定すへきやとの疑問もありて結局政府に於て未た之か成案を確定し居らさるは杜撰なりと云ふにありしか如し是れ素より反對議員の臆斷に過きすして吾人は容易に是に耳を傾くるものにあらざるのみならす政府は夙に之か成案あり之か斷行を敢てするに吝なるものにあらさるへしと雖も吾人を以て之を見れは監獄制度の革命は今日の此好機會を措て他日何れの時か之を行ふの期あるべき、是れ即ち吾人か監獄當局者と共に右に關する大策方針を確立せられんことを當局政府に勸告するものなり、是れ豈に國庫支辨法通過後の大問題ならすとせんや

卑見に依れは監獄費國庫支辨後の監獄管理法は全然現行の制度を改正し地方行政區畫の外に獨立せしめ即ち全國を通觀したる土地の狀況、交通の便否幷既往及將來に於ける在監人の多少等を斟酌し監獄署及監獄支署を適當分合し亦支內に置き拘禁者の分類に據り囚人監、拘置監、女監、未丁年監等に分ち各其管理法を異にすへきこと刻下必要の措劃たるを信せすんは非す、政府の計畫に依れは明治三十四年度以降は府縣監獄に關する經常歲出の外に年々三拾萬圓の巨額を國庫より支出し漸次監獄の建築改築に着手せんとするの擧期なるに於てをや然るに若し今日に於て尙未た以上の大策にして確定せずとせんか將來監獄の建築は果して何れを標準として之か計畫を立てんとする吾人は其標準なきに苦まさるを得さるなり、而して一面又假りに現行制度の如く地方長官をして依然之を管理せしむるとせんか監督の周到を缺き行刑の統一、改良の實を擧くること到底爲し能はさるを如何せん殊に亦監獄の建築改築事業は國家百年の長計にして容易に位置を變改するの難事たるを想へは輕々に之を看過し他日、行刑制度改良の累を遺こすの愚を學ばんや是れ豈に府縣監獄費國庫支辨に伴ふ重大問題にあらすとせんや

以上、吾人の希望する如く監獄の區別をして在監人の分類に依り假りに之を適當分合するの必要ありとせは其管理方法の如きは全然現行の制度を變更し特別機關の組織に據らさるへからさるに到るは素より理の當然にして是れ又今日に於て之か改正案を確定し置くの必要ありと信す、試みに其理由を概言すれは監獄其ものゝ性質たるや國家刑罰權の作用にして地方の行政とは全然之を分離し管理監督するを要するは理論上既に疑なきか如く國庫支辨後の管理法は是非之を中央內務省に管轄せしめ全國遇囚の均衡を保ち以て吾人か理想とする監獄改良の實効を奏せしめんことを要す、而して其設備機關に對する卑見は吾人之を他日に讓り只茲に國庫支辨法實施に關する當局政府の猛省を瞻はんと欲す

# ○府縣監獄費國庫支辨法案通過

監獄改良事業と最も密接の關係を有する府縣監獄費國庫支辨法律案は舊臘十二月二十日を以て貴族院を通過し成案となり即日上奏の手續に及ばれたりと云ふ、回想すれば元來斯問題たるや既に其性質に於て既往の事實經驗に於て是非曲直の理論は業既に確定し殆んど何人も之を非議する者あるを聞かずと雖も其繫る所ろ將來國庫財政上に尠少ならざる關係を有するを以て從來幾度かの蹉跌を經たるは實に止むを得ざるの事實たりしなり然り而して斯問題の沿革歷史は吾人本誌前號の會說に其概要を摘記し置きたれば讀者諸君は定めて永く之を記憶に存せらるべきを信ず是れ實に吾人當局者が一日千秋も啻ならざる希望を以て此問題の通過を侍ちつゝありしを以ての所以に外ならず然るに今や將に貴衆兩院に於て最大多數の贊成を以て法律成案となり既に勅裁を經て公布を見るに至りたるは苟も吾人と共に斯社會に身を投ずるものゝ永久忘却すべからざる紀念とす、即ち左に本誌前號の誌上に漏れたる本問題通過の概況を補遺し以て他日の參考に供せんと欲す讀者夫れ之を諒せよ

一明治三十二年十二月二日（衆議院に於て可決確定議となりたる當日貴族院は衆議院よりの送付を受け仝月六日の議事日程に上ほし府縣監獄費國庫支辨法律案第一讀會を開き政府委員小松原內務次官の說明ありたる後、船越男爵外數議員の質問に對し政府委員の答辯あり案は直に議長指名の左の九名の特別審査委員に付託せられたり

子爵 鍋島直彬君　　子爵 曾我祐準君　　男爵 紀俊秀君
男爵 吉川重吉君　　松平正直君　　三好退藏君
穗積八束君　　小倉重毅君　　早川周造君



仝七日審査特別委員長、副委員長の互選を行ひ、委員長に子爵曾我祐準君、副委員長に三好退藏君當選せらる

仝九日第一回審査特別委員會を開き各委員の質問に對し政府委員小松原內務次官、仝大久保監獄局長、仝坂谷主計局長の答辯あり、質問終結に至らずして閉會し、越て仝十三日第二回特別委員會を開き前會に引續き種々の質問を繼續し再び延會とし、其翌十四日第三回特別委員會開會、委員諸君より國庫財政上の事、及び本法律施行後に於ける監獄改良に關する計畫、及監獄行政組織方法等に對する方針に就き質問答辨交々起り、結局質問を終結し直に本問題の討議に移り三好退藏君の反對を除くの外、出席委員大多數の贊成を以て本法律案を全部可決し即日曾我委員長より本案委員會に於て可決の報告書を提出せられ其翌十五日を以て該報告書を各議員に配付せられたり

仝廿日を以て本法律案貴族院の議事日程に上り第一讀會の續き特別委員長曾我子爵より委員會の經過に對する報告あり、終て三好退藏君の反對、渡正元君の贊成、都築馨六君の反對、松平正直君の贊成に對する各理由演說ありたる後、討論終結し本案に就き第二讀會開否を無記名投票に付し當日出席議員二百十九名の內、反對六十八に對する百五十一の大多數を以て第二讀會を開くに決し引續き第二讀會を開き是又多數を以て原案に決し以て直に第三讀會を省略し即ち本法律案は政府提出原案の通、貴族院を通過し茲に全く府縣監獄費國庫支辨法律案は第十四帝國議會の協賛を經たるを以て即日貴族院議長より上奏の手續に運はれ、一面、其旨を衆議院に通知せられたり（當日特別委員長の報告演說並贊成、反對に對する以上諸君の演說速記は明治三十二年十二月二十日貴族院議事速記錄にあり讀者須らく一讀を要す）

以上は府縣監獄費國庫支辨問題に關する貴族院に於ける議事の順序及概要にして是れ實に吾人宿昔の希望たる本案通過の最終關門たりしなり、尤も右の經過中には幾多の消息なきにあらざりしと雖も今回本法案の通過を見るに至りたるは政府當局者の熱心盡力の存する所ろ、吾人は監獄當局諸士と共に永く之を紀念とし又厚く其勞効の偉大なるを深謝し以て監獄萬歲、監獄費國庫支辨萬歲を三唱せざるを得ざるなり敢て

新年開始に當り本問題の通過を祝す、而して今回發布の法律左の如し

法律第四號　明治三十三年一月十六日官報

第一條　監獄ニ關スル費用ハ總テ國庫ニ於テ之ヲ辨支ス

第二條　府縣監獄ニ屬スル府縣有土地建物器具器械素品製品其ノ他ノ物件ハ國庫ニ歸屬ス

附則

第三條　本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス

第四條　本法發布以後施行ノ日迄ノ間ニ於テ第二條ニ揭ケル土地物件ノ處分ヲ要スルトキハ命令ヲ以テ前段ノ規定ヲ設クタル場合ノ外內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　本法施行ノ際國庫地方費ノ區分ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 論說

# ○監獄事業に及ぼす宗教家の勢力

於愛知育兒院　千頭正澄君

博愛慈仁なる諸君の前に於て余か職務上聊か懷抱する所を披陳し諸君の清聽を煩はさむとするの機會を得たるは余の光榮とする所なり

余は常に思へり、監獄事業の完璧を期するは到底國家行政の作用のみを以て望むへきに非らす社會は宜しく相當の方法を設け監獄の目的を遂行するの後援と爲り內外相應して是に圓滿なる功果を奏すへきなりと雖も強大なる國權の勢力は彼れ頑強不逞の徒をして餘儀なく服從せしめられ、嚴正なる紀律に加ふるに懲



篤なる敎誨を以てす、彼等の通有性とも謂ふへき放恣懶惰なる狀態も斯る秩序的生活に慣るゝに從ひ漸く悔悟の念を生すると同時に自營の觀念起り出獄后は誓て正業に就き過れる良民に復歸せむと覺悟する者少なしとせさるなり、監獄の目的も是に於て漸く好望の途に向ひたりと謂ふへき乎、然るに一朝期滿ち出獄するや彼等の心理に畫きし豫想は忽ち齟齬し悔悟の念も自營の計も殆んど雲散霧消し了せむとするの悲境に遭遇するは抑も何か故ぞや、是れ一日刑辟に陷りたるの故を以て社會公衆は指彈して窃ひせさるのみならす反て奮惡を世間に流布して彼等の立脚地を侵奪せんとし甚しきは親愛の友、骨肉の親、亦た之を嫌惡して顧みさるものあり、是に於てか身軆るへきの親なく、手執るへきの業を得す、饑寒交ゝ迫りて殆んと一身を容るゝの餘地なからむとす彼等の心緒亂れさらむとするも豈得へけむや、煩悶懊惱の極、終に復た犯罪の街に彷徨し再ひ罪を犯すの止むを得ざるに至るもの皆然り固より自業自得とは云へ亦憐むへき至りならすや、而して此の如き狀況は彼等か監獄に於ける秩序的生活に因り漸く復へらむとするの本心を沒却するものにして近來監獄制の完整、有司の勉勵とに由り將さに監獄の目的を達せむとするのときに方り、反て益々再犯者の增殖する勢ひあるは全く右等の事情に因らすむはあらさるなり、故に監獄の事業をして終始一貫せしめ以て圓滿なる結果を得むとせは須らく彼等か出獄后に於ける保護方法を講するを以て最大急務なりと信す近來出獄人保護會の各地に設立せらるゝは正さに右等の主旨に由るものにして幸ひ本縣に於ても有志諸賢の盡力に設り該會の設立を見るに至り前述の如き不幸薄命なる者を保護するの機關具りたりと雖ども之を悉く收容して保護を與へむとするは經濟其他の點に於て許さゝる所あり、縱し悉く之を保護し得へしとするも余は是れのみにては未た足れりとせす此の以外に於て尙ほ諸君に希望せさるへからさるものあり、乃ち彼等が監獄に在て敎誨師の敎養感化を受くると同しく諸君は外に在て常に彼等の敎誨師と爲り

敎養感化の策を取らるゝは勿論、凡そ彼等の身上に於ける百般の相談役と爲り以て監獄に於ける敎誨の效果をして出獄同時に消散せしむるの憾みなく一旦復したるの本心、發したるの希望をして永く持續せしめ以て悔悟の實を現はし再犯に陷らしめさるの工風あらんことを望む、而して其手段は常に彼等を敎養するの傍ら社會公衆に向て彼れが遷善悔悟の人にして其伍伴に列するも恥つかしからさるの資格を有することを紹介し其信用を回復せしめ、進んては社會の共同生活場裡、彼等を擯斥すへきものに非さるのみならず反て之を保護するは吾人同胞の義務にして亦社會全体の得策たるへき理を明かにし且つ心理上吾人心性の改良し能はさるものに非さるへきを說き以て彼等の地位を安固ならしむへきなり、夫れ此の如くして而して監獄の目的を達するに近からん乎

本縣監獄の在囚は二千內外にして其宗派を擧くれは眞宗、禪宗、淨土、日蓮、眞言、天台神道等にして偶不肖のものあるも是れ幼時父母に離れたる少數の浮浪輩のみ、敎誨は道義、宗敎孰れに依るやとは隨分識者の口にする所なれども余は寧ろ宗敎に基本を取るを比較的有効なるものと信す何となれは數百年來偉大なる宗敎の勢力は其觀念深く人心に浸染し是非善惡の標準は殆んと宗敎に其源を汲まむとするの方便を有する習慣あれはなり、而して敎誨師は大谷派本願寺の派遣に係るもの五人を常置し專ら個人的方法により周密なる敎誨を施すを例とせり、總囚を一室の下に集めて說敎的敎誨をなすか如きは已に舊時代に屬し、罪質、刑名、刑期は勿論、宗敎、敎育、年齡、性質、行狀等凡そ彼等の身上に關する事項は細大洩さず之を詳悉し以て彼等の境遇に適應するの敎誨を加へ情理兩つなから徹底せむことを期す頑强の輩、戇愚の徒も終には眞心を感發して悔悟の狀あるもの少なしとせす而かも復た罪禍に罹るものあるに至るは是れ前述せし如く主として出獄后の境遇是をして然らしむる所たらすんはあらさるなり



之を要するに監獄の最大目的は再犯を防遏するに在り而して之を達せんには前述せしか如く諸君の盡力により內外相應して其軌を一にせさるへからさるなり、諸君は常に佛の大慈大悲の敎旨に說き吾人未來の地位を安んせしめむとせらるゝ敎任を負はるゝの人なり、而して諸君が檀徒中不幸にして刑辟に觸るゝもの、其所を得すして彷徨するもの等あるに至ては諸君は之を傍觀して顧みる所なきか、否、決して傍觀せらるへきものに非さるへく之を敎養指導して相與に聖世の良民たらしめむとせらるゝは諸君の職任上當さに然るへきことゝ信して疑はさる所なり、希くは諸君此の勞忙を以て國家併に佛恩の爲め盡力せられむこと希望の至りに堪へさるなり

## ○明治三十三年の監獄事業に就て

木名瀨禮助君

監獄歷史は年と共に進み來て愈々明治三十三年の春陽を迎へたり、而して本年は如何なる抱負を持して改良の實を擧けむとするか、凡一年の計は一月に於て之を慨立し以て其順路を定めさるへからず是を以て余豐今年斯業に對し聊か卑見を具し廣く同人諸君の示敎を請ひ以て前途の順を得むことを期するなり

夫れ本年斯業の順序を論ぜんとせば先つ已往の事蹟に徵し開發の趨勢を了し譬へば改良艦なるもの如何なるときに進水して如何なる港灣を通過し而して昨今如何なる速力に依て如何なる所を進行し且つ將來何邊の彼岸に達せむとの目的なる乎を認了するを要す

惟ふに獄務改良艦の初めて出來たるは實に明治五年第三百七十八號監獄則及監獄圖式を制定發布せられたる時に在れと推定して可ならん、其後明治十四年九月太政官達第八十一號を以て監獄則改正の公布あるま

て殆んど十年間に設置せる諸般の事業を一新して第十五年一月より刑法治罰法等の實施と共に此船艦は漸く拔錨進行を始めたるものゝ如し何にを以て之を謂ふか當年以前は監獄の名稱あるも警察部の管轄に屬し獨立獨歩の働きを爲す能力を有せざればなり爾來僅かに獨立して進行は始めたり然りと雖も未た船艦の不完全船員の不慣に加ふるに石炭其他旅料必需品の供給不充分なる爲め動もすれば危險の虞を呈し進行甚た緩慢なからも先つ順路を取りつゝ明治二十二年の改良湊へ寄湊せり時に此の湊に於ては恰かも漂流船の危急を援助せんとするものゝ如く種々の準備を整へ需要品を供給し且つ前進路を示し其上前の監獄顧問フォンゼーベック君をして航海術等を薫陶せられたるに因り爾後の進歩著しく速力を早め着々進行昨三十二年の改良湊に寄湊するを得たり

偖て此湊は益々進化的開發の準備を整ひ其規模亦昔日の比にあらず加之ならず積年一日の如く渇望して屢々杜撰の非運に陷りたる監獄費國庫支辨の大宿題は此の湊湊に於て兩院の通過を見るに至れるこそ實に絶快の慶事にアある玆に於てか余輩は大聲連呼して當局諸君の多勞を感謝すると同時に改良萬歳の辭を以て此の新年を迎へたり

監獄改良艦の旅途大略前述の如し而して從來の航路何邊にまで進み尙前途如何なる彼岸に到達せんとするか余輩の見を以てすれば曾て橫濱を拔錨し神戸長崎等の近海を經て漸く將に遠洋に向はんとしたる位にして尙又其前途は實に遼遠なるを覺ふるなり豈夫れ悠々緩々として停泊すべき時ならんや

是より將に進まんとする航海こそ眞に技術を要し工風を凝らし全力を注ひて以て目的の彼岸に達せんことを努めざるべからざるなり特に同人輩の深く注意を要すべきものあるを知る何んぞや由來國庫支辨問題に就き殆んと狂するか如き熱誠渴望を以て朝野に嘆願し世人に叫呼したるところの法案既に宿望を達したる



生は從來理想的に主張せる論鋒を轉して今後事實的に成功せしめざるべからざる一事是なり若し前途に於て之を事實に徹するを得さる如き事あらんか已往の言實を如何せん是れ年初今日に於て前途順路を精研せひと欲する所以なり

夫れ本年斯業は萬事便利を得第一種受業生は近きに修了し次期も亦夏季前後に卒業すへく諸事敏活の機關を備ふると謂ふと雖獄務の改善は益々進て愈々繁忙前途實に遼遠なりとす故に諸般に向て着々歩を進めざるべからざることは勿論なりと雖就中急務を感ずるものは經理工業の整理ならずや如何とすれば改良進化の前には必す費用と云ふ堅塀あるを記憶せざるべからず例令明察卓識と雖も經濟の收支を度らずして論爭するは識者の容れさる所にして遂には空論の名を冠して葬むられんのみ是れ豈今の機宜に適するものならん乎

余輩所謂經理工作の整理を唱ふるは啻に縮少主義を取るにあらざるのみならず反て大に擴張主義を主張するの意に出てたるものなり、如何に監獄開發の前途多望なるも經濟已定豫算の範圍を脫越して急行するを得す故に經理の上に於て緩急の度を制し宜しく節し得べきは之を節し忍び得べき限り之を忍んで以て他の開發事業に之を流用すべし囚徒工作に於ても器具素品に投すへき資は之を供給して大に收入の擴張を期すへし而して是等の整理は區々たる局部に就ての謂にあらず廣く全躰に對し即ち監獄の分合存廢又は作業の興廢聯合等の大計案を云ふ之を要するに既定豫算の程度に於て經濟の融通活用を計劃し將來定額以外の擴張事業は監獄自身に財源を造り以て進化改善の實を擧けんと欲するにあり諸賢以て如何とする乎望むらくは意見のあるところを割愛せよ

# ○謹て新年を祝し併せて斯業の諸士に所感を啓上仕候

中村裏君

昭色鬱々和氣靄然たる明治三十三年を玆に祝し併せて僚友諸士の益々御健全ならん事を奉謝候

偖此明治三十三年は斯業の爲め予々が永く忘るべからざるの佳運の新年實に御同慶の至に御座候回顧致し候得者予等が多年渇望して止まざりし彼の監獄費國庫支辨法案は御承知の如く客歲十二月を以て首尾克く兩院を通過し彌々來る十月より實施する事と相成候畢竟同法案か恁く優勢を以て可決するに至り候は時機の然らしむるに因るならんと存候へ共抑も亦予か當路諸賢か熱心なる前後幾多の困厄に遭遇せしも更に屈撓する處なく所謂精神一到何事か成らざるとの如く益々鋭意其初心を貫かんとの強忍遂に佳運を來したる次第歟に當路諸賢の賜ものに候へば生は諸士と共に當路諸賢に向ひ大に其効勞を稱揚し且深く感謝する處に御座候

國庫支辨法案は既に非常なる光景を以て兩院に歡迎せられ斯業の上に臨まるゝ事に有之候得とも此國庫支辨其者は申までもなく元來監獄の改良なる者に無之唯之を改良するに多くの利便を與ふるの方法たるに過ぎざれば今後予々は善く此法を利用し其効を收むるの責務を雙肩に荷ひたる次第に候へば少しく望蜀の嫌には御座候へ共此案の實施と共に是非に御斷行を希望せざるべからさるもの御座候其は第一司獄官の○○を進め且○○を大に撰擇する事第二は同しく之か○○を打破して大に刷新を加ふる義に御座候去れと此二件は唯今予々か希望候とも所設事情其者か容易に許され申間敷且予々に於て個樣の事を申述べ候ては聊か憚かる儀も候へば是は暫く謂いぬが花と致し置き第三より左に申上諸士の御參考に供し參らせんと存候若



し幸に御同情を得候へは本懷之に過ぎざる義に御座候

## 第三　監獄を地方廳と全く關係を絕ち本省の直轄とする事

此問題の當否利害に就ては當路諸賢は申すに不及僚友諸士の御承知の通り是迄の如く監獄か地方廳に隷屬致し居り候ては實際典獄の働きは監獄に兎角緣深き四分六の割合に御座候即肝腎の本務には四分を用ひ餘の六分は他の方面に勞しつゝありと云はゝ蓋し當らすと雖も遠からざる義と被存候生の言果して過の無くば此復雜至難なる事業典獄は縱へ十二分の頭腦を一方に傾注致し候とも尙且足らざるべく況しや四分や五分の力を致し居り候は如何でか滿足に爲し得らるべき哉恁く申さは其事情に御通曉なき方々は或は自分等に都合善き辭柄を設け其勳の及ばざる責を遁れんとする者と思召され申すべきも否らざる人士は此邊の事情に就ては屹度御同情下され候義と確信仕候惟ふに國庫支辨問題の因りて起り候譯も亦此邊に重きを置かれ候義に可有之されは萬が一にも此所屬が依然地方廳の下に之れ在り候ては切角の法案も其價値幾千を存し可申歟又予々か此法案を大早の雲霓視して居りし甲斐は那邊に御座候哉更に飜つて當路諸賢か誠心精意永の年月營々辛苦以て今日其素志を達したりとするは又何を歡ぶ譯に御座候歟彼も我も一向譯の分らぬ事と相成可申故に當路諸賢には疾く此邊の御成算在らせられ候に付予々の恁る心配は全く杞憂に屬し申すべきも兎角萬事の物事は理屈の在る處や事實の存する通りには行はれ難き事も有之隨分感情や情實の爲めには正しき理屈も壓倒され惜かなる事實をも滅却致され候實例も少なからぬ事に御座候へば單に正義や道理のみを觀み居る時は頓んだ不覺を執り絕望の淵に沈み臍を噛み候義も可有之候

近くは諸士も御承知の如く客歲此法案か貴族院の議に登り候時某議員は濫りに監獄を司法省の管理に屬せ

しむるの必要を述べられたる例も御座候元來國庫支辨と之か所屬とは自ら別個の問題なるに之を一所に擔き出し論せられし主旨誠に分り兼候義に有之論者は眞逆に夫れとは明言致されざるも其意味は取りも直さず監獄を司法に屬せしむれは此案を贊成するか否らされば不贊成なりと云ふものゝ如し俗に申す脊に腹は換へられずの否應諾はせぬ難題と生は聞き取り申候は辯目歟之等の手段が所謂文明的手腕とでも申すべきものに御座候哉生は餘りに濡れ手で泡的の名案に奉驚入候夫れは偖措き其理由とする處を承るに行刑は撿事の指揮に依て始めて執行するものなれは之を司法に隷屬するは至當にして且便利なりとかや是は一應道理ある樣に候へ共抑も司法と行政と混合するの不可なる事は一般の定論なりとは生は確に聞き及ひ居り候況んや某論者の如き司法事務に嘖々の譽ある者をや勿論百も御承知二百も御合點なるへきは生の保證する處に御座候又行刑は論者の御申聞の通確定の上撿事の指揮に依り典獄が之を執行するに相違なきも典獄に於て之を引受候上は典獄は即監獄則其他之に關する法律命令に基き他の牽制を受くる事なく之を執行して所謂感化歸善に導くの特權を有し居り候へば縱令へ司法權と雖も典獄の職務に對し苟くも容喙する義は斷して許すべきに非らす判撿事か監獄を巡視するは典獄を指揮監督する儀に無之唯典獄が若し司法の要求に反したる執行を爲したる場合あれは始めて司法權を以て之を救濟するか爲め而已

承る處に依れは西洋には監獄を內務司法の兩屬に致し居る國もあるやに候へ共其成績の優劣に至ては方々疾く御承知の事と存候へば茲に申述るの要無之兎まれ角まれ苟くも監獄改良の必要を論する今日に於て司法所屬なとを持ち出され候義は誠に意外千萬にも亦殊念の至りに御座候併し右樣の理屈の通用致し候議も無之候へは今更申すの要なく候へ共他日の心得の爲め生は其論者に伺置度義御座候其は別義に無之論者は即典獄は撿事の指揮に依り刑を執行する關係あればとの言に候哉者監獄より尙一層密接の關係を有する警



察即常に司法權を行ひつゝ在る者を如何に成され候御思召に御座候や此關係的筆法より推せは論者は多分近日警察費國庫支辨又警察司法所屬の御提案のある義にも可有之哉警察と云ひ監獄と云ふ或る部分に於ては等しく法律の作用に依りて司法の前後に働く機關に相違なきも夫れが爲めに之を司法に屬せねばならぬとは餘りに理屈の分らぬ次第と被存候縱し又監獄を是非司法に屬するの必要ありとの事に候はゝ論者は何の故に今日迄國庫支辨の議を提出せられざりしや是れ生の深く異とする處に御坐候惟ふに論者は今日監獄費が國庫支辨に移るの趨勢を見俄かに之を司法に移さんとの慾望言を換へて申さばヰンの其日の出來心には無御座候哉論者は他人の永年辛苦經營爲しつゝ在るを高見で見物的に附して居られながら今や其効の成を見て理を非も搆はず藪から棒に之を此處へ渡すが善ひと謂はれ候者に候はずやまりとは餘りに御虫が善さ過きたる次第に可有之予か僚友諸士以て如何に御思召され候や

第四　現在の監獄を廢合し刑期の長短に依り拘禁監獄を別異する事

未丁年囚及女囚幷に懲治人又は別房留置人等をも拘禁所を別異する事但懲治人は出來得べくんば便宜の地に特に懲治場を設置し監獄と全く分離するを可とす

又地方交通機關の狀況に依り止むなく一監獄內に各種の者拘禁する場合に於ても刑期の長短其他の種類に依り總ての所遇を劃然別異する事

此分類拘禁の利益ある事は諸賢の夙とに御認了相成居り候處に有之而かも今日尙之か實行を見るに至らざるは要するに其經濟か地方支辨に屬するの事情止むなきに由りたる義と存候左れば今後土地其他の狀況を審査し監獄を廢合して以て漸次此方法を實行するに至り候はゝ啻た非議、作業、教誨、教育等諸般の方法秩然相立行刑の目的を達し得られ候のみならず又經費をも大に削減するを得らるべき義と存候

聞き候處に依れば歐洲の或る國々では監獄に管理區書を定め其管區毎に中央監獄と稱するものを設け拘禁者の種類に依り其所を別異し之をして其區内の各監獄を統轄せしむる事恰かも我國の裁判區制度に於ける如くに御座候由我國に於ては右樣の制度曾て無之候へば強て是非は申し難く候へ共稍々之に類するもの之れあり即北海道集治監の各分監に於ける警視廳第四部の巢鴨市谷の監獄を支配する如きもの御座候之か成績の良否に就ては唯今爰に不申上候唯生が心附候まゝを聊か申述候尤も此方法たる理屈の上から申さば物の順序として恁〳〵爲すは統轄上便宜なる道理に御座候共其事實は大に反し候樣被存候併し理屈と實際と全く相適し候ものは無之其間多少の利害か相伴ふは止むなき義に候へ共凡そ利なくして而かも害のみある此管理方程珍らしきものは他に比類有之間敷と被存候今其二三の例を試みに申述候へば第一監督者被監督者共に同一の實務に當り居候へは監督者如何程公平なる人に候とも躬から直接管理する處を完全にせんと勢むるは人情の常に候へは吏員の撰擇豫算の分劃等識らず知らずの間公平を失し易き事、第二被監督者は何事を爲すに就ても一々監督者の指揮を受けさるを得ざるより自然被監督者の責任を薄弱ならしむる事第三被監督者に於て改正若くは新設を爲さんとする時は先つ監督者の認諾を經ざるべからざるが故に之か往復等に徒らに多くの日子を費やし又は其施行を拒絶せらるゝ事あるが爲め或は事務の澁滯を來し或は意見の衝突を生し爲めに事物の改良進歩を阻害する事、第四被監督者は一々監督者の認諾を經るの煩累に堪へざるのみならず往々其意見を阻止せらるゝより豫め申譯的の種を準備し置き成るべく認諾を經ざる方法を講じ專行するの結果遂に實際の事務區々たるに至る事、第五本省の訓達又は被監督者より提出する進達等曾監督者を經由するか爲め其敏速を缺き又は其旨趣の誤謬を惹き起す事、第六監督署には特に多少の吏員を配置するも典獄としては彼我の職權同一なるか故に勢適切の監督を施行するを得す且監督者と雖とも



神ならぬ身の悲しき他の失策を嚴しく叱責すると同時に自身亦同一の失策を爲す如き事實を生する等あるか故に其監督權は自然有名無實となりて徒らに虛位を占むるに至る等にして之を要するに種々の意見衝突の結果彼れ我を責むれば我亦彼を咎め相互敵視して共に相讓るなきより得る處の利は更になくして殘る處のものは唯幾多の弊害のみと相成可申候

右は唯其例外有之尙此外の弊失多々にして一々枚擧致し難く候是即理外の理とも可申歟兎に角論より證據又爭ふべからざる事實と確信仕候

以上申述候外希望致し居候事は書記看守長の俸給增加に御座候得共是は多分直くには出來ぬ事に候得ば先其人數を減じ現今の半若くは三分の一と致し給額を篤くし充分に勉勵せしめ其及ばざる事務を看守に補助せしめ度事又看守の採用法を改正し充分なる人を撰み尙之に有効なる教養法を施し特別の資格を附與し長く職に安せしめ若し規約に違背する者あらば最も嚴重なる制裁を加ふる事とし又之か定員を減少して精神的の働きを爲さしめ以て之を補ふ等の義に御座候

生は元來不束の者に候得共多少の實驗もあり又今日國家財政の喧しき摸樣なども少しは聞及居候へば旁以て失禮に亘額を要する如き滅法界の出來ない相談を持ち出し候譯に無御座候間可然御賢察を得度候今是等の事を細かに申し續け候ては即ヘタの長文句兎角沒書函に埋葬と云ふ怖るべき制裁も御座候に付其詳細は次回に讓り此度は爰に擱筆仕候

# ○國庫支辨後に於ける監獄の管理

三浦貢君

府縣監獄費國庫支辨は曾て吾人か熱望せしのみならす已に朝野の問題となり或は政略に供せられたる等多少歷史を有し久しく決せさりしか愈々機運到來し遂に世の是認する所となりたるを以て政府は其輿論を容れ今回帝國議會に對して國庫支辨案を提出せられ衆議院は勿論貴族院も亦大多數を以て之を可決せり豈國家の爲め賀せさるへけんや

回顧すれは今より二十八年前則ち明治五年初めて監獄則及其圖式を制定發布せられ其緒言に於て獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐する者に非す人を懲戒する所以にして人を痛苦せしむる者に非す刑を用るは已を得さるに出つ國の爲に害を除く所以なり云々と示され其れか爲め頓に舊來の面目を改め漸次發達進歩して遂には歐米の監獄をも凌駕せんとするの勢を呈したりしか其後國庫經濟上の都合よりして明治十三年第四十八號布告を以て監獄費及建築修繕費を地方費支辨に移されたるか爲め各地方とも皆其負擔の重きに苦しみ何向理事者の計劃の如く積極的の事業は行はれす其結果監獄の改良上一頓挫を來したるは蔽ふへからさるの事實にして余は一時退歩したるとなきかとの感なきにしもあらさりし勿論今日に在ては昔時に比して治獄の改良顯著なる者多々之あるへしと雖も余輩をして遠慮なく言はしめは其發達進歩は比較的遲緩なりしと云ふも敢て過言にあらさるへしと信す尤も此點に就ては吾々當事者たるもの多少其實を免かれすと雖も畢竟監獄費を地方支辨に移して其管轄を地方長官に一任せられたるか爲め此の如き結果を生したるにはあらさる歟兎に角府縣會に於て明治十四年而も地方費支辨に移りたる年よりして國庫支辨に復するの建議を爲し其後數年間引續き各府縣會より同しく國庫支辨を建議したるを以て見るも其負擔に苦しみつゝありしを知るに足る故に其事業の思ふか如く發達せさりしも亦止を得さるなり

帝國議會開設以來監獄費國庫支辨案は屢々其議に上り今也政府の提出に係る該法案幸に帝國議會の協賛を經たるを以て來る十月よりは愈々國庫支辨となり治獄改良上大に便益を得吾人か宿昔の希望を達し慷絕快絕此事なりと雖も其監獄の管理は果して如何せらるゝか我政府委員は本案特別委員會に於て委員の質問に對して總理大臣の意見を確めたる上政府に於ては目下司法省に移すの必要を認めすと答へられたる由なれとも第一讀會に於て議員の一人より內務省の直轄云々との質問あり之に對して政府委員は今日まて未だ其等の事に附て何も評議か極つて居る次第ではないのてありますと答へられたりと云ふ是れ或は本案に直接の關係を有せす專ら政務の分配官制の改革に屬するを以て態と明に答辨を與へさりし者ならん歟なれとも已に司法省に移すの必要を認めすと答へられたる以上は尙ほ進んで內務省の直轄となすや否に就て明答を與へられさりしは余輩の遺憾とする所なり然りと雖も其本省の直轄とせらるゝことは他の點より觀察して之を窺ひ知ることを敢て難とせす則ち政府委員の口より監獄の數を幾らか減して合併することかあるてあらうそして又女囚或は幼年囚の如きは便宜に之を配合する云々と言はれたる所を以て見るも將來府縣の區域に依らすして便宜の地に監獄を置かるゝものなることを推知するを得へし若し國庫支辨の曉依然として今日の儘に存するときは折角國庫支辨に復せらるゝも豫期せし如く實益を見ること能はさるへし去れは國庫支辨になると同時に本省の直轄となし一大革新を行はるゝことは吾人の希望して止まさるのみならす當に政府か盡さゝるへからさる義務なりと信す我か監獄協會の意見は果して如何我か一萬有餘の監獄協會員諸君は必らず余と其見を同ふせらるゝ所ならんと信ず

# ○感化院設置に關する卑見

印南於菟吉君

近時我國に於て朝野を問はず一般に不良少年問題に注意着眼するの傾嚮あるに至れり朝に在ては感化院法案を制定せんと謂ひ野に在には感化院を設置せんと唱ふ予輩は文明進化の徴候として永く不問の中に葬りたる斯の社會問題の漸く勃興するに至りしを祝せずんばあらず是を以て此の際聊か研究しつゝある所の點を擧げて卑見を吐露するは啻に以て無用の贅辭たらざるのみならず亦以て吾人學生の當然の責務なりと信ず

感化院問題は結局不良少年處分問題に外ならず、事刑法に關り或は不良少年發生の緣因、不良少年の社會的及個人的事情等を決する能はざるや論なし、今之を詳細に論述せんと欲せば少くとも本誌一二號の全部を塡むるとも尙其の餘白なきを感ずるに至るべし、之を以て予は唯僅に處分問題に對する結論一班を說述するに止めんと欲す、間々刑法の成文に涉る所のものあるは今や法典調査會に於て刑法草案改正中に屬するを以て、併せて吾人の卑見として識者の誨を請はんと欲すればなり

歐州に於ける不良少年處分問題は監獄問題より遲く發達したるものにして之を指して監獄の進化したる徴候とも謂ふべく、又監獄改良の起原端緒とも唱ふるを得べし、昔日の監獄思想に在ては到底犯人の兇惡頑陋を制し之を改善感治せしめんことは頗る困難なるが故に、誅て寧ろ其の兇惡に至らざるに先ち頑陋に陷らざる以前に於て之を芟除陶冶するの効を奏し易きに如かずと爲し、漸く不良少年の處分を講ずるに至り、終に進んで今日に至ては監獄の改良起源と爲り一般成年囚に就ても亦多少之が治獄の方法を改め其思想を一變するに至りたるなり

## 一　戒告

戒告は單に犯罪の累重なからんことを保證し若しくは善行を維持せしむることを目的とし、召喚を受けたるときは何時にても裁判所に出頭し若くは監督の下に置く所の方法を謂ふ、以上揭げたる三種の方法中最も温和なる手段にして近時一般に注目する所となり、彼の短刑期間入監せしむるの無用弊風は疑もなく此戒告をして近く數年の間に優勢ならしめたるの原因あり、則ち彼の條件附宣告と稱するものは其好適例とす、之を行ひたるの起原は米國マサチユーセッツ洲に初り、當時は專ら不良幼年者に對するの處分法たりしと雖も、次て白耳義英國露國伊國瑞西カントンスの或部分獨逸聯邦の幾部分等に行はるゝものに至ては一般成年者にも之を採用するに至れり然れども其條件附宣告の制は較近に於て勢威を逞ふすると雖も今其の法源に就て稽ふるに、單なる戒告の方法は遠く古昔にも行はれたるものゝ如し、羅馬法の格言に曰く法

律は先づ罰するの前に諫言するを要す（Monent lex antegnam ferin）カノン法に於ても亦同一の原理を証認せり曰く犯人を罰するの前に三たび訓戒せよと、是れ佛國の古刑法典に存在する所の原理にして必ずしも今日に於て起りたるに非ず、其の依て來る所故し若し夫れ該宣告法を適用し之が運用を完ふせんと欲せば宜く米國に於けるが如く視察官（Probation officer）なるものを置きて常に之が監督注意を怠る所なきを要す視察官は實に該宣告法を適用すべき神髄とも謂ふべきなり、我國に於て將に採用せられんとすべき條件附宣告あるものは如何なる方法を採て之を監督すべきやを知らずと雖も、予輩は又此點に勵ひ適當ある視察官を置くに非ずんば蓋し効を奏すること頗る困難なるものありと信ず、成年者に對して此の條件附宣告を採用すべき必要ありとせば、尚一層強き理由を以て幼年者に對しても別に單一なる戒告の手段を用ゐ而して後之を感化學校若くば實業學校に交附すべきなり、現に米國麻洲に於ては此方法を採るの實例あるを見る、而して幼年者の戒告中に係るときは又此條件附宣告に於ける視察官をして兼て之が監督の任に當らしめたり、予は斯の如き方法に則るに非ずんば十分の効果を擧くる能はざるべきを確信す

現行懲治の裁判例を觀るに甚だ齟齬に失し裁判官は能く懲治の制度を諒得せざるものあるに似たり　例へば刑法の明文情狀に依り懲治の處分を命ずることを得と規定したるに其情狀の如何をも顧みず普通良家の子弟をも尚漂浪一定の住居なき乞丐の徒と共に懲治の處分を命じ、若くは僅に懲治四五箇月の處分を言渡し、或は先に禁錮以上の處分に遭ひたる者に向て後懲治の言渡を爲し、或は短期の懲治處分後數箇月ならずして再び禁錮以上の處分を命ずるものゝ如き、少くとも懲治の性質を辨知せざるの一証として之を見るを得べし、既に現行刑法の下に於て此戒告の方法を採り得べきは裁判官の權能範圍内に存するを以て宜く之を活用し最適當の處分方法を採らさる可からざるは勿論なり、然るに事實の眞相は全く之に反し唯法文の末に拘泥するを以て我能事畢れりと爲すか如きは予輩治獄者の眼あり之を觀察し甚だ慨嘆に勝へさるなり、故に一層其の趣旨をして裁判官に徹底せしめんが爲めには宜く法文上情狀に依り戒告の手段を採り得へきことの明文を掲くるを必要とせざるを得ず

然りと雖も固より不良幼年者の全部に對して戒告の方法を用ゆべきに非ず、否寧ろ不良の幼年者犯罪の多數は戒告の方法に依て防制し得へからさる事情の下に生活するものあるを以て戒告並に條件附宣告は或場合に於て、寧に不適當の方法たるを免かれず、茲に於てか刑罰機關若くは教育機關に依らさるを得さるなり

## 二　刑罰制度

刑罰制度とは不良幼年者に罰金を科し体刑を宣告し若くは監獄に或期間拘禁するものを謂ふ、不良幼年者に對して刑罰制度を設くるの不可は從來の經驗に徴し若くは理論上明かなるを以て今茲に刑罰制度に就て姑く縷述せんことを避くべし

## 三　教育制度

不良少年の處分としては原理を教育制度に酌むべきは固より明なりと雖も、之が機關たるべき感化學校若くは實業學校を設置すると要すべきや、或は其他の方法に依り適當の教育制度を採るべきやは今日實に疑問の裡に在るものと謂ふべきなり、此問題に向て歐州諸國中最熱心なりと稱せらるゝ彼の英國に在ては既に幾多の感化學校及實業學校を增設したるか爲めに却て識者をして此白堊粉壁こそ正さしく改良進歩を阻害すへきものなりとの嘆を發せしめ現に之に向て非難を加ふる所のもの少なからざるなり、即ち感化學校及實業學校を非難するものは曰く

第一感化學校及實業學校は多額なる費用を要し貧民をして寄重の負擔を科せしむ、勿論英國の感化學校及實業學校に於ては兩親に於て一週間五志を拂ふの制度なりと雖も之を平均すれば概して其收容したる兒童の總費額二十分の一だに過ぎさるなり、是を以て多數の費額は國庫に於て負擔せざるを得ず、而して國庫は一方粒々辛苦の貧民より膏血を絞て之を幾多の教育を怠りたる輩の爲に、注入するは寧ろ貧民の奇重收斂に勝へざる所あらずや

第二英國に於ては不良幼年者を收容するに當て適當なる區別分類を施こさざるを以て、從て監獄室を同ふし、爲に却て寧ろ不良の性質を養成するの嫌あり、現に監獄官吏の語る所に依れば最も兇惡なる囚人は多くは先に感化學校若くは實業學校に於て養成せられたるものなりと謂ふ、亦以て如何に感化學校等の類敗したるかを知るべきなり

第三　國家は多額の費用を投して兒童を收容し之に教育を與へ職業を教ゆと雖も、一たび父兄の手に交附したるときは其多數は忽ち犯罪を行ふに至ること是あり、彼等の兩親は所謂親權なるものを濫用し彼等を教唆して以て男子には窃盜を奬勵し女子には賣淫を勸奬するに至るの事實あるを以て、如何んぞ能く兒童は之に抵抗するを得んや、現にフェルタムに於ける實業學校の如きは兩親の請求に基き還附したる兒童中乞丐若くは犯罪に陷りたる者は孤兒其他の者よりも三倍の多數を占むるの事實あるを以ても知り得へきなり

今や、英國に於て此弊害あるを曉れるに至れりと雖も遽かに之を改めんと欲すれは勢、多數の感化學校及實業學校を撤滅に歸せしめざるを得ず、眞に白圭の泯ぼこそ恐の敢なれ、泣く〳〵之を維持しつゝ而して改良を試みんとするに外ならざるなり、顧て他の米國濠州等を顧みれば一私人の家に寄せしめ相當規定の下



に普通學校に通學せしめ、而して別に視察員巡閲官なるものを置き完全に之か監督視察を施こし、國庫に於ては兒童保護費として相當の額を給するの制度を採り、其成績善に以て多額の經費を要せさるのみならず得る所の感化に於て遙かに彼の英國に於けるよりも著しきものありて存す、思ふに英國たる者之に垂涎せさるを得んや、不良少年に對するの適當なる處分法は畢竟不良の個人的及社會的境遇より之を救ひ幸福圓滿なる境遇の中に之を投するに在るを以て、此方法は最も適切にして且費額を要すること尠なきものとす、現に英國の如きは最近二十年間に於て甚しく費額の增大を來せりと雖も米國は寧ろ之に反して其減少するあるを見るの事實なり、之を以ても如何に不良少年處分の効を奏したるかを知るに餘あるべし、吾人の感化院を設けんと謂ひ英國の既に之を着手したるも結局其の目的とする所は之を救治するの方策として善良なる周圍の中に彼等を置くべきものとすれば、豈何ぞ不良幼年の湊合したる感化院よりも寧ろ一民家を適切ならずとせんや、恐らくは此方法は將來不良少年の處分問題として、最も發達すべく歐州諸國に於ては尚ほ此方法を採用するに至るならむ歟

今日は斯の如く疑懼過渡の時代に在るを以て、我國に於て新に此處分方法を設けんとならば少なくとも彼の歐州諸國に行はるゝ方法に就て鑑みる所なかる可からず、故に予輩は各府縣に感化院を設け英國の嚆矢を再演せんとするが如きは斷して之を非難せざるを得ず、若し夫れ感化院を置かんとならば宜く東京、大坂、函館、長崎等繁閙の地に之を設くへく其他の地方に在ては一私人の家に寄寓せしむるの方法を採り、兩者共に數年の經驗を積みたる後、漸次其適當と認めたる主義の範圍を擴張するの晩しと爲さゝるなり

我現行刑法に於ては懲治者の年齡を限定して十六歲以下と爲し、曾て公布せられたる刑法草案に於ては之を短縮して十五歲以下と爲せり、予は寧ろ之を延長し十八歲以下と爲さんと欲す、聞く所に依れは其年齡

を短縮したるの理由は我邦一般人民の發育風習等に鑑みる所ありたりと謂ふ、然り、宜く我邦の發育程度に鑑みる所あれ、啻に犯人に就て主觀的に觀察を遂け辨別の有無のみを以て標準と爲さずして宜く之を收禁すべき懲治の制度を參酌して考ふる所あれ、二十歳以下は尙未成熟の時期にして普通私法に於ても二十歳を以て成年の時期と定めたるに非ずや、監獄一般の遇囚上よりして之を見れば斯く未成熟の時期は感化上最も必要の時期にして、所謂之を善化若くは醜化せしむるに容易なる緊要の年齡なるを以て、一般成年囚と同一視すべきに非ざるや勿論なり、是を以て宜く懲治場に拘禁すべき年齡を延長して少くとも十八歳以下と爲すを要す之に就て曾て萬國刑法會議に於てドクトル、アッペリユース氏（Dr. Applius）は教育機關に收容すべき幼者は十八歳に高むるを要すと主張し、又プロフェッソアー、ストウス氏（Professor. Stoss）の起草に係る瑞西連邦の刑法草案に於ては十七歳以下の犯人を懲治場に收禁すべき明文を掲けたり、ストウス氏は尙此理由を主張して曰く

此の期間中に在ても刑罰能力を有するや勿論なりと雖も、成年囚と同一の待遇を加ゆるは其の宜きを得たるものに非ず、現今佛法系の下に行はるゝ幼年者の辨識年齡は固より考慮すべき要點なりと雖も、幼者年に於て必要とすべきものは行爲は惡なるや否やを辨識するの能力あるを待つて刑罰を要求すべきに非ず、其所爲の正否を辨別する所の者と同化するの力を有する者即ち惡の誘引に抵抗する所の力を有せざる者は共に一團と爲し特別の處遇を要すべきなり、之を換言すれば幼年者の欠乏する所のものは性質の未熟に在るを以て此者に對しては宜く懲治場に收禁するを要す

斯の如く我刑法に於ても、其實体の監獄思想を參酌して立法の根基と爲されんことを希望せざるを得ず、曾に此理由は瑞西のみならず、現今歐州各國に於ても一般に之を嘶認し敎育機關の中に收容すべき年齡の



緩急を高めんとするものあるに依たり、嚆矢り英國に於ては十六歳を過きたる者は監獄に於て一般成年囚と同一の待遇を爲すと雖も、監獄局員の報告に依て之を見れば感化院に收容すべき年齡を十八歳に高め、拘禁時期を二十一歳と爲すべきことを懇懃勸說したり、然れども未だ實行の運に至らずと雖も一般の希望も亦後に存し漸く其年齡を擴充せんとするの勢あるを以て我輩は早晩此の如き事實を見るに至るべきを信ず、合衆國に於ては固より各州之を異にせりと雖も概して我邦の如く之を狹隘の範圍に限局せざるなり、例へば紐育州に於ては感化監獄には十六歳以上三十歳以下の初犯者を拘禁し麻州コンコルド感化監獄に於ては平均年齡二十二歳にしてペンシルベニヤ州のハンチングトンの實業及感化學校は十五歳乃至二十五歳の者を收容しミンネソタに於ては平均年齡二十二歳イリノイス州に於ては十六歳乃至二十一歳なりとす、斯の如く何れも皆其年齡の範圍を擴充するに至れるは蓋し容易に感化浸潤せしむべき年少者を以て特別に之を成年囚と區分し其管理方法を異にするの必要あるに依ればなり

而して又實際感化院を設立するに當ては區分に就て最も注意する所なかる可からず、區分分類は獨り年齡性格個人的及社會的の事情等に依て施すのみならず、尙罪科性質等に就て之を細分せざる可からず、此等の方法は實に個人的待遇を與ふるの必要手段にして感化院に於て此區分を怠るときは終に第二の監獄たるに至るべきなり、故に之が設立者は最も之に就て愼重なる態度を採らざる可からず、現に英國に於ては區別は名のみに存し實態に於て之を存せず、漸くにして性格のみに依て區分を施すに過ぎずして年令の點に至ては毫も之を顧みざるの實況あるもの、如し、例へば同國の感化學校に於ては十歳以下の小兒をして十八歳二十歳の者と雜居せしめ、其實業學校に在ては六歳以下の兒童をして十五歳の者と雜居せしめ唯僅にレフアトールに在る者のみ各別の家に寄寓せしむるを以て能く區別の方法行はれたりと雖も、其他の者に

至ては年齢に依て區分することすら尚且行はれざる者と謂ふも可なり、豈唯獨り年齢に依て區分せざるのみならんや、尚英國に於ては甚たしき誤謬失態に陷りたるものあり、則ち犯罪に就て之を等閑に附したる事是なり、孤兒棄兒等兩親の保護注意を缺きたる者も屢々刑法上の犯罪者と共に擔居せしめ之を同一の設備の中に收容するが如き弊あり、例へば實業學校には教育を怠りたる兒童のみを收禁すべきに之を慣習的の窃盜犯者と伍せしめ、感化學校に於ては乞丐を以て强盜の輩と同居せしむ、固より實業學校には犯罪の處と爲るへき者を收容し、感化學校には犯罪者を收容すへきは各條例の規定に依りて明白なりと雖も、初め檢事は犯罪者を感化學校に送附することを嫌ひたるが爲めに之を實業學校に送附したるに起り、終に今日の如く錯雜交互、其實体をして同一なるものに變形せしむるに至れり、此の如く變形組成物の結果として所謂犯罪學校の汚名を蒙むるも亦故なしとせざるなり、若し夫れ我邦に於て感化院を設立せんと欲すれば宜く此點に於て截然たる區別を存せずんばあらず、徒に英國の失態を學び適當なる區分法を講せざるが如きは斷じて予の採らざる所なり

以上予輩の說述したる所を概括すれば今日感化院の設立をして各府縣に治からしむることは最も愼重なる注意を要し、否寧ろ或部分に對しては私人の民家に寄寓するの方法を採るへく而して刑法上懲治者の年齢を高むるを要すへく、其收容者に對しては十分嚴正なる區分を施し以て感化院幾多の弊害の惹起すへき原因を斷たしめ、尚感化制度と共に戒告の方法を用ゐ以て將來社會文明の產見たるへき彼れ兒童に對して適當に教育感化を及ぼし犯罪原因をして嫩芽軟葉の中に十分に剷除せんと欲するに在り、此他尚裁判の方法若くは民家寄宿の方法等に就て細論するを要すへきものありと雖も、別に稿を更へ再び諸士の誨を請ふの日あるへし



# ○法律第四號發布に就て

奧村嗣次郎君

客年貴衆兩議院に於て政府提出に係る府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨法案は多大數を以て協贊の意を表し爾來該法案の發布を待つこと殆んど四旬實に一日千秋の思をなしたりしが玆に法律第四號を以て公布せらる嗚呼回顧すれば明治十四年以前に在ては國庫支辨なりしが偶々丁丑兵亂の際國家財政整理の爲め一時地方稅の負擔に移されたりしなり然るに之を復舊するに方り不幸千辛萬難の逆境に際會し遂遷輒轲事の成らず遂げざること前後六回思ふに本法案の如く理由の明晰にして其性質ト國庫費たるべきは朝野之を認むるに拘はらず斯くの如く難產なる者はなかりし地方に孕めること殆んど二十年にして地方稅の支出額は實に六千四百有餘萬圓の巨額に達せり本法は地方の休戚に關する實に少なからず今や民力以て休養すべく獄務以て統一を期すべきなり、余輩は此二十年一期の好運に際會し大に當局諸士の勞を感謝し併せて祝意を表すると共に經濟上に就き聊か杞憂を抱けり之れ他なし獄務統一なるものは事經濟に關する至大なるものあるを以てなり抑も地方の財政を觀察するときは府縣貧富を異にし其程度一ならずと雖も要するに監獄費の如きは常に改良の資に乏しく監房の如き漸く其修繕をなし之を維持するに止まり改築の如きは更に之を容さず偶ま其間改築を企つるものありと雖も規模不完全にして今日に至る臨牀の悔を遺すもの尠からず其餘力の乏しき百般の諸費亦然りとす夫の十四年以來地方經濟に移されたるは監獄に頓挫を來したるの基にして爾來牧々當局者の改良進歩を圖ると雖も統一を期する能はざりし所以の者實に此に胚胎せり今や此好機に遭遇して府縣監獄の統一を期し大に改良の時期に至れりと雖も府縣に於て大に考慮を

要し警省すべき者は經濟に在り即ち國帑限あり漫りに之が膨脹を許さず之を衆貴兩院の速記に徵するに監獄の歲入百二十七万餘圓を扣除し歲出三百五十万圓の超過を聽さずと今明治十四年度以降三十二年度に至る十九年度間の府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費の平均は一ケ年三百二十六万三千有餘圓にして明治三十年度以來在監人は減少せるに拘はらず物價の騰貴は遂に毎歲四百有万圓の巨額を要するに至れり固より物價の高低に伴ひ經費に增減を來すは止むなしと雖も國庫の財源已に斯くの如く又容易に四百八十有餘万圓に超過を聽さずとすれば第一着に改良すべきものは從來府縣均衡を缺き厚薄ありし給與品即ち衆類其他一切の物品は之が平衡を保たしめ之れが爲め刑の執行上區々に渉るが如きことなからしむるに在り其經費の如きは在監人處遇方法の改良と共に益節約の途を講じ徒らに經費の少額を叫んで增額を訴ふるが如きは監獄費國庫支辨の取らざる所にして改良は彼に在て此にあらざるなり即ち忘るべからざるものは三百五十万圓にして以て大に監獄改良の實を擧ぐるにあるなり東海道中漸く鈴ケ峠の難關を過ぐるも未だ函嶺の嶮を超ゆる能はざるもの寧馨兒の難產の結果は又此生育に辛苦を嘗むるの止むを得ざるに至れり前途亦難關崎嶇を辿りつゝ改良せざるべからず然れども前年來唱道せられつゝある囚徒工錢の增收は其難關嶮坂をして砥の如くならしむるものと云ふべし國庫歲出已に限りありとすれば歲入の增加を以て其超過を償ふの書策をなすは實に焦眉の急なり工錢にして增收の途を講ずるを得は歲出の增加は憂ふるに足らざらん曾て本誌上に於ても工錢の增收に亂き筆戰を看たりしが當局者は業已に增收の必要を認め頻りに其策を講せられたるの結果爾來大に工錢增收の注意を喚起し今日を以て之を往日に比すれば幾分の增加を來せりと雖も此增加は未だ以て足れりとすべからざる也、之れ僅に千里の跬步のみ一日平均四錢內外の勞働賃錢は多くは百万圓の歲出增加を計るに等し故に監獄費は歲出の節約をなすと共に工錢增收を計り經濟上に於ける獨立の計畫をなすの覺悟は今日の急務なりと云ふべし監獄管轄問題と云ひ今後に於ける國庫地方費の區分と云ひ當年は監獄社會多事と云ふべし幸に先輩諸子の健在ならんことを祈る



に之れが書策をなし工錢增收を計るは殊に急に迫まり兎に角前年に比し幾分の增收ありたるは已に明かなる事實なるも工場の狹隘なる爲め製造場所に苦み運輸交通の梗塞せるより製作品の販路に困難し偶ま好作業あるも囚徒の減少は之を遂ぐ能はざる如き其他百種の支障は容易に計畫の如くなる能はずと雖も國庫支辨の曉には府縣監獄は其管轄區域は全く之を撤去し彼是便宜の地に於て刑の執行をなし得るの便あるを以て監房拘禁上のみならず作業上より之を他の監獄に讓送し得るに依り作業上に於ては便宜は昔日の比にあらざるべし作業上の至便なる斯くの如く工錢の增收は當局者の注意如何に依りて增減せらるゝものなれば矯正感化と共に大に力を斯業に盡さゞるべからず五拾万圓の增收を得れば五拾万圓の膨脹を得べく百万圓の增收を得れば百万圓の歲出增加を計るに等し故に監獄費は歲出の節約をなすと共に工錢增收を計り經濟上に於ける獨立の計畫をなすの覺悟は今日の急務なりと云ふべし監獄管轄問題と云ひ今後に於ける國庫地方費の區分と云ひ當年は監獄社會多事と云ふべし幸に先輩諸子の健在ならんとを祈る

## ○再ひ作業問題に就て

兒島三郎君

余は作業論を草してより玆に三月陰かに識者の數を俟つこと久矣想ふ我說の固陋にして幾多人士の同情を惹くたに由なく又其文の粗笨にして大方博雅の一顧に價せさるを而るも一片眷々の情禁する能はさるものあり以て斯學界のため再ひ前說を敷衍するの用あらんとす偶本誌第六號來る問して論說の欄に到れは監獄を感化と題する長文あり松山哲英君のものする所にして起句第一監獄の沿革を述へ徐ろに論步を進めつゝ

說き去り說き來り余か本誌第三號に寄せたる作業論に及ひ遂に剴切なる批評と明透なる論難を試みらる加ふるに論理井然として語々肺肝を徹くの慨あり一讀一過余の感念果して如何そや余は既往の生涯に於て未た他人より斯の如き幸福なる言辭を贈られしことなく又斯の如き感動を心念に與へられしことなし余は茲に君か厚意を深謝すると同時に願くは名譽ある君か耳を經て余か腰中の熱誠を我讀者に語らしめよ

論者は余輩か罪惡を懲戒するは國家か犯罪者に酬ゆる所の惡報なりと云ふを捉へ直ちに以て舊夢的監獄論者に近しと爲すは余輩の悲しむ所なり幷は余輩一己の私見にあらすして國家刑罰の本義なれはなり余輩は國家刑罰の本義を說きて刑罰は苦痛を意味すと言ふの當然にして固より憚るところにあらす論者又人は無畏識に勤勞し得る者に非すとの前提を置きなから單獨なる作業督勵は無意識的の勤勞を生むに過す督勵を忌るときは忽ち息止すること蒸汽機關の如しと云ふも是れ自家撞着の論結にあらすや然り人は無意識に勤勞し得る者にあらす督勵の聲は彼等の心を刺戟して感情を惹起す此の感情よりして事物に對する興味生す而して此の興味は兩面に向ひて進歩す即ち一面は客觀的に一面主觀的に進歩す前者は興味を感せしむる對境の事物か如何なる性を有するかを知らんと欲す即ち思想の方に進むものにして後者は興味を感する者なる我れを活動せしむる意思の方に進む是れ智育上の本論にして作業督勵其者は精神的に自活の觀念を悟らしむるの方法たるを證する所以なり焉んそ手を取り足を引きて之を强制せよと謂はんや且つ論者は犯罪の原因を先天的の惡性と後天的の惡習に歸すと雖も之れ亦余輩の甘受する能はさる所なり古語に曰く人は皆な仁義禮智の端なりと犯者夫れ初より惡人ならんや多くは遊惰により若くは一朝の境遇に迷ひ自己の本分を忘れたるに職由せすんはあらす爰に所謂本分とは廣義に於ける職業にして一は吾人か社會に對する最大の義務に屬し一は眞正の自由を意味すイハンス曰く眞正の自由とは勞役を免るゝの謂にあらす乃ち勞役を



勤むることなり又事物を愛憎するの自由にあらす乃ち服從なりと吁堯舜の民は堯舜の心を以て心と爲し自から耘し食ふもの豈に故なからんや盖し迷の因緣は愛に宿る人若し愛着の念を除かは迷執立ろに消ゆへし已業に迷執なく退いて自己の本分を守らは誰れか罪を犯さんと欲するも得へけんや學者動もすれは監獄を目して慈善事業と云ふ是れ余輩の最も好まさる所なり慈善と謂ひ慈悲と謂ふ均しく愛の意義を含む則ち迷の境遇に立ちて迷の人を救はんとするの危險なるを慨るれはなり

次に論者は勸善てふことの監獄に必要なる所以を說き消極主義の論據を疑ふと雖も余輩とても人に善を勸むるの不可なりと謂ふにあらす其の至難なるか故に之を默せんと欲するのみ看よ社會の人情は日に月に淺薄に流れ夫婦父子利害を異にするの訴を聽くにあらすや假りに監獄に於て高尙なる道義を誨ゆすとするも彼等惟へらく是れ聖人君子の道のみ凡夫の行ふ所にあらすよし之を守らんと欲するも社會の狀態は實踐の餘地を與へさるを奈何せんと是れ余輩か泣て風敎の改善を主張する所以なり夫れベストの病毒は人類にあらすして風族にあり罪惡の根源は監獄にあらすして社會にありもし國家か犯罪に對する防遏の手段は社會の風敎を改善するよりも監獄に於ける感化と勸善とを大ならしめさるへからすとするの論結を是認するものあらは彼の井を穿つものゝ水專ら此にありと云ふの類にして管見の誣りを免れさるへし即ち病根の伏する所を究めすして其の治方の局所を誤るものとは眞に論者のこと耳夫れ然り今日の塲合に於て余輩には斷して勸善てふとの迂を容るゝ能はさるなり僥季の世は天下一人の善人あらさるを怪ます寧ろ一人の惡人なからんことを望む言ふは易く行ふは難し理論の實際と符合せさるは往往吾人の睹る所にして殊に躬行實踐を主とする監獄の如きは其の尤なるものとすクローチ氏の言實に我れを欺かすと云ふへし熟々感化者洗に就て之を見るに彼等は兎も角も釋迦若くは耶蘇の敎を名とするの心術は寔に敬服の外なしと雖も其躬

行に於ては識者をして間〻顰眉せしむるものあるは余輩か爲めに惜しむ所なり若し彼等をして其言ふ所其行ふ所と一致せしむるを得は余輩に敢て持論を固守するの愚を學はさるへし故に前論の冒頭に於ても我問題の理想論にあらすして實際論たること明言し從て我論旨の絕對的のものにあらさることを自認せり余輩曾て聞く或地方の監獄に於ては其教誨堂に掲くるを憚る爲金てふ扁額を以てすと其忠義に依り其主義を觀ふときは恐らくは識者か推重する所の一流宗教家の垂訓にやあらん去りとては罪因の地金を斯くまても見下けなから尙は能く之を陶冶せんとす其の抱負の大將さに天を呑むへし、曇れる鏡は之を拭ふて光あり、眞心の迷ひは覺めて眞心に復すること余輩之を信す未た先天的惡性の化して善性に遷るを信せさるなり宜哉感化者流は禮拜場裡に於ける隨善の淚を酌みて改過遷善の實を斷し外貌口舌の間角によりて謹愼の有無を占ひ而して悔悟の主体たる作業の勉否の如きは僅かにもの字附の捨臺詞を以て彼等の行狀を勘査せんとす警令迷の境遇に立ちて其の爲す所の善惡を自覺するの能力なく夢のまに〳〵這般の喜劇を演するに到るものなりとは言へ顧みて罪囚の不幸を思はゝ身心戰慄夏時も寒きを催さすんはあらす余輩は時に假出獄又は賞表授與の式場に臨み哀れなる千百の頭顱中一種異樣の色動くを視るはそも〳〵何等の理由そや此の殺伐なる現象は到底彼筆の思及はさる所而して感化の實蹟の豫期に反して比較的少數なるは却て彼等の罸かる所なり又奇ならすや、如斯遇囚の結果は意想外の出來事を釀すことあり嘗て或監獄に於て一人の罪囚を放免するに當り論者の所謂敎誨師的戒護者は彼れか改悛の情顯著なることを稱し彼れか監視の執行を或保護者に托せり保護者之を諾し彼れに適當なる職業を授けんとす彼れ曰く余は主刑執行中に於ても輕役に服しぬ況んや附加刑の執行に於て斯の行き職業を撰むを敢てせすと又幼年囚あり刑期滿つるの後某敎誨師に養はる歸人あり彼れに問ふて曰く茲と監獄と孰れか宜しきや曰く茲處に居れは頭を打たれぬ丈よきも終日



働きて報なく監獄に居れは半は蔵れて給與工錢を得へしと答へたりと要するに本問題の眞價は犯罪の原因那邊にありやを研究するに歸着せすんはあらす余輩の見る所此にあり論者の見る所彼れにあり昔しは孟子仁義道德の說を以て自から任し楊墨を痛駁して餘力を遺さず余輩は聖代の監獄を論して決して牢屋的の復古を夢むるものにあらすと雖も亦所謂感化主義に謳歌するを屑しとせさるものなり識らす論者は荀子を戴きて我か壘を攻むるなきや

## ○「論文試驗の必要」を讀む

警察監獄學校監獄科生徒 平野彌吉君

吾人か同窓安永三四郎君なるものあり監獄協會雜誌第六號誌上に於て我警察監獄學校學年試驗に關し論文試驗の必要を說く其要に曰く「本校生徒は學識素養の不等あると同時に實務經驗にも亦不等あるか故に宜しく二者を併せて之を試驗し其權衡を得せしめさるへからす是れ則ち論文試驗の必要を唱道する所以なり」と何をか學識素養と云ふ何をか實務經驗と云ふ吾人は學科試驗なるものと所謂論文試驗との間其効果に於て毫も徑庭する所あるへきを發見する能はさるなり而して君は又吾人か學識素養の不等に論及するに當りてや實に左の如く斷言せり要に曰く生徒は校則の下に立つもの之を勵行し之を遵守するは紀律的養成の主腦たり此經驗の義務あるものにして校規に係る試驗の施行に向つて云々する所あるは蓋し丈夫の爲のみ然れとも試驗の結果は前途の行程に影響す說者の老婆心も亦憐む可く其浮說に同情を表するもの亦必すしもなきにあらさるへし之れ則ち敎場に於ける同窓の屢なり沈默と發言とに依りて素養の等しからさるを

實驗して敢て表白することを憚かさる所なり」と是に依て之を觀れは君は其沈默者を以て素養特む所あり試驗の畏るゝに足らざるものあるを自信するものとし反之其發言者は即ち素養を恃む所なく一意試驗を忌避する者と爲し之を目するに可憐的賤丈夫を以てし徒らに揣摩憶測を逞ふし誣罔煽蠱吾人をして轉た通讀に堪へさらしむるか如き感を生せしむ、噫我同窓僚友にして所謂可憐的ならさるもの賤丈夫たらさるもの幾人乎ある、然り而して吾人か教場に於ける談笑の間偶々以て學年試驗に就き或は云々の批評を試むるものなきにあらす然も之れ徒に爐邊の談片階前の偶語たるに過きす抑も厳肅なる校規は吾人をして秋毫の非違を容さす若夫窃に一笑談柄たるのみならす實に或は試驗の必要に就き之を非認するものありとするも吾人は是を以て直に校規に悖戻するものと信する能はす否之を目して可憐的賤丈夫と爲すを得さるなり蓋君か此語氣たる熱誠の溢るゝ所にして奔逸の勢止むへからさるに出て固より他意あるにあらさるべしと雖ども漫りに粗漫の綺語を縱ひまゝにし敢て同窓諸友を誣ゆるに至りては徒に一些事として看過すへからさるのみならす、吾人は切に君の自から甘んして此不徳の人と爲りしを悲しますんはあらさるなり吾人は敢て官等の高卑と曰はす苟くも僅々半年に滿たさるの日子間に於て各種深奥の學理を修得せさるへからさるの實務を有す、殊に本學年は第一期草創の際に屬し曾て翹望せる外國講師の講筵も漸く年首より開始せられたるに過きす而して學年試驗のことたるは明に校規の存するあり其結果或は直に吾人か仕途の前程に影響するものありと爲すか如き論者なきにあらす是れ則ち吾人か一言を以て其妄を辨せるへからさるの義務ある以所なり白居易言はすや試ゝ玉要ゝ燒三日滿辨ゝ才待ゝ須七年後と、蓋し人材を識別するの至難なる古今の通患にして彼偏淺逃執者の僅に數月間に於ける仝窓の聲に依り能く其素養を甄別し得たりと爲すか如きの比にあらさるなり然るに今や此短日子間に於て修得せる複雜なる學期試驗に因り直に以て其人物の眞



價を卜せんとす抑も亦危ひ哉夫れ人各能あり不能あり文筆に長するもの必すしも實務に敏ならす實務に敏なるもの必すしも文筆に巧ならす快舌懸河を壓するもの必すしも典教に精通せす典教に精なるもの必すしも快舌ならす況んや又本校の目的たる徒らに尋章摘句の士達辯快舌の人を造出するにあらすして理術兼備眞誠忠實なる實務者其人を養成するに在るに於てれや於是乎吾人は確信す復た論文試驗及口述試驗の必要なきを然り而して假りに百歩を讓り所謂論文試驗の必要を認めんか何爲んそ宿題と爲ずを用ひん須らく各學科に就き適實なる應用問題を科し即時答案を付せしむへし或は以て素養の一班を窺ふに足らん此の如くんは則健腕安永君の如き一瀉千里立ろに數百千言金玉の章を草し先登第一の雄名を博する亦快ならすとせんや上來說述する所に依り論者或は吾人を目して以て可憐的賤丈夫と爲すものあらん可憐的か賤丈夫か然も吾人は信す苟くも校則の存するあり學年試驗の施行毫も怪むに足るものなきを

空言を以て教ふるは實行を以て教化するに如かす
罪科の綱紳に於けるは猶火の燃貨物に於けるか如し、之を滅するに先ちて之に同化せらる豈に懲れて畏れさるへけんや

# 特別寄書

## ●監獄則例節畧（第二）

小原重哉君述

凡監內不准賭博要錢凡有查出紙牌骰子各等賭具一概燒燬

凡有犯人一除重罪應加鎖鐐外如有要緊亦加手鐐脚鐐一登簿註明緣由重罪之犯常應圍鎖一足其鎖鐐輕重照管理大員判定

凡有犯人一爲非妄作司獄登簿將該犯所作何條時日姓名如何判處定罪登籍註明

凡有監犯已受刑鞭賣登簿記其受刑時候受鞭數目並醫生單註若何但除照常鞭責六下之外其有應行多責者先期報知醫生候出單書明該犯受刑亦不妨碍身命者然後加刑

凡有犯人立將放釋年紀在廿一歲以下者如有結實老成親故在本地寓居通知令其到官領出

凡犯僅罰鍰債細故到案或覆審之犯除非時外皆得隨時與該代書進監會晤倘由刑訟司或總理大員或官紳大員不准者方不許其面晤或由司獄因有別囚不准者但必登簿將該犯姓名緣由註明至於重犯有刑訟司或紳士大員或總理大員特命亦許其與代書面晤但不得聽司事人概行自稱代書惟臬司署官屬及各人代書受業副席者許之其司獄不許進監必須登簿若其人稟明總理大員候大員特命者亦聽其入監與該犯會晤

凡有監犯已經堂訊仍候覆審者所有該犯親友除非時外皆許隨時進監與之會晤其經總理大員或紳士不准者不得進晤或司獄官因其有別故不許進晤者必登簿註明緣由

凡候審之犯非有格外別故其親友欲進監晤探者每拜禮許其見面二次若



總理大員刑訟司紳士不許者不得進晤或司獄官覩其有別故不許者必登簿註明緣由

凡已經定罪之犯准三箇月一次親故進監探視其有病或別故亦准多探一二次因司獄官酌裁必須登簿註明如有犯因罰項抑追保被押如有親友到監能商調罰項保項者照上隨時進監之例行僅進監探視者照上每拜禮一許見二次之例行

凡有進監探犯之人司獄官皆應該設法令其勿攜帶利器兇器

凡監犯非歸國教聽其稟報總理大員通知其本教師進晤

凡禮拜日惟教師可以進監除總理大員特准者餘人概不准入監探視

凡進監探犯之人司獄官詢其姓名業籍其形跡可疑者必須檢搜者男子由司獄官檢搜婦女由管女司獄搜檢常例所詢其稟遵搜與否其不願搜及不聽搜者概不准進

凡監犯候審非由總理大員或紳士專條禁止者此外皆得三個月寄信一次出外及收外面回信一次如有格外別故者不准俱須亦籍註由其信或進或出皆司獄官查察倘係呈紳士者毋庸檢察閱經司獄官查出信內情節不得告之別人如有緊用情形稟之紳士其細故僞保有信傳寄司獄官疑其有逃竄或犯監中禁令者查明登籍於信皮上書寫字記或將其信呈總理大員及紳士察奪

凡監犯繳罰銀項司獄官應即將其銀呈交該管官亦須登籍註由

凡監中分間數屋爲養病之室分別男女

凡隔別男女之室不准彼此能相見交談及各等交手傳遞其婦女住屋之鑰匙諦管女獄司掌收其鎖式不得同男房式樣

凡監犯有獨房監押者亦有分八等者不准彼此各房得相混晤一死罪二重

一、辛三犯ハ稅則四各重案候質五候審尙無人具保六堂訊已過仍候覆審七案內供據最可靠之人八償錢細故凡上三等犯人可以免司獄官防令掃地堅墻洗滌衣服等備作其五等者或行備作或令督視別人工作凡男犯二人不能同住一室其三人或四人則可同住其入等之犯如某等一只有一人欲移與別等同住者亦准遷住凡除律法港例所准派其司獄官及監中司厠概不准向犯人或外人收受禁錄毫絲兩凡女犯不在房內一者司獄及各司屬俱不得進其房室凡分給火食衣裝司獄官及司屬親爲派付該犯收受時皆許其當堂秤量重輕長短如經司獄官及該管官視其犯有故意及疑者不准必將緣由登籍註明凡監犯係支那人民或別土而食支那飯食者必日給兩餐皆烹煮熟食其餘各國人日給三餐皆熟食一點心凡監中人犯其未經審訊及所犯係錢債細故者准其每日一次令該親屬工人等送飯食各物至午酒以半罇燒酒以一罇爲率以及衣服鋪蓋各物俱許送進但必經司獄官檢閱明白其犯人中有銀錢存貯司獄官處亦准請支爲買食物各項之用但送進監內之物事必須係各該犯自用則可若有轉贈或分給別犯則司獄官禁止其明日不得復送進監其該犯得有外面送到食物免支監中公用供給登籍註明緣由凡各犯每餐食物以半點鐘爲度飯後歇息以一刻鐘爲度凡犯人已經審訊暨無人擔保者皆應在監內一輪力備作其所作之工則視其人平日所作伎能凡重罪人犯在監外備作者皆加鎖鐐如奉總理大員特准免者免之其未經審訊及錢債細故各犯在監管押而情願僱已審之犯同工藝者亦聽之每日所作司獄官登籍註明候歲終一將監中各工情節損益優絀呈報刑頌司轉呈總理大員暨總督大憲核閱凡禮拜日監中各犯皆歇息免工凡監犯已經審明斷定死罪別室監禁不准別犯與之同處其食物皆經醫生裁奪除監內大小官屬外餘人俱不得與之會晤惟有總理大員牌據特准入聽其會面凡管女司獄應在監住居聽候司獄官之命所有女犯飯食每餐皆由其分派每日閱視一次除總理大員牌諭者准其在外過宿餘者夜間概不得出監外或別所歇宿女司獄監房內非司獄官同往不准別男犯見面其有女犯進監時所攜各物俱應搜檢閱看仍應隨時加檢視但檢時不准男醫及別女犯在旁同看若女司獄有事他出必須監內男犯之妻室或其他有夫之妻代爲經理凡本港官醫生每天一次進監閱看如有緊用情節或暑熱或污穢或水濕不如法或堆貯安放器物不如法經官醫生閱過吩咐應如何指令致置除滌皆由司獄官一一登籍註明凡犯人有病皆應登記姓名係染何症如何調治服藥惟遵醫官吩咐其有犯人應須出外舒散或需買物件者皆准購買但必登籍記由其犯人有心內鬱抑憂煩致疾者應令通知該教師爲之開導凡有犯人出監之時或係結案省釋該犯亦意愿即出而醫生因其患病令其少需俟全愈然後出上者則遵醫生指教其犯人受鞭責六下以上皆令醫生開視若犯人患病必須出監亦可遣出別請別位醫生調治凡犯人係支那人民及別土人而與支那生民同服食裝束者每日每人給與米一斤半鮮魚或鹹魚二兩無魚給青菜八兩二錢五分又每月給靛十二兩水有定額一一中取者准付不准浪費一以

上皆適時呈總理大臣酌訂增減ス

## 雜錄

### ○回顧錄（明治三十二年監獄重要記事）

回顧すれは去る明治三十二年は吾人の永く記憶に存し又長へに紀念とすへき一年にてありしなり、是れ即ち他なし彼の改正條約實施てふ一事は正に我國、政治上、社會上に一大變動を加ふへき歲月たりしを以てなり、然るにも拘らず之か實施準備に關する事項は頓に既に整備し吾人か宿昔の希望を達し何等の支障を見す維新以來の斯大事業を大成遂行するに至りたるは實に我國家社會の爲め慶祝すへき極めなりとす、故に吾人は例に依て聿に明治三十三年の開春に際し既往明治三十二年中に係る監獄重要記事を列敘し之を前年に鑑み、將來に屬する監獄改良施設の參考に供せんと欲す讀者幸に之を諒せよ

庚子開春　　監獄協會雜誌記者識

一月

十一日　三池集治監典獄管井誠美君任愛知縣書記官敘高等官四等

十五日　於富士見軒、小池監獄局長歡迎會兼監獄茶話會を開き山上、原、留岡、大津、磐井、小河、小池諸氏の演說あり

十六日　東京集治監典獄長屋又輔君命三池集治監詰

同日　小河監獄事務官群馬外三縣に出張加藤內務屬隨行す

十七日　神奈川縣典獄新妻駒五郎君任岡山縣警部長敘高等官五等

廿三日　德島縣典獄甲斐秀成君病死

廿四日　警視廳典獄ナ山茂雄君任集治監典獄敘高等官五等命東京集治監詰

熊本縣典獄藤澤正啓君任警視廳典獄敘高等官六等補警視廳第四部長銀治檳監獄署長（年俸千圓）和歌山縣典獄曩野胤珍君任警視廳典獄敘高等官七等補市谷監獄署長（二級俸下賜）山口縣典獄坪井直彥君任熊本縣典獄敘高等官七等、警視廳典獄有馬四郎助君任神奈川縣典獄敘高等官六等、青森縣上北郡長松島四郎君任山口縣典獄敘高等官七等、警視屬兼警視廳監獄書記中摩速衛君任和歌山縣典獄敘高等官七等

二月

二日　鹿兒島縣典獄鈴木和介君陞敘高等官六等

七日　德島縣屬石井光美君任德島縣典獄敘高等官八等

十日　山梨縣典獄森田重行君敘高等官七等

十四日　勅令第三十五號を以て集治監廳府縣典獄及



集治監分監長特別任用令を公布せらる其全文左の如し

集治監廳府縣典獄及集治監分監長は三年以上監獄事務に從事し集治監典獄に在ては判任官五級俸以上廳府縣典獄集治監分監長に在ては判任官五級俸以上の現職に在る者に限り當分の內試驗を要せす文官高等試驗委員の銓衡を經て任用することを得

二十日　京都府典獄神谷彥太郎君敘正七位　宮崎縣典獄柿木原政澄君敘正七位　岩手縣典獄小林清一君敘正七位　山口縣典獄松島四郎君敘從七位　埼玉縣典獄早崎春香君敘正八位　滋賀縣典獄武村鑛太郎敘正八位

廿一日　衆議員議員堀家虎造君より制規の贊成を得て監獄費國庫支辨に關する質問書を政府に提出せり

廿三日　臺灣總督府律令第三號を以て臺灣監獄則を發布せらる

同日　臺灣總督府令第十號を以て臺灣監獄在監人衆代は一日貳錢五厘以下と定めらる

同日　明治三十二年度歲入歲出總豫算を公布せらる歲出臨時部內務省所管第一款補助費の項に府縣監獄改修費補助として金八千百九拾壹圓五拾壹錢を支出し改正條約實施準備の爲め大坂府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣に於ける監房改修費を國庫より補助し外人拘禁監房の設備を爲さしむ

同日　明治三十二年度歲入歲出總豫算と共に內務省所管を以て警察官監獄官練習所設立費金拾萬千百參拾壹圓五錢支出の件を公布せらる、是れ即ち警察監獄學校開設に關する經費なり

廿三日　衆議員議員山內吉郎兵衛君外八名より監獄則改正法律建議案を提出せらる、案は監獄則第三十條因人懲治人には「公認教々導職中の」の九字を加へ監獄教誨師は公認教々導職を以て之に充てんとするにあり

廿三日　犯罪學研究材料に依する爲め內務省監獄局長より在監人犯則製品保存方の件を一般に通牒せらる

廿四日　鳥取縣典獄長谷川信綱君陞敘高等官七等

廿五日　衆議院議員井上角五郎君外三十六名より府縣監獄費國庫支辨に關する法律案を提出せらる

三月

三日　衆議院に於て議員井上角五郎君外三十六名の提出に係る府縣監獄費國庫支辨法律案第一讀會を開き委員附託を用ゐす引續き第二讀會を開き原案可決、第三讀會を省略し本案確定議となり即日直に貴族院に送付せらる

六日　府縣監獄費國庫支辨法律案貴族院の議事日程に上り第一讀會を開き議長指名の九名の審査特別委員に付託せられたり

七日　高知縣より伺出に係る囚人懲治人に紙製石鹼差入許可の伺出に對し個人的性情に依り取締上支障なしと認むるものに限り許可し差支なき旨指

令せられ同時に監獄局長より一般に通牒せらる

九日　貴族院に於て監獄費國庫支辨に關する法律案特別委員會を開き全會一致を以て本案を否決せり

十一日　警視廳典獄藤澤正啓君敘正六位

十五日　法律第六十八號を以て外國艦船乘組員の逮捕留置に關する援助法を公布せらる、本令は改正條約實施の日より領事裁判權は撤去せらるべきに付外國船舶乘組員にして犯罪あり本邦沿岸寄港の際上陸し內地に隱匿若は逃走したる者あるときは該犯人の逮捕方を我檢事に請求することを得るの道を開きたるものにして國交上の情誼に出で締盟各國間の法權を確保し執行上の便宜を得せしめんとの互換法に外ならず

十六日　監獄事務官小河滋次郎君法典調查會委員被仰付

二十日　法律第七十三號を以て刑事訴訟法中を改正せらる其大要は密室監禁の制を廢し保釋を許さゝ言渡に對し異議の申立を爲すことを得るの道を開き、訴訟書類に拇印すべきを止め捺印する能はざるときは署名のみを以て足ることゝし、在監中の被告人に對し發したる拘留狀は司獄官吏をして執行せしむることゝなしたる等、改正條約實施に伴ふ準備とも云ふべきか

廿二日　勅令第五十四號を以て臺灣總督府縣及廳看守定員の件を公布せらる

廿八日　法律第九十三號を以て行旅病人及行旅死亡人取扱法を公布せらる

同日　勅令第六十一號を以て文官任用令第六十二號を以て文官分限令同第六十三號を以て文官懲戒令を裁可公布せらる、文官任用法は以て文官選敘の道を振肅し、文官分限令及文官懲戒令を以て文官の身分に保證を付し其地位を鞏固にせられたるにあり

卅一日　勅令第百八號を以て內國旅費規則中を改正し同則別表汽車賃を一哩に付親任官六錢、勅任官五錢、奏任官四錢、判任官四錢と改正せられたり

四月

七日　內務次官松平正直君依願免本官　司法次官小松原英太郎君任內務次官敘高等官一等　監獄局長小池靖一君非職仰付られ　內務大臣秘書官大久保利武君任監獄局長敘高等官二等　岩手縣典獄小林清一君、福井縣典獄田井重之君、愛媛縣典獄木戸巖君、高知縣典獄廣澤鐵郎君は各依願免本官

八日　東京集治監書記中村襄君任岩手縣典獄敘高等官八等　內務屬三浦貢君任高知縣典獄敘高等官八等內務屬八田哉明君任愛媛縣典獄敘高等官六等　北海道廳監獄書記兼看守長古野嵩央君任福井縣典獄敘高等官八等

十日　栃木縣典獄佐藤光二君敘從七位　山梨縣典獄森田重行君敘從七位　德島縣典獄石川光美君敘正八位

十三日　內務省令第七號を以て警察官吏其他內國旅費概則別表中を改正し汽車賃の欄を左の如く改めらる

甲號表汽車賃一哩に付金三錢

乙號表汽車賃一哩に付金二錢

十四日　勅令第百四十六號を以て海軍監獄看守被服料給與令中改正公布せらる

十六日　於富士見軒、大久保監獄局長の爲め歡迎會を開き兼て新任典獄中村、三浦、八田三君榮轉祝賀會を開く

同日　鹿兒島縣典獄鈴木和介君敘正七位

十九日　於內務省樓上會議室地方官會議を開き內務大臣より監獄に關する事項を諮問せられ同時に監獄改良事項に付き指示せらるゝ所ありたり其諮問及指示事項の項目を擧ぐれは左の如し

諮問事項

一　免囚保護機關組織方法等に關する意見如何
一　不良少年感化事業の設備方法に關する意見如何
一　携帶乳兒制限年齡改正に關する意見如何

指示事項

一　監獄逃閉は類次之を行ひ監獄行政殊に過囚、會計、作業等に關する監督を嚴密にすへき件
一　監獄書記看守長ノ人物を精選し且其俸給配當上他と權衡を得せしむへき件
一　監獄醫の俸給を厚ふし監獄生の整備を圖るへき件
一　看守教習を奬勵し亦其練習を怠らしめさるへき件
一　出獄人保護機關の設備を奬勵し之が發達の方法を講すへき件

同日　刑事訴訟法改正密室監禁廢止せられたるに付刑事被告人別異法は裁判所と協商し普通監房に別異すべき件を監獄局長より通牒せらる

二十日　勅令第百五十四號を以て警察監獄學校官制全第百五十五號を以て警察監獄學校職員俸給令を公布せられ、同第百五十六號を以て高等官々等俸給令中、及同第百五十七號を以て文武判任官々等表中を改正し警察監獄學校教授、幹事の官等及警察監獄學校書記の官等表を各追加せらる

五月

五日　內務屬山上義雄君任警察監獄學校教授敘高等官六等給四級俸　留岡幸助君任警察監獄學校教授敘高等官六等給六級俸　內務屬林市藏君任警察監獄學校教授敘高等官七等給六級俸

八日　鳥取縣典獄長谷川信綱君敘正七位

同日　日本留學生朝鮮人崔昌淳外二名は日本に於ける監獄事務見習として警視廳鍛冶橋監獄署に就き實務を練習することゝなれり

九日　內務屬中島幹事君任警察監獄學校幹事敘高等官七等給七級俸

十日　先きに西鄉內務大臣より召集令を發られたる集治監典獄同分監長及廳府縣典獄は諮問會の爲

め內務省に參集す

十一日　典獄諮問會開議、會議に先ち西卿內務大臣の獄則改良に關する演說是に引續き小松原內務次官大久保監獄局長各一場の訓示的演說あり、終て大久保監獄局長會長席に小河事務官、山上敎授番外席に就き監獄則改正案第一條より逐條審議を始めらる

十二日　前日に引續き諮問會を繼續す日曜日を除き連日開議し廿五日を以て議事終了、茲に至て典獄會議は全く閉會を告げたり、而して當年の典獄諮問會に提出せられたる主なる事項は監獄則並監獄則施行細則改正案を始めとし看守定員令改正案及名籍原簿改正の件等にして尙此他に條約實施準備に關する外囚處遇準則並監獄改良に關する指示事項等無量數十件に上ほれり

十六日　野崎大審院檢事總長典獄諮問會に臨席し一場の演說し終て治獄上裁判所との間に關係ある事項に對する典獄諸君の質問希望に答辯を與へらる

十八日　帝國ホテルに全國典獄の懇親會を開き西鄕內務大臣以下次官局長事務官等を招待せり

十九日　西鄕內務大臣より當時出京中の全國典獄を三年町大臣私邸に招き晩餐會を催されたり

二十日　警視廳典獄藤澤正啓君敘從六位　大分縣典獄清水精四郎君敘勳六等授瑞寶章

同日　於上野精養軒監獄協會の總會を開き爰て各典獄懇親會の催あり、當日は清浦司法大臣之に列席し一場の演說せらる

廿三日　小松原內務次官典獄會議に臨み各地方に於ける裁判所及檢事局等との間に照會若くは協定を要する事項に對する典獄の意見を徵せられ、終て口頭を以て治獄事項を典獄に諮問せらる

廿六日　大久保監獄局長警視廳監治橋署を視察せらる

同日　小河監獄事務官奈良、三重、愛知、靜岡四縣の監獄巡閱の爲め發程、齋藤內務屬之に隨行す

廿九日　大久保監獄局長集鴨監獄署に臨み遇囚の狀況を視察す

卅一日　同官東京集治監を視察す

六月

五日　大久保監獄局長市谷監獄署を視察す

六日　同官千葉縣監獄署を視察す

七日　同官神奈川縣監獄署及在橫濱領事監獄を視察す

同日　宮城集治監典獄畑一岳君陞敘高等官五等

十日　大久保監獄局長、京都大阪兵庫長崎福岡の二府三縣及三池集治監へ出張の爲め出發、上田、松本兩屬隨行す

十二日　勅令第二百四十五號を以て陸軍監獄看守長及看守服制別表中改正せらる

同日　陸軍省令第十七號を以て陸軍監獄看守採用規則中を改正す



同日　陸軍省陸達第五十五號を以て陸軍監獄看守長及看守服制施行期限を定め同陸達第五十六號を以て陸軍監獄看守長及看守服裝規則中を改正す

十四日　西鄕內務大臣中國地方出張の途次、山口縣監獄署に臨み治獄の狀況を視察せらる

十六日　府縣監獄付屬の地所建物の所管換に付ては自今內申すべき旨內務大臣より內訓せらる

二十日　東京集治監典獄若山若雄君、山形縣典獄山縣齊高君、岡山縣典獄黑澤迪君、大分縣典獄清水精四郎君、各敘勳六等授瑞寶章、岩手縣典獄中村襄君、高知縣典獄三浦貫君、敘正八位

廿三日　臺灣總督府令第四十二號を以て臺灣監獄則施行細則を定む

同日　陸軍省陸達第六十三號を以て陸軍監獄看守長及陸軍儲入被服給與規則中を改正す

廿四日　勅令第三百六號を以て陸軍監獄條例中を改正せらる

七月

八日　勅令第三百三十五號を以て海軍監獄官制を同第三百三十六號を以て文武高等官官等表中に海軍監獄長の官等を、同第三百三十七號を以て海軍監獄官の俸給令を同第三百三十八號を以て海軍監獄官特別任用令を何れも公布せらる

十一日　內務省令第三十三號を以て警察署警察分署に拘禁又は留置する者の食料費を改め一食金十錢以下と改正せり

十四日　醬油稅則中改正に付監獄自用の醬油を製造するときは自家用料の例に依り課稅せらるべき旨監獄局長より一般に通牒せらる

十七日　內務大臣より外國人拘禁に關する處遇準則なるものを一般に內訓せらる

同日　改正條約實施當日にして維新以來政府當局者か熱心に之か改正事業に從事し亦幾度か蹉跌失敗を重ねたる締盟國との間に於ける條約改正は曩きに既に完成を告けたるも之か實施の日は期限付にして當日は即ち其實施期限たりしなり、先是監獄に關する準備事項は當局者の盡力に依り槪ね整頓し何時外國人を我監獄に拘禁するの要を生するも何等の支障を見さる迄に設備を了したりと雖も茲に最も忌むへき紀念を遺したるは橫濱に於て演出せられたる米國人ロベート、ミルラーなる者の內外人慘殺事件にして即日直に該兇行者を神奈川縣監獄署に拘禁するに至りたるは蓋し我法權の下に外國人を拘禁するの嚆矢なりとす

十八日　勅令第三百四十四號を以て監獄則中改正の件を公布せらる

同日　勅令第三百四十六號を以て東京に設立する陸軍監獄の管理及監獄長の所屬を公布せらる

同日　山梨縣典獄森田重行君任靜岡縣典獄敘高等

官七等、靜岡縣典獄宇田德正君任山梨縣典獄敘高等官七等、佐賀縣典獄小野勇次郎君任大分縣典獄敘高等官七等、大分縣典獄清水精四郎君任佐賀縣典獄敘高等官七等、集治監分監長荒木賢愛君、新潟縣典獄木名瀨禮助君、各敘高等官六等

同　日　風俗習慣を異にする囚人處遇標準の件を監獄局長より一般に通牒せらる

十九日　內務省令第三十八號を以て監獄則施行細則を改正す

二十日　勅令第三百四十七號を以て明治廿三年勅令第二百二十七號府縣參事官及廳府縣典獄特別任用令廢止の件を公布せらる

同　日　從來監獄社會に發刊せられたる監獄雜誌監獄協會雜誌を合併し監獄協會雜誌の名稱の下に第一號を發行す

廿六日　內務省訓令第二十八號を以て監獄則施行細則第十七條に依り特赦免幽閉假出獄の申渡方式を定む

同　日　改正監獄則第三十三條新聞看讀許否の件に付局長より一般に通牒せらる

廿八日　於長崎縣、改正監獄則並外國人拘禁事務打合せの爲め九州各縣及三池集治監山口縣等の典獄協議會を開き山上敎授之に臨席す

八　月

二　日　監獄局長より改正監獄則施行細則中疑義の箇所に對する說明書を一般に通牒す

十三　日　陸軍々法會議審問中に係る外國人拘禁法は當該軍法會議所在地の地方監獄に囑托拘禁の件陸軍大臣の照會に對し囑托に應し可然旨回答せられ同時に監獄局長より一般に通牒を發す

七　日　宮城縣に東北地方典獄協議會を開き改正監獄則に付協議打合を爲す、大久保監獄局長之に臨席せらる

九　日　兵庫縣に於て關西中國四國地方典獄協議會を開き改正監獄則に對する事務の打合並外囚處遇上に付詳細なる協議を遂げ同十二日閉會せり山上敎授該會議に臨席せり

十一日　監發第三七號を以て監獄局長より內務省に於て編制せられたる在監人遵守事項を一般に通牒せらる、其全文は協會雜誌第二號に揭載せり

十二日　內務省訓令第七六一號を以て警察署警察分署附屬留置場設備標準を訓令し漸次該標準に依り改良の計畫を立つへきことを以てせらる

十四日　警視廳之か會主となり關東地方典獄協議會を警視廳に開き獄務上の協議を遂け同十六日閉會せり、本會には大久保監獄局長、小河監獄事務官之に臨席せり

十六日　東京神田青年會館に於て監獄茶話會を開く

九　月

三　日　大久保監獄局長は北海道集治監及同分監並北海道廳監獄巡閱の爲め發程與村內務屬隨行す

七　日　茨城縣典獄野口謹造君、福島縣典獄野崎宏君、岐阜縣典獄山崎正君各敘高等官七等



田靜太郎君、監獄事務官小河滋二郎君各警察監獄學校講師を囑托せらる

五　日　內務省監獄事務官小河滋二郎君敘高等官五等三級俸下賜

同　日　大審院撿事兼司法省參事官石渡敏一君警察監獄學校講師を囑托せらる

七　日　監獄局長より維新前後に用ひたる刑具戒具記錄其他獄治上參考品として當局に貸與相成度旨一般に通牒を發せらる

八　日　三重縣典獄綾部敦麿君敘高等官六等、群馬縣典獄杉野善祐君敘高等官七等、山形縣典獄山縣齊高君敘高等官七等、富山縣典獄山口卯太郎君敘高等官七等、島根縣典獄角尾小彌太君敘高等官七等、大分縣典獄小野勇次郎君敘高等官七等、沖繩縣典獄佐藤元次郎君敘高等官七等、奈良縣典獄森元祐君敘高等官六等、青森縣典獄松山爲治君敘高等官七等、岡山縣典獄黑澤迪君敘高等官七等

十一日　大審院檢事古賀廉造君、大審院判事鶴丈一郎君は各警察監獄學校講師を囑托せらる

十二日　警視總監金泰義君、豫備陸軍步兵少尉西稜君は各警察監獄學校講師を囑托せらる

十五日　警察監獄學校第一期入學生着京す

十六日　法學博士木場貞長君司法官試補小合仲君、副島義一君、內務技師田原良純君、內務技師宮入慶之助君は各警察監獄學校講師を囑托せる

同　日　於神田青年會館監獄茶話會を開く

十八日　警察監獄學校開校式を擧く、西鄕內務大臣、清浦司法大臣、小松原校長以下數氏の祝詞演說あり

二十日　警察監獄學校授業を開始す

廿二日　勅令第三百九十號を以て巡査看守俸給令中に改正を加へ、新任者は五級俸以下とし前職判任以上及び巡查看守の職に在りたる者は四級俸までを給することを得せしめ、四級俸以上の俸給を受くる者は滿六ヶ月を經過するにあらされば昇級するを得すとし、刑事專務又は通譯其他特別の技術を有する者には月手當拾圓以內を給するの道を開かれたり

廿三日　千葉縣典獄筒井明倫君任台北縣典獄敘高等官七等、岩手縣典獄中村襄君任千葉縣典獄敘高等官八等、愛媛縣監獄書記兼看守長神野忠武君任岩手縣典獄敘高等官八等

廿八日　陸軍省陸達第九十五號を以て陸軍監獄看守宿料支給細則中を改正す

十　月

三　日　大久保監獄局長は北海道集治監及同分監並北海道廳監獄巡閱の爲め發程與村內務屬隨行す

七　日　茨城縣典獄野口謹造君、福島縣典獄野崎宏君、岐阜縣典獄山崎正君各敘高等官七等

十日　勅令第四百號を以て臺灣總督府警察官及司獄官練習所に巡査看守を置くを得る件を公布せらる

同日　第四百一號を以て臺灣總督府警察官及司獄官練習所生徒の俸給に關する件を公布せら

同日　勅令第四百二號を以て警察賞與規則を制定公布せらる

同日　內務省令第五十二號を以て警察賞與規則施行細則を定めらる

同日　宮城集治監典獄畑一岳君敘從六位　北海道集治監分監長荒木貫愛君敘正七位

十四日　一ツ橋通帝國教育會樓上に監獄茶話會を開く

十六日　勅令第四百五號を以て軍衙間囚人及刑事被告人押送規則を公布せらる

二十日　新潟縣典獄木名瀨禮助君敘正七位

同日　長野縣伺出に係る在監人にして放免の際重病の爲め出監する能はさる者又は傳染病に罹りたる者留置及費用の件に付監獄內に一時留置するは差支なしと雖も其費用は前段行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り其傳染病なるときは傳染病豫防法に依り各其費用より支辨すへきことに決定の旨監獄局長より一般に通牒を發せらる

三十日　香川縣伺出に係る屏禁處罰中大祭祝日に該るときは免役せしむへからさる哉又其受罰中の日數は現役一百日に算入せさる哉の件に付歲化上の必要に依り懲罰を中止するの外免役せしむへからす而して其日數は現役百日に算入すへきものにあらさる旨監獄局長より一般に通牒せらる

同日　大久保監獄局長、警察監獄學校に臨み北海道巡閱視察の事項に付一場の講演を行はる

十一月

七日　警視廳典獄豊野胤珍君陞敘高等官六等

十一日　神田一橋通帝國教育會樓上に於て監獄茶話會を開く

十八日　監甲發第一六號を以て兵庫縣下にペスト病發生追々蔓延の徵候あるに付監獄の如き交通及物品の出入頻繁なる所に在ては豫防上一層愼密の注意を加へ監獄內の清潔豫防を勵行すへき旨監獄局長より一般に通牒を發せらる

二十日　內務省監獄局長大久保利武君內務省所管事務政府委員被仰付

同日　監獄事務官小河滋二郎君敘從六位　三重縣典獄竣部敦磨君奈良縣典獄森元祐君各敘正七位

岡山縣典獄黒澤迪君、山形縣典獄山縣齊高君、群馬縣典獄杉野喜祐君、富山縣典獄山口卯太郎君、島根縣典獄角尾小彌太君、福島縣典獄野崎宏君、沖繩縣典獄佐藤元次郎君、茨城縣典獄野口讙造君、岐阜縣典獄山崎正君、青森縣典獄松山爲治君各敘從七位

岡山縣監獄書記河中常臣君、敘從八位



廿四日　府縣監獄費國庫支辨法律案を第十四帝國議會衆議院に提出せらる（政府提出）

廿五日　府縣監獄國庫支辨法律案衆議院の議事日程に上り第一讀會を開き議長指名十八名の審査特別委員に付託せらる

廿七日　府縣監獄費國庫支辨法律案特別委員の間に委員長、理事の選擧を行ひ委員長に鹽田忠左衛門君、理事に國重政亮君當選す

同日　警察監獄學校監獄科教師兼獄務顧問として傭入の佛國人ドクトル、クルーゼン氏着京す先是山上敎授大阪府兵庫縣に出張し神戸より同行歸京す

廿八日　監獄費國庫支辨法律案第一回委員會を衆議院委員室に開く

同日　和歌山縣典獄中摩速衛君陞敘高等官六等

廿九日　監獄費國庫支辨法律案第二回委員會を衆議院委員室に開き原案を可決したり

三十日　宮城集治監看守長兼書記松隈健二君敘正八位、同集治監看守長吉野鐵五郎君、北海道集治監看守長兼書記八木三郎君、茨城縣監獄書記後藤重正君敘從八位

十二月

一日　衆議院に於て府縣監獄費國庫支辨法律案第二讀會を開き委員長の報告あり反對賛成各一名の演說ありたる末、第二讀會以下省畧議決法律案は政府提出原案の可決確定し即日貴族院に送付せらる

同日　監獄協會の名義を以て傭教師ドクトル、クルーゼン氏の爲め歡迎會を三井倶樂部に開く

六日　府縣監獄費國庫支辨法律案（衆議院送付）貴族院の議事日程に上り第一讀會を開き議長指名九名の特別審査委員に付託せらる

七日　貴族院に於て委員長副委員長の互撰を行ひ子爵曾我祐準君委員長に三好退造君、副委員長に當選す

同日　西鄕大臣私邸に警察監獄學校傭教師三名を招き晩餐會を開く

九日　於貴族院府縣監獄費國庫支辨法律案審査特別委員會第一回を開く

同日　神田一橋通帝國教育會に於て監獄茶話會を開き死刑存廢の討論題に就き討論會を開く

十三日　貴族院に於て府縣監獄費國庫支辨法律案審査特別委員會第二回を開く

同日　山梨縣典獄宇田德正君陞敘高等官七等

十四日　於貴族院、府縣監獄費國庫支辨法律案審査特別委員會第三回を開き委員の一人三好退藏君（反對）を除く外原案賛成を以て可決し即日委員長曾我子爵より可決報告書を提出せり

十日　於貴族院府縣監獄費國庫支辨法律案（政府提出衆議院送付）第一讀會の續き特別委員長子爵曾我祐準君の委員會の經過及本案委員會に於て可

決の報告ありたる末、三好退藏君、都筑馨六君の反對演說、渡正元君、松平正直君の贊成演說あり討論終結無記名投票の結果反對六十八に對する百五十一の大多數を以て第二讀會を開き以下第三讀會を省略し本法律案は可決確定議となり茲に全く議會を通過し即日上奏の手續を爲せり

同日　警視廳典獄豐野胤珍君敘正七位　岩手縣典獄神野忠武君敘正八位　同日警察監獄學校教授山上義雄君愛知縣、靜岡縣に出張傭外國人ドクトル、クルーゼン氏及同行せり

同日　貴族院議員、正四位勳四等小原重哉君敘從三位、付君は我國維新以後に於ける斯道改良の鼻祖にして其功績沒すべからず宜なる哉政府先きに君を抽て勅選議員とし今亦此選敘を見る君の榮や想ふべし斯道の譽亦高矣

廿六日　警視廳典獄永田直之丞君陞敘高等官六等

廿七日　監獄局長大久保利武君敘勳五等授瑞寶章、愛知縣、福井縣典獄古野嵩央君敘勳七等授瑞寶章、愛知縣屬兼監獄書記脇屋義純君、新潟縣監獄書記兼看守長福島武司君岐阜縣監獄書記吉田爲誠君、敘勳八等授瑞寶章（以上）

因に記す本記事中法律及び諸法令は他日索引の便を計り官報を以て公布の日付に依る讀者夫れ諒之

# ○初犯囚の改良方法に就て

四王天鐵轟君

今を距る兩三年前即ち西曆千八百九十七年七八月の交獨逸國刑法學者の會同の際初犯囚は訓誨又は說諭の方法により必らず改悛せしめ得るものなりとの議決ありしと云ふ余輩未だ何等の理由によりて斯かる斷定を下せしやを聞くを得ずと雖も科學の發達進歩せる彼邦多數學者の論定と云ふ以上は想ふに確的なる論証あるべきは勿論又彼等が如何に想ひを罪囚の改良に潛むるかを察知するに足れり

我國に於ける初犯囚に就ては則ち如何斟し彼にして能く改悛し得べくんば我豈然らざるの理あらんや但刑事人類學者の唱道するが如き膽組織其他骨相の關係如何に因り到底改良の途なしとするもの所謂犯罪人種なるものが若しも現實に存在するとせば斯は自ら別問題に屬するも爾餘にあつては彼我の別なく等しく可改の種類なりと認め敢て大過なかるべし只夫れ之が方法手段に就ては至困至難素より容易の業に在らず然れども方法の至難なるが爲め改悛其者に疑惑を懷くに到りては未だ其當を得たるものと謂ふ可からず

余輩が知るところの我監獄學者、又は刑法學者中其多くは初犯囚をして改悛せしめ得べしとするに異議なきのみならず之が方法として執行猶豫の制を是認



するは殆んど同一轍に出づるが如し

執行猶豫即ち條件付裁判法の沿革を聞くに始めて之を試みたるは實に千八百七十年北米マサチユセッツを首として次て法律を以てボストンに行ひ聞もなく合衆國諸洲に施行しブリテン、ベルジュム、イタリー、フランス、スイッツル等亦之に倣ひ特に白耳義に於ける千八百八十八年より千八百八十九年に至る一年間の成蹟に依れば受驗の囚徒一萬三千百九十五人の中一萬二千九百四十九人までは完く其成蹟を得たりと云ふ如斯好適の事例あるを以て我刑法草案に於ても夙に此法を採用せらる果して之が實施を賭るの曉ば彼の所謂一時の出來心を以て徵罪を犯したるものゝ如きは監獄に投ずることなくして能く救濟するを得べく其改良自新に偉効ある敢て喋々を要せず識者の之を稱するもの其さに故あるなり然れども此法亦種々の制限ありて何れの場合に於ても必らず執行を猶豫するものにあらず今草案第三十條以下の規定に從ひ猶豫の決定を受くべき場合を摘舉すれば實に左の如し

第一　初犯にして懲役又は禁錮六月以下の言渡を受けたるもの

第二　初犯にして罰金の言渡を受け納完する能はざる爲め留置すべきもの

第三　懲役又は禁錮六月以上に處せられたるのと雖も他人に生命、身體又は自由に直接なる損害を生ぜざる事件又は財產に對する犯罪にして其損害の全部を賠償したる事件に付き自首輕減せられたるもの

以上の場合にして且つ檢事の申立あるときは裁判所は執行猶豫を決定すべきに反する場合は其裁に浴せざるや勿論なり故に此草案にして一の增減變更を加へらるゝことなく法律となるときと雖ども仍ほ監獄に投ぜらるゝ初犯囚は必ずしも其跡を絶たざるのみならず其數も亦敢て少小にあらざるべし左れば初めより猶豫の部類に入らざるか又は猶豫を取消され（草案第三十六條に該る場合）執行を受くるもの等に對しては第二の救濟方法なかるべからず於是余輩一事の識者に質さんと欲するものあり他なし初犯囚を拘禁する爲めに別異の監獄を設くること是れなり猶ほ細言せば初犯囚は現時の如く累犯者と同一獄舍に拘禁せずして全然建物、場所、及び所遇法を異にし一は專ら惡友に惡化せられ惡習に惡染するの途を杜ぎ一は專らに訓誨、說諭感化の道を講じ宛かも一の「リホーメトリ」とも謂ふべき組織の監獄を設けんとするに在るなり而して其獄舍は一時に新築せんとせば多費に堪へざるを以て先づ現に各地方にある獄舍の中適當と認めらるゝもの數箇所を撰み之に充つるか又は地方本支署の中に就き一箇又は數箇所を以てするか何れか其宜きに隨へ之を選定せば可なるべし現行監獄則に於て罪質、年齡等による別異法あるを

以て此旨趣を擴張應用せは特さらに別種の監獄を設置するの要なきか如しと雖も從來幾多の司獄官が苦心焦慮改良に竭力せしに拘はらす却て統計上年々累犯者の增多せる事實あるは職として百惡の淵叢なる監獄中に於て善人を養成せんとする所謂無理なる注問たるに由らすんはあらす是殆かも火を以て火を防き水を以て水を避けんとすると一般到底徒勞に終らん耶非耶尤も犯罪增加の因由は重に敎育、警罪、其他社會制度の不完備なる結果には相違なかるへきも抑も亦監獄が一部の責を辭する能はさるを奈何

今や幸にして余輩か多年翹望せる監獄費國庫支辨案も既に成立し隨つて府縣に分屬する地方監獄も一般內務省統一監督の下に立つの日遠からす且此際當局に於て獄則上若は行刑區畫上幾多革新改良の計議ありと聞く此好機こそ眞に千歲の佳遇にあらすとせんや

人あり難して曰初犯囚と雖ども單に感化にのみ走るは正義と社會の感情を蹂躙し行刑の本旨を誤り徒に犯罪者の奴隸たらんのみ彼のプロッシュー等が突飛なる企ては實に識者か嗤笑の料たるを知らすやと夫れ然り豈夫れ然らんや余輩聊か之か說なきにあらざるも素と他と排難攻擊するに意なし只茲に所懷を臚ふるに止まるのみ讀者幸に說の杜撰孟浪を咎むるなく垂敎を賜へかし

## ○刑務小言

北望散士 青木生君

此夜讀書に倦み卷を投し凡に倚りて茫乎たり乍ちにして獄事の前途を思ふ感慨交々至る試に鉾筆を弄して其二三を敘す素より雜炊的文字なり閑窓讀筆とでも洒落れたき處なるも日夜多くの學科に遑ひ廻はされつゝあるの身を以て左樣に氣樂のことも言ひ得さるか故に假に刑務小言と題したり其獄事小言獄務小言等の名題を用ひさる所以のものは甚しく監獄なる名稱を嫌忌するに依る耳（十二月二日夜）

警監學校 警察監獄共に曾て練習所の設ありしと雖警察と監獄とは其時期を異にし其場所を同ふせす各別に訓練敎習せられたりしが、今回の警察監獄學校に於て警察と監獄と同一學校の下に統轄せられしは余輩籍を監獄に置くもの丶大に當局者に謝する處なり、想ふに警察と監獄との社會上に於る地位たるや表裏の關係を異にするのみにして二者素より高下すへきものにあらす、矧むや今日の監獄主義より云へは其職務の幽玄微妙なる單純の消極事項を綜合したる警務の如きと日を同ふして論すへからさるものたるに於てをや、然るに世人か牢獄時代の迷夢尙ほ未た覺めすして往々監獄を劣等視するの傾向を有するは疑ふへからさる事實なり、是時に當り同一校堂の下に兩者を併合し訓練敎習を行はるゝかために少くも警察と監獄とは同一の地位を有するものなりとの感想を與ひ世間の誤解を正すかためには少なからさる影響あるを信すれはなり唯夫警察と監獄とは其外形の事務に於て甚た相類似すと雖其本源の性質甚た相同しからす之を行ふの官吏は全く其性格を異にせさるを得す此點に付ては當局者か輕々看過せられさるを望む

監獄の名稱 監獄なる名稱の不都合千万なることは一般學者の定論なり獨り學問上の意義に於て斯の如き名稱の不適當なるのみならす、由來日本人の頭腦には地獄極樂の迷想か深染せるを以て獄と云へは直ちに地獄を聯想し司獄吏と云へは直ちに虎皮揮的の獄卒を聯想す、嗚呼名は實の賓なり、世人か監獄の意義を誤解し監獄を蔑如するもの又故なしとせんや、余輩は假令完全の名稱を發見せすと雖幸ふして も監獄事務を代表し得る名稱あらは監獄なる語は速かに現社會より放逐せんことを希望せさるを得す、依て沈思熟考、數十日に涉ると雖、素より鈍頭愚腦、到底、好文字を案出し得す、遂に有の儘を言ひ顯はすの外なきを覺悟したり、卽ち刑罰執行の機關なるか故に「刑務」なる名稱を用ゆるも可ならん歟、所謂刑は刑なきを期すと云へる定義の意を推すときは改良も感化も將た敎育の主義も皆な之れを包含し得るを以て隨分進歩したる監獄事務も此名稱を以て代表し得るを信す、殊に我現行の制度に於て此例に依れる名稱少しとせす學事を掌るものを學務と稱し收稅を掌るものを稅務と稱し農工商を掌るものを農商務工務と稱し林業を掌るものを林務と稱するか如き比々皆然りとす、或は法律を掌るものに司法の名稱あり稅務を掌るもの に司稅等の名稱あるを以て司刑と稱するも亦可なりと雖司刑よりは刑務の名稱か語調に於て優れるを覺ゆ、而て監獄の名稱に代ゆるに刑務なる名稱を以てする結果は典獄は刑務官と稱し監獄署は刑務署と稱し監獄局は刑務局と稱するは云ふ迄もなし、其監獄書記、看守長等は刑務書記等適宜名稱を用ゆへし、尤も此名稱には拘留監を包含せすと雖元來其性質全く異なるものなるか故に特別の名稱の下に刑務署に所屬せしむるも可ならん乎

行刑指揮權 現行刑事訴訟法第三百二十條に依れは刑罰は檢事の指揮に依りて之を執行すへきことを規定せりと雖余輩は檢事か行刑の指揮をなすことを廢し單に其刑罰を受けたる犯罪人を監獄に「移送」するに止むへしと主張するものなり此問題は輕々看過するときは監獄か檢事の指揮に依りて刑罰を執行するも檢事の移送に依りて執行をなすも刑罰其ものゝ本体に別段影響を及はすものにあらさるか故に故らに論議するほどの必要なきか如く見ゆると雖余輩は監獄の獨立を保つの上に於て頗る重要の問題なるを信す、人或は裁判の執行か總て檢事の職務なりと云

ふの理由を以て余輩の主張を非認せんとするも雖、今日の刑罰は單純なる裁判執行にわらすして特別なる機能を有する機關をして施爲する處わらしむるの必要あるを以て特に監獄なる行政機關を設け之れを内務行政の一部に屬せしめたるにも拘はらす尚ほ且つ他の機關をして此機關の行動に對し指揮をなすの權わらしむるか如きは各機關分立の主趣に反し法制上其當を得たるものにあらす或は又警察官か司法警察上に付て檢事の指揮を受くるの例を以て檢事か行刑の指揮をなすも監獄の獨立を害するものにわらすと主張するものありと雖、斯の如きは謬見の甚しきものと云ふへし元來警察官は行政警察と司法警察と二個の職務を有し行政警察は内務大臣の統括に屬し司法警察は司法大臣の統括に屬せり故に司法警察を行ふに付司法警察官としての上官なる檢事の指揮を受けたれはとて素より當然のことに屬し本然の行政警察機關としての獨立を保つの上に何等の支障なきは勿論にして監獄の如く行政官として行政行爲をなすものに付き指揮をなすものと同日の論にわらさるなり、要するに現行刑事訴訟法は司法權万能主義とも稱すへき佛國西法を摸倣して漫然斯の如き規定を存するに至れる歟、然らすんは行刑か單純なる裁判執行に過きさりし野蠻時代の遺物なるか故に之を改正せんことを望む、唯夫刑事被告人の拘禁は行刑とは其性質を異にし本來司法付屬の事務に屬するを以て檢事の指揮に依りて之れを行ふものとするも判事の命令に依て之れを行ふものとするも素より異存なき處なり

監獄組織の改良　此點に付ては余輩は監獄に付ても警察に付ても殆と同一の主張を有するものなり警察と監獄とに於て屢々練習所を設け學校を立て實務家を召集して訓練を行ふ所以のものは單竟斯業に適當の學識經驗を有する人物の欠乏を表明するものたらすんはあらす而して其人物の欠乏たるや組織の不完全なること唯一の原因なるを信せんとす、抑々人は希望的の動物なるか故に一個の兵卒も他日大將となりて天下の兵を率ゆるの希望心あるか爲に軍事研究練磨に專心なることを得るなり（ヨシ絶對的大將となり得るの天資なきものにても）然るに今警察に付て見るも其昇進を關の山か警部長たるに過きすして而も此地位たるや警察の實務家に依らすして多くは異性質の人物を以て塡充せられ少しく事務に長するものは轉して郡長等の職に就き若くは去て民間の事業に就く此社會に學識經驗兩なから全きもの足跡を止めさるに至るは必然の勢なり、而して監獄は警察に比すれは更に一層甚しきものあり一たひ專門的に其職に一身を委するや他の文官に轉ずると警察よりも難く昇進の極典獄に過きすして典獄の地位たるや今日の如し矧むや人は名譽的動物なり而も警察官か社會上に於る名譽とは雲泥も亦啻ならす豈に此社會に有爲の人物を投せしめんこと恰も木に緣て魚を求むるに異ならんや余輩の希望は警察も監獄も軍隊に彷彿たる組織となし下は少尉より上は大將に至るか如く多くの段階を設くへし今監獄に付て云へは前に云へるか如く刑務なる名稱を用ゆるものとせは刑務官の最高等なるものは高等官四等五等に至らしむへし其最下級は現今の典獄と同官等にても差支なかるへし、或は刑務官補の職を置くも可なり現今事務の繁忙と俸給の多少との比較に於て監獄ほど不公平なるものあらず故に斯くの如くにして大監獄には高級の刑務官を置き小監獄には下級の刑務官を配置し最小の監獄に至ては刑務官補を配置するも可なり、而して大監獄の課長支署長の如きは下級の刑務官若は刑務官補を配置する等大に刑務官の地位を進むると共に高等官の數を增加すへし言ふ勿れ刑務官の地位高きに過ぐと、余輩は監獄作業の一點より觀察するも刑務官の地位を說明するに難からさるを信ず見よ世間に於ける單純なる工業にても五百人乃至千人の職工を使役する工業場は如何なる地位と技能とを有する人に依て支配せられあるかを、矧むや此工業を刑罰的に感化的に且つ經濟的に行はざるへからざるの雜事業に於てをや、又矧むや刑務官は工業的技能に止らずして法律的技能、教育的技能、普理的技能等を併有するの人物を要するに於てれや



前項に於て作業上に付て一言したりと雖も前項の如き制度の變替が容易に其實行を得ること難かるへきを以て茲には差向き實行の出來得へき一個の方法を論ずへし監獄の作業制度の變更之なり元來作業が監獄主要の業務なるにも拘はらす從來甚た之を輕視したる痕跡あるを見る、現に今日の監獄の組織に於ても概して作業の分課を獨立せしめさるのみならす、却て會計用度事務の附屬視するの觀なくんはあらす、思ふに監獄理術の進歩今日の如くならさるの時に於て算盤的なりと云へる單純の思想より會計用度の事務と混同するに至れるものなるへしと雖、作業に對して經濟上の觀察を下さゝるへからさる今日に於ては會計用度の事務と作業の事務とは全然其性質を異にし隨て兩者の事務を執る人物の性格に於て相同しきことを得す、要するに作業の目的を達せんと欲せは大に高俸を投して有爲の人物を登用すへし詳細に論ずる迄もなく前項に云へる如く世間普通の工業にして五百人乃至一千人の職工を有する工業を管理する人物は如何なる地位と技能とを有せさるへからさるものなるかを觀察せは思ひ半はに過くるものあらん、矧むや監獄の作業は經濟一天張にあらす刑罰に適し感化に適し且つ民業を害せさる等幾多の制限の下に於て而も經濟的に之を運行せさるへからさるに於てをや、余輩をして極言せしむれは作業の主任は年俸數千金を投し社會上の位地と

係を有する事柄は悉く之を網羅せんことを望む

## ○司獄官と感化

仙臺　藤吉習教君

感化事業の漸く緒に就き行きつゝあるの今日先輩諸氏の高論卓說も多々あるの今日新たに此問題を擔つき出して今更らの樣に申す必要もないとですが私も此事業の前途を深く慮るの一人であるが故に自分の氣の付いたとは默して居るとは出來ませんからよし其說が未熟でも陳腐でも苟も取るべきあらば諸君の御一考を煩はし度く思ひ

私の戒護者諸君と共に考へて見度いのは感化と云ふとで此感化にも種々あります普通一般の人の感化もあれは惡少年の感化もある又た孤兒の感化もあれは罪囚の感化もあるが私は法律の制裁に罪を得て拘禁せられつゝある罪囚の感化に付て二三の考而かも日常の事に關するものを取て考へて見樣と思ひ

世の中の事は千差萬別にして何れも容易のものはムりません先つ學問より申せば天体のとを研究する天門學地維を論ずる地質學と云ふ樣な大きな學問より植物學、理化學、器學、重學、電氣學、醫學等小にしては禽學、昆蟲學、微菌學等に至る迄皆困難でムい舛て更らに一步を進めば是等科學の上にある有形無形を論ずる哲學になりまして一層微密に入るものは此罪囚の感化であると思ひ、罪囚は何故斯く感化し難いかと云ふと其心已に全く放僻邪恣に染み切りて容易に洗滌し去るとが出來ません其甚しく善惡に汚染したるものは生を更ゆるも到底敎化を得ざる程のものです、釋迦は無緣衆生難度と云ひ基督の愈爾曹禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よと叫びたるは旨あるとであると考られ升併し是等は其最も重き罪の中にあるもので其少しく輕きものは感化によりて矯正し得るとは云ふ迄もなく其實例が多々あるとです

罪囚は心靈上殆んと瀕死の患者とも云ふべきものであるからこれを感化するには技藝の最も熟達した眞醫と慈篤誠實なる看護者とを要するとです諸君は即ち其醫師たり看護者たりと云ふ責任を帶びて居るとゝ故、實に重大の職務で又た至極榮譽の立場でムい升歐米の文明國では司獄官を以て一種の獻身的名譽の職として社會が之れを尊敬すると云ふとでムい升我邦でも囚人感化事業の國家に及ぼす關係の重大緊要なるとを一般に認むる樣になれは早晩此尊敬を受くるに到るは疑もなきとであると思升、よし社會が之を認めずとも我等は此慨むべき同胞を救ふの天職にあるを自覺し、此榮譽なる地位に立てるを喜び、此業務と終始し、生死するの覺悟を以て益々勤勉し度いと思升、我等の理想が此境域に迄到達するに於ては社會の我等を見る所ろの狀態の如何は最早問ふ



ですから之を精覈すると甚た不容易です以上は現今の智識に於て或程度迄夫々研究が遂けられて居る樣です勿論只今でも專門に發見開墾に從事して居る學者がムり升故今後新たなる發見もあるとと考られ舛又た哲學の如きは東西古今の說實に蕃庶にして所謂恒河の沙も啻ならずと云ふとですが歸する所ろは實質、虛靈の二界に過ぐるとは出來ぬ只其間に甲論乙駁互に雌雄を爭ふて居る樣に見へ舛是等のものが實際の上に現はれて起つた事業も種々ありまして精しく研究するとは只一つにても畢生の事に屬するのです道理の或程度迄分つて居るとですらも箇樣に困難ですが更らに是等より困難なるものがあり升何ですか人心の變化です心理學者は此心の現象を智情意の三段に分けて更らに之を數十種に區別して論じて居りますが心理學者の解剖は唯其運用の現象に止まりて其以上即ち根源起點に論じたものは有神家は神に歸し無神家は物質の作用に歸して置き升がそれはそうとして措て此變幻出沒端倪すべからざる心の實形に現動して行爲となり人々相互關係となり大にしては社會國家を組織して居る其狀態は實に奇々妙々にして變化極まりない、此社會の上に其心意の方向を有害なる邪惡の方に取り違へて國家の法規に觸れ社會より心靈的患者として隔離されて居るものは彼慨れむべき同胞なる囚人でムい升前申す如く天下の事一として難事ならざるなしですが取り分け困難なる

に及ばないとです古語にも良心の嘉賞は中夜の雅樂なりと人は自己の良心の賞讃程尊くして且つ快きものは有りません

罪囚の感化は甚だ困難なると故これに從事するの人は其方法を講究することを等閑に付するとは出來ませんこれに付ては獄事改良の意見を抱かれて居る先輩諸君の著書も多くあることで諸君も日夜御研究のことと思はれ升が諸君は戒護上に多分の時間を献げて居られて隨分御繁劇であるから十分に研究せらるゝことが餘程六ケ敷きことと考られ升、私共も此事業に從事して彼是れ職務に執拿して居ることで諸君と御同樣ですが僅かに考付きました二三のことを共に講究するは强ち蛇足のことでないと存じ升

考ふるに感化には言語を以てするものと、行動を以てするものとの二樣ありて前者は即ち事理倫常を說話講解して囚人の心中に蔓延して居る所の荊棘を切り開き、天賦の理心を再び光明に引き返すものにして所謂、敎誨的感化です後者は即ち司獄官が光明正大の心事を實行の上に顯はし、忠誠信實の摸範を示し同情の涙を彼等の境遇に注きて其悲痛の心を温たため其善念を喚起する所の實行的感化です、此二者は共に必要缺くべからざるもので其間に輕重を見ないが樣ですが若し敎誨的感化にして實行と伴はざるに於ては千言万語の金篋玉誡も何の効もなく却て罪囚に輕侮の心を起さしむるに過ぎざることと思升、諸君は彼「我が云ふ如くせよ我が爲す如くなす勿れ」と云ふ語を御記憶でしょう斯る至愚の語は到底行はるゝものでない殆んど昔譚の親蟹が子蟹の横這を誡めたる諷刺と一般で厶いまして笑ふべきの至りです之れに反して若し囚人を監督戒護するの人にして其行爲自然する所なく能く身を以て之を率ゆるときはこれを化すること言語の比でないと思はれ升、此點より云へば實行は遙かに言說に優さる樣ですが私は此法は猶双翼兩輪と等しきもので兩ながら缺くべからず偏重すべからざると信じ升「太上樹德其次立言」云々の語もありまして兎角事は表裏相待て効果を收むることが出來るのです今此兩法を云ふに先きだちて感化の意義と其必要とを少しく述べて置き度いと思升

感化と云ふとは讀んで字の如くで人を感勵化導すると即ち感じ化すると云ふ義であると心得升、罪人は從來惡に感染したものですから又た善にも感化することが出來ます墨氏悲絲と申して氏の學說によれば人性は其始めに只白き絲の如きもので如何樣にも染め付けることが出來る赤にも出來れば黒にもなる又た紫にもなる故に此白き絲の如き心が善に向ふか惡に陷るかと云ふとを悲んだのです氏は人性を善惡混淆的に論じて居る樣で厶いまして人性の本原に餘り價値を置かない只だ善にもなり惡にもなる何んとも極まらぬものだと斷定した說ですが其趨向する習慣と敎育とを非常に重じて居ることは同一であり升又た性惡說を主張した人でも性善說を唱導した人でも同じく感化習慣を重大必要として居ることで厶い升荀、韓、孔孟、陽明の如き其他泰西の道德家、敎育家、哲學者たるソクラテス、ペスタロッチ、スペンサーの如き其他皆感化の必要を痛論して居ることです偖て此等三種の學說が古より分離して居りまして種々議論もあるとですが併しながら苟も自然觀人世觀を最も敬虔に愼重になしたる樂天主義の聖賢學者は皆性善說を主張して居りまして彼曲學阿世的の學者論客及び失望悲觀的の僻論家を論難反駁して其論據は實に堅牢鞏固で厶い升故に其正邪優劣は唯今では殆んど定論となり照々として明かになりました假令進化論者がありてこれを攻撃するとも少も動搖するものではない私は性善說を取るもので厶いまして人性の善なることに付ては確然たる論據を有して其證明も立つて居り升手近い例を擧くれば孟子の所謂今若し孺子が匍匐して井に入るを見れば如何なる大胆不敵の惡漢も皆惻隱の心を起して之を援くるは人性の素と善なるを證するに足ると云か如く又西洋の或哲學者も性善說を證明して申しまするには「世界極惡の人あることなし故に人性は善なり」此證明は少しく邈然としして居る樣ですが理證が能く立つて居ると思はれ升即ち人は生れ付てより如何なる惡しき境遇に育つて惡に染みたる人でも其性行を點檢するときは其中に澤山善美なる所を見出すことが出來る故に人の稱して惡人とする人にても決して全然惡しきものでない其天與の善性が到底殲亡せらるべきものにあらずして之れが存留するを認むる以上は其根本の善なるを證するに餘あるものなり又た善と惡とは判然區別ありて決して混淆を許すべきものでない凡そ善ならざるの行爲は必ず惡なり故に人性は善惡混淆にあらずして善なりと云ふ「ロヂック」的の論斷です

諸君人性は斯く善と極まつて惡に陷りたるは即ち習慣墮落によるとなつて見ると感化と敎育とは非常に必要大切になつて愈々見込が立つて來る其感化と云ふは外でない即ち從來やつて來た惡習慣を打ち破りて本性に引き還すことです乍併習慣は第二の天性とも云ふべきもので人性は本來善良潔白であつても一旦習慣になつたことは容易に滅却することが出來ぬ故此事業は仲々骨が折れるが必然成るべき理由あるから非常の忍耐と持久とを以てすれば其結果は必ず良好です諸君の責任は實に重いことで孟子は士は以て弘毅ならずんばあるべからず任重して道遠しと云ふた如く諸君は斯く重大の責任を有して居らるゝことですから弘毅が極めて必要です

前申す如く感化には二樣ありて即ち敎誨的摸範的感化とに分れて居るが此二法並に過不及なく行はるゝでなければ功績が薄いことで殊に實行的は多くの場合に於て非常の勢力を有するです敎誨上のことは主

として教誨師が之れを擔當して居り檢束に關する實行上のことは諸君が專らやつて居らるゝことで各分擔が定まつて居る樣なれども此兩者は遂に分ち得るものでないと思はれ升教誨師にも實行的の模範を要し戒護者にも教誨的言語を要し升只其分量に多寡の別あるみのです諸君は常に囚人に咫尺して其時間も甚だ長いこと故感化の罪因に及ぶ所も實に多いことですから責任も亦た隨つて重い諸君は只た「我等は戒護さへして獄則教令の實施に任ずればよい即ち外形を檢束監督すれば足る若し夫れ精神の改善に至りては教誨師の任である故我等の與かる所でない」と云ふて居ることは出來ません勿論そんなことを云はるゝ人も無かろうと信じ升そこで諸君は一方には戒護して獄則教令の實行に任じ一方には簡明に訓誨誘導して其精神を改良し一方には誠實を躬行實踐の間に示さなければなりませんのです否それ丈では足りません滿腔の同情を囚人に寄せて其失望に沈淪して居る所謂頼み少なき孤城落日とも云ふ可き境遇を憐まねばならんと思升そこで囚人は窮楚の心を慰められ力を得て業務に勵み精神を取り直すことが出來る併し此同情を寄することの處合は考ふべきことで婦人の如き同情では囚人に我儘を長ぜしむる樣になり卑侮をなさしむるもの故却て害です必ずや嚴肅なる同情でなければならんと思升、此所が所謂寛猛參濟と云ふことの必要な譯で右手に鞭を持し左手に麵包を與ふることは決して相戻るものでないのです諸君は斯く一方には嚴父たり一方には慈母たり或は師たり或は朋友たりと云ふ譯になつて居らるゝこと故其やり方は中々六ヶ敷いことで常範例套を以て之を律することが出來ません其匕加減は諸君各自の手腕に存し所謂運用之妙存二一身一でありますから別に云ひませんが只た諸君に願ふて置き度きことは感化は實に必須重大にして之れを實行するの責任は常に諸君の双肩にあることを忘れない樣にして下さることです

これより少しく歩を進めて言語に關することを申します囚人に對する言語は明晰にして澄徹なるを要することで曖昧含糊的言喃々不徹底の語を避けねばならぬと思ます命令の違方其他役業の督勵、告示、號令等皆之れを忘れてはならんと心得ます殊とに頑固なる囚人を訓誨してこれを誘拔するには極めて懇篤鄭寧の言語を用ゐて粗暴無雜の言葉を使ふてはならんとです又た其訓誨の意味は囚人をして自己の罪を覺り先非を悔て善に遷るに足るべき價値あるものでなければ功がないこれ皆至誠測懼の腔子裏より發すべきものにして此至情を涵養するの工風は諸君造次も懈ることを得ざることと考られ升要するに言語は嚴にして厲しからざる如く和して流れざる如く其中庸を取られたい事です

實行に關すると即ち摸範的感化は本來有聲のものでなく無聲のものです桃李不レ言下自爲レ蹊的のものでなければならん我がなす如くせよと云ふは未だ足らん證據です如何となれば善行は聲なくして人を化導するものであるからです併し囚人は司獄官でなく又た司獄官は囚人でない故司獄官は囚人としての摸範を示すことも出來ず囚人も亦た其摸範を觀感するに難い樣ですが此處が妙である眞理元來二途ない誠心も亦た同じことですから相通して戻ることがない勿論境遇の差はあるけれども自己の眞心を行爲に發表し誠實誠意に万事を行ふの摸範即ち上官の前にても囚人のみの前にて行ふ所に表裏なく自己の職責を十分に勉强することが囚人をして其分限を忘れずして勉勵することの觀念を起さしむるの要訣てず之に反して戒護者の行爲にして監督者の眼を偸みて犯則ヶ間敷き事をなす時は囚人も全く表裏の行爲をなすに至んとは必然でありますが能く人に使はるゝの人こそ能く人を役するの人です此處大いに心すべきことと思升

感化事業が至誠でなければならん誠か内に溢れて居らなければ言語如何に美でも行爲如何に正しき樣でも眞正のものでない云はゝ僞善である故に人を化することは出來ぬ然らば至誠囚人を憫むの心さへあれば外に注意せんでもよきやと云ふにそれでもいかんとで態度も大に注意しなければならん勿論至誠の心あれば体度も自然備はるとですが人は兎角欠點の多いもので至誠の人は容易に得られぬとは我等凡俗の免れない所で常に遺憾とするとですそこで態度を注意するとの必要がある斯く云ふと俳優の樣ですが實はそうでないので古來聖人賢士と云はれた人も皆な意を用て態度を修飭したものと見へ升我等の囚人に對する態度は端莊にして禮貌を備へなければならんと思升儀容端莊なれば囚人自ら敬重の意を起し升自ら卑侮の念が無くなり升又た禮貌が備れば人を服するとが出來升其實例は申す迄もなく歷史上多く見る處で有禮有義の言行は敵をも喜服せしめたるとが往々です囚人の敬禮に對して慇懃に答禮をするとも云ふ如きとは日常墳屑のとの樣ですが大に囚人を滿足せしめ得んとで此滿足によりて囚人と禮義の間に和親して自然に命令が行はれ威信が施さるゝ樣になる禮貌は斯く大切なれども甚だ卑くして侮を生せしめてもならず餘り高くして儼る樣でも囚人に懐然の心を失はしむる故其宜しきに合ふ樣に致し度いと思升

以上は僅かに愚考の二三を括約して其大体を簡單に申した丈です若し其細微を解剖して種々の場合を論ずれば甚だ冗長に陷る故各自に先輩の眞書に就て講修せられ實踐の工風を凝らして戴き度い只我等諸君と終始記憶して置くべきとは囚人は我等の同胞にして陛下の臣民であると、此心得違ひの同胞を醫治するの使命を我等は上天より受けたるとなれば十分に努力してこれを感化敎導せざるべからざるとなれば

此事業と生死し終始するの覺悟を持するとです就ては其度量を海濶にして囚人を子弟の如くに見能くこれを包容してこれを懷け其性に隨て或は激勵し或は馴致し其惡習を撓め直し諄々乎として倦むとない樣に致し協心戮力して其功績を顯はし以て陛下晨夕の御憂慮を安め奉り度と存じ升終りに臨んで孔子の所謂言忠信、行篤敬、雖二蠻貊之國一行矣言不二忠信一行不二篤敬一雖二州里一行哉の金言を服膺したいと思升

## ○囚人看讀書籍の著作を當路の先輩に希望す

在名古屋　永田勝次郎君

頃なる哉圖書の出さるゝことや、片々たる小冊子、眞然たる大卷、陸續として發刊の跡を接し、累々として到る所の書肆に積み上らる、國民の性情を陶冶し、社會教育の自脩を計る上に於て亦遺憾あることなし、然れとも堅固の道德を誨へ、烈實の信仰を說きて、彼の社會の最も憐むべき囚人を、罪惡の渦瀾中より救ひ出さんとするもの甚だ少く、殆と之を等閑に附するの慨みなき能はず、嗟呼世の文士、何を以てか彼に温にして此に冷なる耶、

健體を保維すると、病身を治療するとは、其の方法を異にせさるへからす、已に病める囚人を救はんとするもの、豈未た病まさるに防くの法に如かんや、之れ等の書を擧けて、反古視せしめつゝあるなきを得んや、而も之に次くの著述少なく、書籍看讀上よりするの感化を空ふするか如きに至りては、志士の等閑に附する能はさる所なりとす、

試みに思へ、人は見聞によるの外、智識の資給を讀書に仰かさるへからさるに非すや、而て見聞の壇域能く戶牖の外に到り難しとすれは、人間の智識の大半は、讀書の効に歸せさるを得す、囚人の自覺反省するも、亦斯の定理の外ならさるを信す、幸に囚人は書籍を看んと乞ふの切情を有す、苟も數字を讀み、「いろは」を知るものは、爭ふて之を出願するは事實なり、是れ或は其の鬱悒を散し、寂寥を慰めんとの、利己的心情の然らしむるものなりとは言へ、能く之を利用せは、得る所亦少なきに非さる也、去れは囚情の趨勢を察し、變幻の心情を捉へ、彼等をして、隨喜、渴仰、感慨悅服を以て充さしむへきの名著を編し、以て其の自覺反省を促し、刑罰要求に應するの一助たらしむるは、寔に切要的の事務と云はさるを得ず、

司獄官教養の書は、近來斯の道先輩諸君の手によりて出され、相次て亦遺憾あることなし、其の効歷然として沒すへからす、而て司獄官を教養するは、囚人を感化せんか爲なりとせば、あらゆる適切の配劑治療を紙幅に施し、其の光彩をして、彼れ等の眼に照映せしめ、看下に其の病根を衝きて、沈思冥想の末、翻然として自覺する所あらしむるは、司獄官を教養するよりも急にして且つ必要なるに非すや、嗚呼誰か之を無用と爲んや、

吾人は適切なる囚人看讀書籍の著作を、今の所謂紛々たる文士に求めすして、當路に幷立して、嶄然頭角を抽する識量ある士に需んとするもの也、何となれは、今刑界の底流を潛りて、其の文秘密、苦昧痛所等を知悉せられはなり、諸士にして幸に其蘊蓄せられたる筆を揮ひ、著作の勞を採らるれは、豈に舊來の書に勝るの名著を出さゝらんや、然らは則ち彼れ等を罪惡の渦瀾中より救出するに効あるへく、趣味ある斯の事業をして、滋々趣味あらしむへし、若し夫れ卓厲風發、龍嘯き虎吼ゆるの大盛事あるに於ては、一卷の書以て現代の囚情を矯め得へく、豈に啻に舊來の著書に勝るのみならんや、故に吾人は諸士に向て、實務の操縱以外、實務の完結以外、其の余暇を擧けて、此の種の著作に從事せられんことを切望するものなり、

今の圖書、十年二十年の生命を讀書界に聚くもの殆と稀也、其の故何そや、曰く賢くも其の勞を省きて過大の報を得んとするか故のみ、其の大願望なきか故のみ、大抱負なきか故のみ、倘言はゝ死後千載の名は、生前一抱の快に若かすとするか故のみ、其の說く所多くは淫靡にして浮薄也、其の目的たるや多くは、名を博し利を護んか爲め也、宜なる哉一讀未



而も世の文士の、冷々然として茲に風みる所なきは如何、嗟呼吾れ其の所以を知れり、今の所謂紛々たる文士の如き、多くは行刑の眞面目を解せす、其の底流一大秘密あるを悟らず、隨て此の種の著作の、手加減を難しとするか故のみ、加之胸中一掬の同情なく、眼中一滴の淚なし、此等の人の手によりて、此の種の書籍の出されんことを望むは、百年黃河の清きを待つと一般にして、固と恃むに足らず、然り而て、舊來公刊の書籍中に就て、此の種のものを擧くれは、先つ四書、五經、聖書、一切經等を指さゝるへからさるものゝ如し、爰そ知らん是等の書は、皆高尙難解にして、淺學文盲者多き囚徒の爲めには、所謂猫に小判の類なきを、其の他尙道話德育の書に乏しからすと雖も、這は以て現時の囚人を感嘆悅服せしむるに足らさるものゝ如し、是れ豈行刑界の一大恨事ならすや、

駛速なる社會の進步は、到底時世外れの論策評說に滿足すへくもあらす、新著を喜ひ近刊を愛するの風、今日に至りて極まる、囚人のみ豈此の風潮の外ならんや、鳩翁道話は之れあるを知れり、勸善訓蒙は之れあるを知れり、心學道歌は之れあるを知れり、乃至法話說敎の書の多きを知れり、然れとも是等の書か果して、今の囚人をして、渴仰隨喜せしめつゝあるやは、頗る疑なきを能はす、新著を喜ひ近刊を愛するの好奇心は、或は

た了らさるに、早く已に高閣に束ねらるゝことや、囚人を救はんとして編せらるゝもの、豈に其勞を省きて過大の報を得んと爲んや、豈大願望なしと爲んや、豈亦死後千載の名は、生前一抱の快に若かすと爲んや、其の目的たる、豈博名豈詖辭にして浮薄ならんや、其の目的たる、豈博名射利ならんや、腦裡天地なく、胸中四方なく、唯眞摯至誠あるのみ、博愛同情あるのみ、已に其の素志に於て、玉石宵ならさるの差あり、其の結果に於て亦然るは數のみ、故に雄篇一たひ大成せは、啻に一代の囚情を矯正するに止まらす、其の餘光赫々として必す百代を照さん、經國の大業不朽の盛事たるの實、斯に於てか見るへき也、思ふて茲に至れは、罪囚の爲め國家の爲め、當路先輩の士に向て、姑く其の勞を忘れて、多年の實驗により、幾多の研究により、其の接對により、執掌により、讀書により、自覺により、經歷により、涵養により、靜思冥想により、其の才想を傾けて、りて蓄積せられたる精彩を擧け、其の才想を發揮し此の種彼等を救はすんは止まさるの大精神を發揮し此の種の著作あらんことを待望するものなり、



# ○小女に感化せられし强盜

原 胤昭君





乞ふ諸者、此の事實を廣く且つ細かに布施攻究せらるゝ事あらは宗教の活力、至誠の同情、其實跡を咏ひ知るに足るものあらん、生輩年來感化を以て監獄の主義として論する又所由なきに非さるを知る一斑たらんか、

彼は年來流浪行惡の末橫濱市を徘徊す、思ふ金儲けも無き折柄、惡友に大工を業とする者あり曾て工事に入込み室內の狀況を知れるを案內者とし、翁を壓して獲物なさん所謂濡れ手で粟の心算を立て手翁書物なりし彼らは一文字なき文盲輩、本か、こんなき少女らの寄宿なせる故女敎師ヒヤソン孃の主管敎養に係る山手百九番なる基督敎傳道女學校へとは押入りぬ、時恰も明治廿三年の事なりき、取分け空暗らき月晦に、三尺大の白丹を閃かし女生徒の部屋々々冒して金品を奪ひしも豫想たけの獲物もなく夫より階を登り又一室に冒し入る小女は床上に跪坐して何事をか稱す、後に思へは神に對し祈をなせるものにてありし、强盜は座右の品々取纏め持し去らんとす、忽ち小女聲を揚け、乞ふ其一品は殘してよ、それは母か生片見なれは、と賊は面倒臭しと刀の突先に引掛けて投返し立去りて廊下を過き今や戶外に下り立たんとせし時、足音靜かに追ひ來る者あり、賊は戰きもなし疑もなし、ト顧れは先きの小女なりほしく、もし〳〵之を進んぜます、持て往て給へと奪ひにさへ押入りし賊なれば物與へんとの詞に、、笑みて之を受け戶外に出て能々之を探れは

彼らは日も無く捕縛の身となりぬ、一日警部某は一冊の書物を携え來り、嚴かに示して曰く、爾らか



予か許に牧定次郎と云へる被保護人あり、彼は身軀巨大膂力猛勇、讀者、挿圖の肖像を一見せは心意の程も想像せらるゝものあらん、彼には母あり兄ありしも彼か行惡流浪の年來により其所在生死を知れすなり出獄に際し他に便る所も無く只た自己か改心の正義を實踐なさん希望一念より予か許には來りしなり、彼は心肉殊別の人とや云はんか今の心意の謙遜柔順眞に改過遷善の意を表し利慾に猛き彼輩の常態を離れ今後の生涯を慮り一技藝に習熟なさんとて一般被保護人の收得よりは半にも足らぬ工錢を甘んじ鍛冶工に從事し欣然希望を以て勞働なし、彼か性僻の鯨飮も賭博も倘喫烟も謹み捨てゝ其影だも見せす、抑も彼か今日あるに至りしは何の感化によれるか、手弱き一少女の感化によれりとは、恐くは世人の夢想にだもせさる事にこそ、左に其事實を示さん、

加害個所の中、傳道女學校の被害者某より爾らか罪心を正義に導き眞人間たらしめんとの至誠の同情より被害の當時危險を冒して爾らに與へし聖書なりとて差入品として出願あり之を讀誦研究し改過遷善の人たれよとの訓戒あり、

於爰、兇賊か心は打碎かれ少女が至誠の虜となれり、少女か其人を飽くまで改悔に導かんとて危險を冒して聖書を與へし美擧、少女か至孝は一身の危險を忘却して母か恩愛を忘せざりし人の子の至誠に感激し、眞、心を改めたりと、果せる哉、彼は聖書を熟讀せり一丁字無かりし先きの兇賊は今左の文を自ら作り自ら書する人とはなりぬ、彼は改心の人となると共に有文の人ともなりぬ、彼は入獄の後再ひ共犯者小林榮次郎と同監をなす時に會し彼をも導きて改悔せしめ、小林も今は鄉里に歸りて母の家許に大工を業として目出度生活なし居れり、

拙輸以て申候、曾々樣御揃御壯健恐賀奉候、今年は北海道も惡時候へ共私儀も御官署の保護により何等咎めも無服役致居候乍憚御安心成可被下候陳は曩に迎兎角當季節には時疫流行候御養生被遊候且私も毎夕日讀書致し休日には教誨賜り學問は進は進程御敎諭は聞程御上樣の御保護官守片之深切父母意見兄弟姉妹親切御敎誨師樣戀なる敎へ御貴殿の御懇切思へ出は出程胸に湧て溢り涙のめ今後は心改め身謹め放免後は父母邊りに歸り孝養致し度心意に御座候乍憚被下候草々謹言

明治卅年六月廿日　牧定次郎

原胤昭樣

## 茨城縣通信

免囚保護の事業は刻下の急務にして刑餘賴る處なきものを救助し自活の途を得せしむるは慈善家の本務なり然とも口能く之を唱へ筆能く之を記するも事實に於て多く其完美を見さるは慈善家の遺憾なりとする處なり而して其完美を期するもの他なし唯熱心なる慈善家と獻身的局に當る有志者なくんは焉ぞ能く其目的を達するを得んや本縣に於ては明治三十二年六月縣知事柏田盛文氏典獄野口謙遵氏其他民間有力家の發起を以て永戸弘道館に創立の會議を開き縣下有力家に檄して慈善金を醵集し茲に首めて茨城縣保護會を水戸市三の丸に新築し數名の出獄人を保護し其成効を期し前途有望の事業となれり而して明治二十二年十一月偶々茨城縣會の開くるあり議員諸氏は熱心に幾多の議案を議了し越て十二月廿三日閉會の日も近くや一番議員大和田貞之允氏は緊急動議ありとし直ちに同意者數名を得茨城縣保護會に對する縣稅補助の建議を爲したり其主意は別紙建議書之通にして三十三年度補助額一千五百圓ありし議員諸氏皆熱心に賛成の意を表し滿場一致を以て本案を可決せり何等の痛快ぞ何等の美擧ぞ夫



府縣に免囚保護の事業は固もこれありと雖とも未た議員より進て縣稅補助の建議をなし亦たこの建議に依り議員一致を以て之れを可決したるものあるを聞かす畢竟慈善心に富まされは焉ぞ能く此一大美擧を見ることを得んや建議書にも見る如く一定の歲入を立之を永遠に保持せされは如何ぞ將來に完美を期することを得んや以て縣下百万の代表者たる議員諸氏の志を多しとすへきなり以て全國幾多の府縣會議員之れに依り正に奮勵すへきなり

## ○茨城縣保護會に對する縣稅補助の建議

茨城縣保護會は本年六月本縣官民有志及縣内慈善の諸氏協同して創設し專ら免囚の保護を努め兼て又兒女の依る所なきものを撫育するの趣旨に則り四方慈惠家の助力を以て維持せんと欲し既に其業に着手したるもの也然るに該事業は永遠に渉りて持續するにあらされは到底其大成を期すへからす而して慈善家の義捐も亦々限りあるを以て永久の維持法としては一定の歲入を立て之に依遵して收支の案を立てさるへからす今各府縣に於る同一事業の維持法を見るに曾な力を縣稅の補助に假りて其大体を維持し旁ら義捐金を募りて以て永遠の道を成しつゝあり顧ふに同事業の利害得失は既に明白にして志士仁人爭ふて之を大成するを思はさるなし本縣保護會の如き今漸やく其端を開きたるものにして之を其始めに確保するは極めて緊要の事に屬し本縣慈善事業の興廢存亡に關するものなれは本縣の理事者は其業を審査して左の金額を補助し之を永遠に維持せられんこと本縣會の切望に堪へさる所なり

明治三十三年度　金千五百圓

明治三十二年十二月廿三日

建議者

一番議員　大和田貞之允

## ○菊地大阪府知事美擧

### 大阪府通信

菊地大阪府知事は蕉腹北堂の易逝に際し香奠を贈られたる向へ返謝すへき習慣を破り其金員を以て慈善事業に充用するを爲し該費の内先以て金百圓を携帶乳兒養育の資に供する爲め書證之を眞木典獄に送付し其管理及使用方を一任せられたり此の如く在監中の乳兒に同情を寄せらるゝは未た他に比類を見さる所にして乳兒たる者の幸福たるは申す迄もなく此美擧は其母親をして感動せしめ自ら遷善悔悟の念慮を促成せしむる上に効力尠からす是れ間接に行刑上の一助となりて母子共に恩惠に浴する道理なれば實に兩全の萬策たりと云はさるを得す、因に記す大阪府監獄には從來携帶乳兒の數常に多きを占め一昨年迄は一日平均弐拾人を下らさりし是を以て女囚中より選拔して特に保母弐名を置き一定の場所に於て專ら携帶兒の看護な

養さしめ時刻を定めて母親に渡し哺乳せしむるの擾さなし之れが養育上に就ては大に注意を加へ來りたるも監獄内生計の携帶兒に不可なるは論を俟たざるを以て大に之れが減少策を講ず親屬故舊のあるものは可成之れに說諭を加へて引取らしめ其引取人なきものは民間の慈善團体中稍可なりと認むる所の慈惠院并に汎愛扶植會の二ヶ所に誘て引受けしむる等彼是の事情のため頓に其數を減ずる又昨年監獄則改正の結果携帶乳兒の年齡を減縮せられたる爲め爾來携帶兒の現在數は多きも六七名に過ぎずして平均三四名に止ることゝなりたり世の中に憐れなるもの多しと雖中にも携帶兒は其最たるものなるべし彼の罪なくして監獄に來り無我無心に母親の傍に睡り又は餘念なく遊び居りて此に乾坤を安樂土と心得悠々安如たる樣は見るものをして坐ろに感涙を催さしむ嗚呼何人か惻隱の心を生ぜざる今や菊池知事の恩惠に浴するに至る聊か衷情を慰するに足る又目下知事及市長等の發起にて一大慈惠院の創立も計畫中に屬す其設立も遠きにあらざるべし隨て携帶兒の處分方も其道を得るに至るべし

○原胤昭報君

新年慶賀早速參賀可仕處豫て御賛助により保護仕候出獄人にて既に一家を營み候者の來賀を受け慰諭仕候ため在宿罷在候て參賀欠禮仕候爰に　英照皇太后第四周年を記し奉り右來賀者到達の賀狀に照らし尙不明の分は其警察署の報答を求め保護成蹟調査仕候間御報道仕以て謝恩の徽意を表し併て御賛助の芳志に奉酬候以上

●被保護者三百九十四人（三ヶ年間）

此の罪質　強竊盜　三五二　　貨幣僞造　三
　　殺傷　一四　　放火　二二
　　賭博　三
刑期　無期徒刑終身懲役　一六九
　　徒刑懲役禁錮　二二五
　　一二九
犯數　初犯　二六五
　　再犯以上九犯
保護成蹟　一月十日調
保護者家宅に宿泊就業する者　五十四人
市中に居住し獨立自活する者　百十一人
地方に轉住し獨立自活する者　百三十四人
死亡者　十五人
○轉住後所在不明の者　三十六人
○保護者家宅より逃亡せし者　十四人
○再び犯罪せし者　三十人
以上○印不良成蹟八十人は被保護者總員三九四の十分の二强に相當す

結婚　自活者二百四十五人の内妻帶せし者百二十一人既に子女を擧げたる者四十七人あり

明治三十三年一月十一日



## 雜報

## ●國庫支辨法施行準備に就て

浪華生

府縣監獄費國庫支辨法律案は政府提出原案の通、急々衆臘十二月二十日を以て貴族院を通過し今日既に正式の法律として公布を見るに至りたるより本法律施行以後即ち明治三十三年度下半季に屬する府縣監獄費經費豫算は明治三十三年度歲入歲出追加豫算として議會に提出せられ之と同時に本法律施行に伴ふ内務本省經費の增加を追加要求せらるゝに至るべきは是れ實に監獄行政整理上止むを得ざるに出づ、然り而して以上の追加豫算は即ち該法案の結果に伴ふ所謂豫定經費なるを以て是れ又貴衆兩院の異議なく協賛を與ふべきは吾人の確に信じて疑はざる所なり、吾人は茲に明治三十三年度下半季に係る府縣監獄費の追加豫算編製に關する基礎とも云ふべき標準なりと云ふを聞くに、從來府縣監獄費の地方稅支辨たりし結果として即ち各府縣經濟の貧富大小に依り甲乙地方の間に經費上に多少の失出失入あるより諸般の罹囚上並監獄管理上に厚薄軒輊あるは勢ひ免かるべからざるを以て漸次之が權衡を保たしめらるべきは素より其筋の方針なりと雖も是れ實に容易の業にあらざるのみならず一毫の差、千里の誤を生ずる恐るゝを以て或二三の事項を除くの外敘次に之が統一を圖り匡正を加へられんとの目的を以て差當り三十三年度下半季に屬する經費は最近明治三十二年度の地方稅決定豫算を基礎とし之を編製せられたりと云ふ尤も中に就き可成畫一主義を採りたりと云ふは看守以下監獄吏員の給料等にして他は概して本年度に限り既往に於ける地方稅の決議豫算を幾用し多少の增減を加へらるゝに止めらるゝの外手段なしとの由、果して然りとせば該法律實施期は殊に年度央ばにあるを以て地方の當局者は豫め之が成算を立て愼密なる注意を加ふる所あるを要するが如し然るに若し漫に之が注意を怠るあらんか法律實施後に至り回復すべからざる失體を招ぐに至るなき哉を保する能はず即ち左に注意事項の二三を擧げて當局者の參考に資す

一作業資金の件　從來地方に依り府縣監獄費中に一定の資金を置き所謂彼の運轉資本として作業の收入を以て直に之を資金に繰戻し再び作業資本に充用するの方法を立て一年内に於て一定の金額を數回使用し來るの府縣に在ては元來地方經濟上止むを得ざりしと雖も本法律實施後は一般の會計規則に據らざるべからざるより換言すれば即ち監獄作

業に就ては未だ特別會計規定の設けなきを以て總ての作業より生ずる收入は一般收入と共に是非共之を經常歲入中官業及官有財産收入に編入せざるべからざる事となるを以て從來の作業資金は之に陪歲するの準備なかるべからざるは將に當然の結果なりとす、然るに一面、國庫支出の豫算に在ては總て右等の增加金額を豫定しあらざるを以て監獄作業上に一大支障を見るなきを保せず、故に止むなくば是等の地方に在ては從前の官司業を變じて請負業と爲すか若くは豫定配付金額内に於て比較的資金を多く要せざる業種に變更するの策に出づるの外なきに至る、又作業據置資金（運轉資本）を置きたる地方は他日國庫支辨實施の際、國庫地方費區分方に就き疑義ある向も是れあるべしと雖も右は可成實施期以前に其精算を遂げ資金の殘餘は之を地方經濟に引繼ぐべきは當然なりと雖も其未だ未製素品又は製造中に係る者及販賣未濟の製品は其資金の据置たると否とに拘はらず等しく皆法律第二條の明文に依り國庫に歸屬すべきは殆んど疑を存せざる所なり

一建築修繕工費の件　監獄建築修繕工事は繼續事業を除くの外地方稅の豫算を費用すべきと到底爲し能はざる事實なるを以て今回國庫豫算の基礎となりたりと云ふ明治三十二年度の府縣豫算に依るべからざるは勿論、而して一面三十三年度の地方稅



の出來ガ檢査を遂け一旦之を打切り其竣功部分に對する工費は地方稅の負擔に屬せしむへきこと素より至當にして是れ即其事實の生したる日を以て其經費の所屬を定むへしとの理由ある所以なるへし、右等は隨分煩雜なる手數を要し且後日決算檢査上の累たるを以て當局者は豫め是等の煩累を避くるの注意措劃を要する點なるへしと云ふ

一國庫費地方費區分の件　本件に就ては法律第五條に依り勅令を以て規定せらるへしと雖も吾人の想像する所に依れは其局に該る監獄當局者の斟酌取捨に依り大に兩者の間に失出失入を生すへきを以て是れ亦愼密なる注意を要す殊に彼の素品其他需用物件の購入方に就ては兩者の經費に跨るものの是れあるへし從て其所屬區分は明瞭に公平に之を保ち猥りに物議を招くか如きことなきを勉めざるへからす

一府縣監獄に屬する財産處分の件　本件も亦法律第四條を以て命令に讓り命令以外の物件處分に就ては逐一內務大臣の認可を受くるを要するは他日法律實施に際し監獄に屬する財産の減少を豫防するの趣旨に外ならざるを以て當局者は須らく機宜に應するの注意を要す最も前段の命令を以て其處分を許したるものと雖も盡く三十三年度の前半期に屬する事實に止めざるへからざるは勿論にして例へは被の糞尿の如き殘飯の如き普通一ケ年度分を

年度開始後に競賣契約するを以て常とすと雖も後半期即ち法律實施後は形式上其契約對手を異にするを以て之を二回に分別するを可とするか如し殊に又製品の如きも法律實施の當時未た販賣の手續を終へざるものは盡く國庫に歸屬するは當然なりと雖も製作品は素と監獄に關する消極的經費にあらざるを以て之を賣却するは素とより妨けなしと雖も強て之を澁賣するか如きは斷して之を不可なりとす

以上は只其大體に過きすと雖も尙細かに準備事項を擧ぐれは左の如し

一國庫支辨後は控訴又は上告人に對する費用の授受は之を廢止せらるへし、理由從來府縣に依り各其經濟を異にしたるより他地方より上訴し控訴院所在地監獄に移されたる者の費用は一日貳拾錢の割を以て最前裁判言渡ありたる地方費より辨償し來りたるも法律實施後は全國總て國庫費に移るを以て右等費用の授受を要せす亦上訴裁判確定後と雖も强て原裁判ありたる地方に囚人を送還するの必要もなかるへし

一爲替方手數料は全然之か支出を要せざるへし、理由從來地方稅の爲替方は便宜各地方の私立銀行に命令し相當の手數料を支拂ひ來りたりと雖も國庫費は總て日本銀行の取扱に屬するを以て法律實施後は各監獄署及支署に本支金庫を出張せしめ得ら

決議豫算も又全國監獄の實況即ち工事の緩急を通觀したるものと認むへからざる事實あるを以て是れ又全然之を採用すへからざるか如し、果して然らは之を內務當局者の査定する所に任せんか機關未た整備せざるを如何せん故に即ち止むことを得ず既往數年間の豫算及決算費額（修繕費は普通之を經常費と見ることを得へきを以て姑らく三十二年度に依りたりと云ふ）を以て後半季の國庫費豫算を編製したりとの事なるを以て來年度前年季に屬する府縣監獄の建築修繕工事は可成其施工の順序を誤らざるの注意を要す換言すれは即ち後半季に跨る工費は之を國庫より支辨せざるへからざるは將に當然なるを以て今回編成せられたる追加豫算の範圍內を以て能く其工費殘額を支辨し得る哉との問題なり、殊に建築修繕工事は尠からざる時日と費用を要し國庫地方費の區分亦錯雜困難なるを豫想し得へければなり尤も國庫地方費區分方に付ては別に勅令を以て規定せらるへしと雖も建築材料買入代價及其工事の請負に屬し工事中に係るものは契約時日の前半期にありと雖も當然國庫か其契約履行の承繼者と看做し未納の物件及未た竣功せざる部分に對する工費は即ち國庫費の負擔に歸することゝなるへし故に其工事の囚徒使役に係るものは姑らく置き又其工事の請負に付し工事中のものに就ては九月三十日迄に施工したる工事

益を蒙るを保せざるへければなり
右の外準備事項尚多く之れありと雖も姑らく茲に筆を擱し當局者の參考に供す

## ○國庫支辨後の監獄管理法は果して如何

現行地方官官制に依れは各府縣の監獄は直接地方長官の管理に屬し第二次に內務大臣の監督を受くることゝなれるは想ふに其事務の性質に於て純然たる地方行政事務にあらすして畢竟其費用の地方稅支辨たりし結果勢ひ地方議會の議決を要するより便宜上府縣の監獄は各府縣に直接管理せしむることゝなれるは獨り吾人の私言にあらざるのみならす殆んと何人も疑を存せざる所なるへし、然り而して從來の經驗に依れは地方長官の監獄を管理する果して能く其責任を盡し遺算なきやと云ふに吾人の見る所を以てすれは仍遺憾或四五の府縣知事を除くの外動もすれは監獄行政を度外視するの弊なき能はざるが如し否曾て之を度外視するのみならず監獄に對する思想歟念粗に甘んせざるへからざるか如き實況あるは將に事實の證明する所にして恐らくは地方監獄當局者も蓋し思半に過くるものあるへしと信す、然りと雖も吾人は之を以て直に其罪を地方長官に歸するか如きは



る〳〵きを以て之が手數料を省き得て一面亦在監人一四人及刑事被告人押送上注意の件、理由明治三十年勅令第四百十五號囚人及刑事被告人押送規則に依れは押送は總て警察遞傳を本則とし直送は寧ろ便宜處分に屬し其費途に就ても兩者の間に警察費監獄費の區分ありと雖も二者等しく地方稅支辨たるを以て甚しき支障を見ざりしと雖も法律實施後は警察遞傳と直送とは直に國庫、地方費の經濟上に關係を及ぼすことなれは兩者の區分は忽ち押送費及官吏の旅費に失出失入を生するを以て是れ又豫め之か方針を一定し置くの必要あるか如し

一判任以下從來國庫費支辨の雇員の俸給旅費賄料等は此際明かに其分界を立つるを要す、理由法律實施後は其管理權の所在は如何之を組織せらるゝ哉は未定の問題にして假りに從前の通府縣知事の管理に屬せしむへしとするも監獄費と府縣費は全然之を區分し豫算を編成すへきは素より必然なるを以て今日に於て從來府縣費の內に包含したる判任官の俸給旅費賄費及從來國庫支辨屬を置ける監獄に在ては今より之を分割し監獄費の經費に組換へを要するの必要を認む然るに若し依然府縣費の豫算に存し置かんか是等の監獄に在て後日或は之を引揚けらるゝ結果として救ふへからざるの不利或は其酷に失するなきやを疑ふ、何となれは現行の法制上地方長官の責任に歸すへき行政事務とし云へは千狀萬態紛糾錯綜にして實に想像の外にあれはなり、而して一面監獄行政も他の行政萬般の事務と大に其性質を異にし且其所在も多くは本廳以外に特設せるを以て管理上勢ひ粗密厚薄の差あるは到底免かるへからさるの通弊なるか如し、事實果して然りとせは今回府縣監獄費國庫支辨法實施後に係る監獄管理權は依然從前の通、地方長官に放任すへきや將又之を彼の集治監と同樣直接內務大臣の監督に屬せしむへきやの疑問は必らす起るへき問題にして吾人の想像する所に依れは彼の久しく未決にてわりし監獄費國庫支辨問題は一面地方の經費を節減し他の地方事業の發達を計圖するにありと雖も要するに其主眼とする所は治獄の統一を期し監獄改良をして奏効の顯著ならしめんことを圖るの大方針に出てたりとせは即ち將來の監獄管理權を如何に變革し亦如何に其機關を組織すへき哉との問題は曩きに本法律案の貴族院の議に上ほりし當時或議員の質問せし所にして吾人も其管理機關の設備如何に就ては今日速に其大方針を確定するの必要あるを認む、從來監獄當局者口を開けは即ち監獄行政は中央政府の直轄たらさるへからす況や監獄費國庫支辨後は地方長官の管理の下に置くの必要なきに至るに於てれやと是れ素より道理あることなりと雖も果して府縣の監獄行政を

## ○典獄召集の說に就て

監獄當局者と共に吾人か昔年の希望たる府縣監獄費國庫支辨案は舊臘十二月二十日を以て議會を通過し既に法律となり公布を見るに至れり、而して此法律實施以後は我國監獄行政上に幾多の變革を加へらるへしとは曾に吾人の豫想のみならす全國當局者又等しく此希望を有せらるへしとは吾人茲に斷言するを憚からさる所なり、然り而して監獄行政組織變更の件は姑らく之を措くも從來地方稅の負擔たりし府縣監獄費を擧けて國庫支辨に移さるへき期限は正に本年十月一日にして今後僅かに九箇月を餘すに過きさるに於ては之か實施準備上に就き種々其筋より指示若くは訓示を要せらるへき事項多々是れあるへきは殆んと何人も疑を存せざる所なるへしと信す、況んや務に該法律實施期は三十三年度の央に該るを以

て地方費經濟に屬する豫算期と國庫經濟に移る後半期との間に於ける即ち府縣監獄に屬する財產受繼の手續及ひ國庫地方費の區分上に就き勅令以外に種々打合すへき事項の多かるへきに於てをや唯獨り以上の必要あるのみならす國庫會計に關する規定に依れは翌年度の歲入歲出概算（即ち豫算）は毎年四月三十日を期し各廳府縣より內務大臣に進達せざるへからざるを以て見るも府縣監獄費國庫支辨後の第一年即ち明治三十四年の豫算概算は是非共之を本年四月三十日以前に調製せざるへからさる等、事實擱くへからざる緊急要件の輻輳せるあるを以て本年の全國典獄の召集は之を緩揚くるの必要ありとの事にして今日未た其期日の如きは決定しあらすと雖も吾人の想像する所に依れは多分來三月上旬を期し召集令狀を發せらるゝに到るへき哉

## ○府縣監獄費會計事務に就て

典獄召集期日にして果して前項に大差なしとせは吾人は豫め各府縣の監獄當局者に告白せざるへからざる一事あり是れ即ち他なし國庫會計事務練習是れなり、從來府縣監獄費の地方稅支辨たる時代に在ては會計整理上の事は概ね地方毎に便宜會計に關する規程を設け其事務を整理し來りたりと雖も法律實施後は總て國庫の會計規則に依らざるへからざるを以て經費整理上に幾多の變更を見るは亦素より免れざる事實なりとす、曾は豫算編製上に就ても各其收支の科目を異にし又其算出標準の如きも全然本省の規定に準據せざるへからざるか如き類にして此際大に地方監獄會計主任者の注意練習を要すへき時期なりとす、是等は曾其當局典獄に於て注意成算之れあるへしと雖も吾人の信する所に依れは本年の典獄召集は該國庫支辨法實施に關する要件多かるへきを以て可成各監獄に於ける會計事務に從事せる主任當局者を隨行せしめ諸般の準備事項を質疑若くは訓示を受けしむへきこと最も必要なるへし

## ○英譯在監人遵守事項に就て

（於監獄協會印刷）

在監人遵守事項は客年八月十一日付を以て監獄局に於て編製せられたるものを一般に通牒せられ、其當時英譯の分は追て送付せらるへき旨申添へられしか條約實施後神奈川、兵庫、長崎縣等外國人を拘禁すること多きは十數人に上ほり差當り英文遵守事項必要迫りしより今般神奈川縣に於て英譯せられたる遵守事項は內務省監獄局に於ても至極肯綮を得たるものとし一般に用ひしむるの意向なりとの事に付我監獄協會特に當局の便宜を圖り印刷に付し各府縣に對し請求あれは配付することゝせり、而して需用の向へは印刷實費を以て頒配すへき見込に付要用の府縣は速に監獄協會出版部迄其部數御申込あらは到着順により配送する筈なり、而して其實價左の如し

一英譯在監人遵守事項　壹部に付代價拾五錢

## ○監獄茶話會

（於帝國教育會）

舊臘十二月九日午後一時より例の通神田一橋通帝國教育會樓上に於て監獄茶話會を開催せり、當日は本誌に於て豫告の通り、早崎埼玉縣典獄の發題に係る死刑廢止すへきやの討論題に就き討論を開始するに先ち警察監獄學校生徒愛知縣撰出新見看守長の「治獄の根源」と云ふ演說引續き催主監獄協會の依囑に依り監獄科傭教師外國人ドクトル、クルーセン氏監獄建築に就てと云ふ演題に付き一場の演說を爲せり、而して氏の演說は山上教師之を口譯せられたり、終て討論會を開き甲論乙駁、一是一非、議論沸騰し無量十數氏の反對賛成に對する各理由說明あり會場整理の爲め山上教授會長の席に就き結局可否を起立に問はれしに其結果左の通にして尙早論、廢止論各同數なりしを以て會長の決する所に任すとの說多數に依り山上會長は尙早論に賛成なりとて尙早論萬歲聲裡に散會せり時正に午後五時を過き電光煌々たり、而して當日來會せし諸君には大久保監獄局長を始め小河事務官及內務省監獄局員留岡教授警視廳、東京集治監、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣各典獄及各監獄署員、警察監獄學校監獄科生徒諸君等にて無慮百十數名の多きに上ほれり、當日ドクトル、クルーセン氏の演說及討論會の速記は別項にあり

討論題　死刑廢止すべきや

發題者　早崎春香君

決、非廢止論十九名、尙早論四十七名、廢止論四十七名

## ○監獄茶話會

明治三十三年第一回監獄茶話會は一月十三日午後一時より（第二土曜日）例の通監獄協會の發起にて東京神田一橋帝國教育會樓上に開催せり、當日來會せしもの大久保監獄局長を始めとし小河事務官、山上、留岡兩教授、中島幹事、警視廳三署東京集治監神奈川縣埼玉縣千葉縣各典獄幷監獄局員、監獄科生徒諸君及以上の監獄署員、原胤昭、山本德尙君等無慮百數名にして當日の講演者及演題は左の如し

一監獄則第二十八條に就て

埼玉縣　吉田監獄醫君

一我家の寒暖計

監獄科生徒　松隈房吉君

一鳴呼此可憐兒を如何にせん

監獄科生徒　藤島榮郎君

一教育事業としての監獄事業　山本德尙君

右諸士の講演終て山上教授の發題に係る左の討論問題に就き討論會を始め數氏の贊成反對意見あり發題者の建議に依り結局時間に餘裕なきを以て次會の討論題とすへきことに決し散會したるは正に午後五時の頃なりしなり當日討論會の會長は藤澤第四部長其任に當られたり

討論問題

一購求食物を廢止するの可決

## ○改正刑法草案提出の議あり

曾て法典調査會に於て調査中なりし改正刑法草案は此頃脫稿し略調査濟の由にて當期第十四回帝國議會に付議し協贊を求めらるゝとの事にて不日議會に提出せらるゝに至へしと云ふ、尤も今回の改正草案は豫て世に公表せられある原案を基礎とし調査を遂けられたるものなりと雖も亦或部分に就ては大に改正を加へられし點も尠からすと云ふ何れにせよ刑法法典の改正は我國監獄行政の上に大變革を加ふるの必要あること勿論なるへきを以て一日も早く成案となり公布せらるゝの日を今より吾人の期待する所なり、付言該刑法草案發表の摸樣に依り當局に於て監獄則をも改正せられんとの內議も之れありと云ふ左もあるへき事なり

## ○ドクトル、クルーゼン氏の開講

警察監獄學校は其校則規定の通舊臘廿五日より休校中の處本月八日より授業を開始せられたり、而して彼昨年十一月本邦に渡航したる監獄科教師兼獄務顧問ドクトル、クルーゼン氏外二名も各其擔任科目に付き講筵を始められたり、差當りクルーゼン氏は刑罰法即ち刑罰權の基本に關する學說より開講せられ山上教授之を日譯せられつゝあり聞らくドクトル、クルーゼン氏の刑法理論は豫て氏か專攻せられつゝある科目とて識見該博素養の淺からさるは以て推知するに足るへしと謂ふ

## ○山上教授并ドクトル、クルーゼン氏の出張

山上警察監獄學校教授は舊冬十二月十六日愛知縣、靜岡縣へ出張の命を承け同月二十日京地出發豫定の監獄巡閱を終へ舊臘廿七日歸京せられたり、君か此行は傭教師ドクトル、クルーゼン氏と同行にしてクルーゼン氏は着京以來警視廳、東京集治監、神奈川縣の各監獄を視察せられたるも山上教授は常に氏と同行なりしなり

## ○警察監獄學校教科目參考書目

警察監獄學校の教科目及各擔任講師の氏名は本誌既に揭載せしが何分僅々たる學期間の事ゆへ各教科目に對し學理の蘊奧を習得せんこと或は困難なるの事情あり殊に又該學校に入り親しく聽講し得ざる諸士も決して尠なきにあらざるを以て吾人は左に全校教官指定に係る擔任學科參考書目を揭げ以て地方當局者研鑽の好伴侶たらしめんことを期す

### 監獄科教科目參考書目

| | | |
|---|---|---|
| 刑法 | 現行刑法原論 | 一石渡講師擔任 |
| 刑事訴訟法 | 改正刑事訴訟法論 | 一鶴講師擔任 |
| 憲法 | 憲法義解 | 一副島講師擔任 |
| | 憲法大意 | 侯爵伊藤博文著 |
| | 帝國憲法講義 | 穗積法學博士著 |
| | | 有賀文學博士著 |
| 刑法 | 刑法論綱 | 一小合講師擔任 |
| | 日本刑法講義 | 富井法學博士著 |
| | 日本刑法正義 | 井上法學博士著 |
| | | 故宮城法律學士著 |
| 民法 | 民法要義 | 一林教授擔任 |
| | 民法理由 | 梅法學博士著 |
| | | 岡松法學士著 |
| 監獄學 | 慈善問題 | 一留岡教授擔任 |
| | | 留岡教授著 |

### 監獄科第一種生

| | |
|---|---|
| 全一冊 | 定價貳圓 |

### 警察監獄科第一種生

| | |
|---|---|
| 全一冊 | 定價貳圓 |

### 監獄科第一種生

| | |
|---|---|
| 全一冊 | 定價四拾五錢 |
| 全一冊 | 定價四十錢 |
| 全一冊 | 定價壹圓四拾五錢 |

### 監獄科第一種生

| | |
|---|---|
| 全一冊 | 定價壹圓拾錢 |
| 全一冊 | 全壹圓拾錢 |
| 全二冊 | 全三圓五拾錢 |

### 警察監獄科第一種生

| | |
|---|---|
| 全五冊 | 定價六圓五拾錢位 |
| 全三冊 | 全三圓六拾錢位 |

### 監獄科第一種第二種生

| | |
|---|---|
| 全一冊 | 定價貳拾五錢 |

一　田中太郎著　犯罪救治論　全一冊　全貳拾錢
一　津田雨敎授擔任　法學通論　警察科監獄科第二種生
　　丸山法學士著　法理學　全一冊　定價三拾五錢
一　小河講師擔任　監獄學　監獄科第一種生
　　參考書未定
一　山上敎授擔任　監獄學　監獄科第一種生
　　參考書未定
一　宮入講師擔任　衛生學　警察科監獄科第一種生
　　參考書なし
一　小倉講師擔任　民事訴訟法　警察科監獄科第二種生
　　參考書なし　裁判所構成法


## ○第一期第一種生の學業試驗期日に就て

客年九月十八日を以て開校式を擧行せられたる警察監獄學校は開式以來既に月を閱する五たび將に本年二月を以て第一種に對する豫定の學期を終ふること丶なれり此僅々たる短日月なるに拘はらず校長以下敎授諸君幷生徒諸氏の熱心なる勉勵に依り高尙なる學理實際を學習せられたる決して尠なきにあらざるは吾人か當局者と共に深く望を生徒諸氏に屬する所なり、今や聞く所に依れば第一種に對する學業試驗（或は卒業試驗とも云ふ）來る二月十二日より擧行せられんとの豫定にて仝二月末日を以て總ての成績調査を終結し三月早々各其擔出府縣に歸任を命ぜらるゝことになるべしと、因に記す第一種第二期生は第一期生と交代し是れ又三月中に出京を命ぜらるゝに到るべしと風說す

## ○二十八ヶ年皆勤

原胤昭

橫濱基督敎傳道女學校校長敎師ビヤソン女史は即ち強盜を感化せし程の小女の宗敎心（出獄人保護欄參照）その愛その孝その勇氣を養成せし程の女丈夫にてこゝあれ、去月女史の永眠せられし時聞きし履歷によれば女史は吾邦に來朝してより二十八ヶ年間一回も歸省せし事なく傳道會社は休業のためにこれを許



許可する時機あるも辭して一日も職實を空しくせしと無く傳道に敎授に二十八ヶ年間全く一日の如くに勉強したりと不快病氣にてさへも職を欠かす或時インフルエンザに罹り自分の居室より講堂に赴くまでに三回途中に憩ふて漸く至りし事さへありしと二十八ヶ年間に病氣にて欠勤せしは天然痘に罹りし時只た十二ケ日ありしのみなりと女史は六十八歳を以て逝れたり。予出獄人保護の欄に記したる牧氏の事柄はビヤソン女史の生涯に大關係ある美事なりしかは牧氏と共に葬儀に會し且つ會衆に此事蹟を紹介したるにより今は公にして爰にも起草したるなり彼時の少女は在神戶基督敎牧師貴山幸次郎君の令閨なり

## ○ミルラーの死刑施行

今は半歲の星霜を經たる昨年七月十七日條約實施の當日橫濱元居留地に於て外國する鈴木あき及び米人チルソンワードの三人を無殘の兇手に斃したる兇漢米國人ロバート、ミルラーは其後我法權の下に數回の審理を受け遂に死刑と極まり司法大臣の命令を待ちつゝある內辨護人より哀訴狀など出したる由なれは其執行も急のことにもあるまじく思はれしが本月十五日午後三時過ぐる頃死刑執行の旨指揮ありしかば藤澤典獄は直ちに準備に着手し佬本人に向ひ其旨申渡し懇々說諭する所ありしにミルラーは豫て覺悟の体にて動する色なく首を低れて聞了れり典獄は日頃敎誨を受くる宣敎師京橋區築地元居留地五十四番館米國人ヱバンス氏に通知したれは直ちに出署し約三十分時懇篤なる敎誨をなし猶明朝を約して退署したる後ミラーは藤澤典獄始め神尾看守長等に對し永々御世話になりしと厚く感謝の意を述べ定刻に及んで例の如く靜かに寢に就きたるが流石穩やかならぬ胸の裡折々太き息を洩らしたるよし斯くて死刑執行の當日なる十六日は午前六時頃起き出て丶顏を洗ひ食事をしたゝめたるが平素は一食に麵包六十目つゝなるを其朝に限り一斤と牛肉とを給したるにミラーは悠々と之を喫して暫時室內の運動を爲し毫も惡びれさる態度を示しぬ其中前記のヱバンス氏來りて午前入時愈々刑場へ差廻さるゝといなりしに彼れは典獄に哀願し氏と同車の許可を得て手錠を施し（從來死刑執行送者は本繩を施したる上手錠を用ひたるが今般繩を廢せり）神尾看守長及び武井山本武松武藤の四看守も同車にて附添ひ八時三十分頃市ヶ谷監獄署內の刑場に着し休憩の後ヱバンス氏には最後の敎誨をなしたり控訴院よりは立會の檢事平沼騏一郎氏石井書記來りければ市ヶ谷警長典獄豐野胤珍、同醫務所長堀義水氏等臨場し一同列席の上更に死刑執行の旨申渡し典獄は語を改め何も申し殘す事なきやと問ひ宣敎師も共に言葉を添ふれば（ママ）ラーは別に申置くとなけれど唯一人の妹ありて今は行方も知れす本國には親友あれば其者を搜索して此遺書を御渡しありたしと乞ひければヱバンス氏は直ちに御承して

予は其妹及び友人を尋ね出し乞度遺書を渡し遣らんと慰めしにミラーは感佩の餘りにや氏及び藤澤典獄等に握手の禮をなして喜び覆面の下より涙の落つるを見たり此時ミラーは今世の思出に日頃好める烟草を一服喫したしと切に請ひければ之を許して同人の所持に係る大形の雁首の付ける烟管に烟草を塡めて與へしに靜に之を喫して稍々殘れる火玉を指もて消し傍なる看守に之を戻しぬ其頃準備整ひて係官は規定の席に着き九時三十分といふにミラーは手錠の儘（從來執行の際は本繩にて縛し面部は白紙にて之を覆ひし上今般改めて白金巾の頭巾を用ひ繩は廢せり）看守に導かれ泰然と歩み寄りて自ら絞臺の上に登り午前九時四十分を以て刑に就き同五十分に至り全く絶息したり今日まで斯く悠々死に就きしものは誠に稀に見る所なりといふ絞架より下し棺に納めたる上エバンス氏は一片の麻布を行ひたりミラー當日の服裝は監獄給與の淺黃木綿の上衣に黒羅紗の洋袴を穿ちたり又執行前には看守等に自分は海外に來りて大罪を犯して刑せらるゝも死後は神の側に至り來世は立派な者に生れ變らんと唱ちたる由同人死後の葬祭等は總てエバンス氏が執行する筈にて死体は一と先づ雜司ヶ谷なる監獄墓地に埋葬したり

## ○監獄協會へ寄附金披露

（大久保利武君、菅井誠美君）

前任監獄局長大久保利武君は曾て監獄改良事業に熱心從事せられたるを以て同時に我監獄協會にも深く同情を寄せらるゝことは今更に贅辨を要せざる所にして時々斯會に向て勸告若くは指導を與へられたるは予輩の深く感謝する所なり、而して今や君は京地を去て任に就かれんとするに臨み痛く之を遺憾とし協會か將來の運動上に付き種々激勵せらるゝ所あるのみならず自ら進んで本會の終身會員たらんことを望まるゝと同時に左の金員を我監獄協會の基本財産として寄付せられたり、予輩は茲に厚く君の厚意を謝し會員諸君と共に永く之を紀念とすべきなり

一金百圓也　大久保利武君寄附

又現任愛知縣書記官菅井誠美君（前任三池集治監典獄）より左の金員寄送せられたるを以て併せて茲に其厚意を深謝す

一金拾圓也　菅井誠美君寄附

## ○監獄局長の更迭

本月十九日遽然左の交迭を發表せられたり

内務省監獄局長正五位勳五等　大久保利武

任鳥取縣知事（敘高等官二等）

鳥取縣知事正四位勳四等　久保田貫一

任内務省監獄局長（敘高等官二等）

由來監獄局長の交迭は斯道改良上に尠からさる關係を有するを以て屢々其椅子に轉換なからんことを希望す、回想すれは前大久保監獄局長は昨年四月此榮職に就かれ爾來孜々として斯道の改良に熱心從事せられ改正條約は何等の支障を見す一面十年以來の大問題たりし府縣監獄費國庫支辨法は格別の反對もなく兩院を通過し今日既に法律の發布を見るに至りたるは大久保局長時代に於ける最重事業なりしなり、而して氏に依て此圓滿なる結果を見る予輩局長の功勞多しとなし茲に之を深謝せんとす、

而して又新任局長久田保貫一氏は嘉て久しく内務省參事官として各地の監獄を巡閲せられたる實驗もあり其後貳二千石として埼玉、和歌山、鳥取縣等の知事に歷任せられたる經歷も尠からざれば今後に於ける監獄改良の大事業は予輩氏の敏腕に待たさるへからさるなり、敢て兩氏の爲め健康を祝し且榮轉を賀するに吝ならさるなり

## ○大久保前監獄局長の送別會

本月二十二日於九段坂上富士見軒、大久保鳥取縣知事の爲め送別會を開かれたり、當日の來會者は内務省局長全体及ひ警視廳東京集治監神奈川縣埼玉縣千葉縣の各典獄並に監獄署員警察監獄學校教授生徒總代等無量六十名なりしと云ふ



監獄局長　大久保利武
同上　山上敎授
東京集治監　若山典獄
集鴨監獄署　永田典獄
神奈川縣　有馬典獄
埼玉縣　早崎典獄
内務省　南於菟次郎
同上　上田定吉
同上　蔡員二
同上　波邊正
東京集治監　君塚庄次郎
鍛冶橋監獄　中川淸次郎

全　上　小河事務官
全　上　留岡敎授
鍛冶橋監獄署　藤澤典獄
市ヶ谷監獄署　豐野典獄
千葉縣　中村典獄
全　上　奥村嗣次郎
全　上　和田千松
全　上　宮崎鐵也

| | | |

り

我國常に可憐なる囚人の境遇に顧みず爲らく彼等と雖も非道の忌むべくして正義の踏むべきは必ず之を知らざるの理なし、既に之を知る故に罹むれば直ちに靡延の心に刺戟せられ救ふれば忽ち反正の念を燒起するを見るなり只々其一時的にして繼續的なること能はざる爲め遂に悲むべき境遇に陷るに外ならず妖雲天を蔽へば皓々たる明月も空しく詩人騷客をして其無情を呼しむ然れども皎々たる明月は自然に存在して其光りを失はざるも湯天の妖雲之を妨げて發輝せしめざるものなり彼等囚人の真心に於けるも亦然り今茲に囚人改悛の情を明月と假定せよ之を妨害する者は暗澹たる妖雲に非ずして何ぞや而して還の妖雲こそ我當の考究せんと欲する妨害物なりとす

囚人に犯罪的性格なるものありとせば彼等は到底改悛せしむると能はざるなり疑し能ふとするもそは監獄に向つて之が成效を望むへからず何となれば根本的精神の革命を要すればなり頭腦の組織を變更せざる可からざればなり然るに其自由を拘制しつゝ圍繞なる精神上の發達を望まんと欲す、抑も亦難し哉慨ふに天性の善なる人類は犯罪的性格なるものあるべからざるなり故に正に逆き逆に還さからんと欲するは彼等人と雖も豈に其念なからん、而も欲して之を行ふと能ほず是れ何が爲めに然るか我盟は贅言す或る事情の改悛の妨害を爲すものあるに因れりと、事情とは何ぞや第一刑餘屠蘇附きの身となり宮に名譽を失墜せるのみならず社會より擯斥せられざなり第二之が爲めに左頭右肘寄するに家なく便るに人なく遂に衣食の途に窮すればなり第三不規律なる家庭の下に養成せられたるを以て酔ひ其身を蕩ふに足るの職業を有せざるなり第四以上の外更に精神上に於ける妨害物あり即ち情慾の念絶くまでも遏ましと及び其心の制裁力薄弱なると是れなり是れ譬へば明月に於ける妖雲にして關ち改悛の妨害をなすものたり特に第一の事情の如き其心の節制力乏しき彼等に於ては最とも妨害の甚しきものにして之が爲めに自暴自棄せしめ之が爲めに可惜天賦の美質を傷つくるに至らしめ之が爲め人類當然の幸福を完ふすること能はざらしむるなり、此れを聞く彼等の囚人の多くは異日同胞同盟へらく此身一たび圖圄に呻吟すれば名譽の恢復得て望むへからず戸籍に爲めに潰されたり我れば到底純潔なる交りを社會に求むべからず毒を喰はゞ寧ろ皿までせんと觀念するに至るもの、如し是れ職業を有し生活の資に窮せず且つ相當の教育あるもの尚ほ然り況んや其他おや

誠に曰ふ愚に強きものは善にも亦強しと我輩親しく囚人に直接して此語の泡さに味ひあるを知りぬ何ぞすれば彼等は感情の最も深きものなり故に情に激するや其度甚だ高く身を忘れて却つて罪に坐するに至るは是れ吾人の常に目擊する事實なりさす彼の前非を悔ゆるの餘り善悪の念に耐へず自ら社會に隔たり親戚故舊に遠ざかり快々として樂まず失望に次ぐに自暴自棄を以てし其極遂に亦惡法の爲めなるからんや豈に本惡に強きものは善にも亦強き結果に依らざるべけんや嗚呼前餘屠蘇附の身は改悛を妨ぐるに於て最も顯著なるものなりと信ず若し夫れ衣食に窮し其身を養ふに足る職業なきものゝ如きは小人窮すれば則ち濫すの一語を藉りて以て其技に至れる所以を察するを得へし而して彼等は情慾の念盛に絞耐能なる故に其一たび發動するや之を抑制するの克己心なく如何なる殘念酷薄なる所爲も之を敢へてするに憚らずや赤燃ふるが如き情慾の燃火に浮されて思慮分別するの遑あらざるなり夫れ冷靜なる思想は我盟の常に囚人に對する希望なり古人の卿業を減ぼすに脱然僧なるの宗教的信念は我輩の最も希望して已む能はざる所なり而して亦彼等をして自暴自棄せしむべからず一たび過つも之を改むるに憚かりなくんば人類として其德に欠くるなき所以の理を悟らしむべし更に彼等の若し一生は決して浚りに棄つべからざるものなることを知らしむべし夫れ改悛の妨害を爲すものの以上陳ぶるが如きものなりとせば還善悔過の方法は之を排除するを以て其務めとせざるべからず

終りに臨んで一言せん世は益々進歩し人は益々怜悧さる而して犯罪者の如き能く正邪の理を了解しつゝ之を爲すものなれば彼の善を教へ道を說き還善悔悟なさしめんよりは寧ろ他の方面に於て改悛の妨害となるべきものを排除するに勉めよや



## ○危篤接見に就て所感を述ぶ

在北海道　竝河健平君

條約實施に伴ひ監獄則及全細則改正の結果必要部分に對し大に其目を改め治獄上の運用至便なりと雖未た必要事項の完備せざる哉の感あるは事務上頗る遺憾とする處なり、曾中細則第八十一條二項に於て接見時間を規定せられ全第八十四條を以て危篤病者接見手續を設け其時限僅々三十分を超過するを得ざるもゝ如し然るに死刑者及集治監押送囚にありては特に一時間の接見を爲し得るの規定あり素より死刑者に對しては大に理由の存ずる所と雖も多言を要せず又雖彼れ集治監收容囚に對し恩惠的時間の必要なりしは蓋し數十年以前我國の狀態は交通太た便ならず恰も在昔八丈島に流刑するの觀の如き今全く其狀態を一變し到る處交通機關の備はらざるなく所謂四通八達の今日豈特別範圍に浴せしむるの必要なきは勿論なり然るに之れに異あり可憐にも不幸刑余の病魔に犯され監獄醫の診定に依り危篤の症狀確定せしものに對し通常接見範圍に屬し容易に其所用を辨し得さるものあり

危篤と云ふ中には死に望む迄精神亂れず敢て談話に苦しまさるものありとも多くは心身意の如くならず談するも聲識り聞かんと欲するも耳敏ならさるは普通の重患なり接見人も亦然り其攝襲視に認ひさる患者に接見しては胸先つ轟き怒ち悲哀の情に驅られ音聲濁り流涕制し難く發言意に任せず思はず時刻を費して後ち漸く要談の端緒を啓くは一般の狀態なり凡ろ人の身分に依り要務一樣ならず一家の維持法財産の整理等意を受けて措置すべきもの多々あり然るに身體殘の裡にあり加ふるに刑余の病魔に魅られ將に此世を辭せんとするの通常接見と大に趣きを異にするを以てそれだけ雜多の遺言あるものなり加之ならず親族間にありては一椀の水一匙の藥自ら之を與へんと請ふも強ち皆むべきにあらず情に於て許可せざるを得ず許可する時は寧ろ秩別を促すの一手段ともなり明かなり強て法規を盾に取り時間經過の故を以て之を中止するは敢て難きにあらずと雖神經過敏の者に在ては之が爲め生命を害ふや計り難し一面接見人に對しては命令の下忽ちを遣して退去せしめさるを得ず左なきだに繁雜の久しき獄吏を目して無情外道と罵りしは最早既往に屬し現時の司獄官吏たるもの親温顔以て慈愛を含ませるはなし況や危篤死に瀕するの一刻那に於てをや規定に束縛せられて分秒を惜み悪談終了を俟たずして退去を命じ浮塵氏の所謂地獄界にありて餓鬼道を加へたる感なき能はす小獄管て實驗あり或時相當生活を營む一家の幼年在監中危篤に罹り那の實母の接見に立會するに方り已に時刻經了の故を以て退去を命じたるに患者は血潮を潜て鳴び實母は臨に縋りて悲しみ今暫くの時間を與へられんことを哀願するの狀殆ど理非無差別にして宛然狂亂の如し斯る狀態は秀筆の克く盡さ得る所にあらず然れども法に狂くべからず百方說諭告明日再び來るべき旨を傳へ漸く退去せしめたるに嗚呼命なるか天、籍すに余生を以てす翌日を俟たずして九泉の客となり明くれば實母は星かを截て來り刻急接見を請ふに方り不得止告くるに實を以てす言未た終らさるに驚愕絶倒實に目も當てられず殆ど辨解的說告に苦しむのみならず其切なる情愛を汲めば共に暗涙に咽ふの外あらず、惟ふに危篤接見の如き其數至て稀有なるが爲め未だ會員諸賢の高慮を煩るに由なしと雖實務家中既に同情なるを表する士あらは如斯重要且つ一家の消長に關すへき問題に對しては大に研究を遂け相當余地を與ふるは實務家の急務否國家治獄上の最大要務なりと信す然り而して平素は如何に極惡の徒と雖、一朝危篤に陷り自ら死を覺悟する時は其心頓に赤心を以て語り眞實を露はにして警ふの實例は殆ど枚擧に遑あらず幸に快復せば根本的悔悟の實効を奏するや明けし要するに死刑者は本刑の執行なり危篤は刑余悲境の極なり豈大差なきを得んや然ども仮令即ち須く疾驅なる都圖を脱却し少けなくも死刑者同一の特別範圍に浴せしむの必要ありと認む聊か卑見を述べ併せて會員諸賢の高示を待つ

附記す論者言はん如斯場合は立會官吏の手心に取捨せば可なりと手心は法規運用の賊子なり又云はん時刻經過せば再び手續を爲さは可なりと再びするを以て可とせば死刑者も特別時間の必要なからん尚ほ又危篤接見の稀有なるは監獄醫の危篤届と死亡するとの

時間稍めて少なきに原因するに依り可成危篤死亡の間餘地を與ふの注意を希望す

## ○日曜の教誨制度に就て

德島　鞠浦書夫

頃日京地には監獄衆話會なるものを設けられ博識經驗を有する諸士相會せられ獄務研究の眞實易塲として高論卓說を戰し斯の道の微妙蘊奧を極められ以て毎時吾人を物益せられ感謝欽慕に堪へざるなり余や海島の邊陬に蟄居し此の眞實易塲裡に會するを得ざるは常に遺憾とする處なり余や素より淺學淺識にして又獄務に經驗なく一片の卑說以て江湖諸彦の一笑を買ふたも得可からざるも聊か余か從事せし實務の一端に就き其處感を述べんとす先般監獄則及同施行細則の改正を頒布せらるや施行細則第九十條を讀て夢た心痛に堪へざりしものあり如何となれば從來日曜日の採役を縮め囚徒をして休役の恩惠に浴せしむるとなりたれば古人の所謂小人閑居して不善を爲すと云ふ實劇を演するなきやと憂慮せしなり彼れ囚徒等は徒然の余り無聊に苦み種々の惡戲を企て俗に云ふ惡に報ずる歸を以てするの奇觀を呈し反則者の續生すべきは敢て珍事とするに足らざる例あればなり是を以て改正法實施に際しては（德島縣監獄に於て日曜日を休役せしめたるは八月廿七日を以て始とす）吾德島縣監獄署長は殊に此邊に留意し教誨師なして囚徒に對し日曜日に休役せしむるの趣旨を解得せしむる條說示せしめ又一方には看守長看守をして充分注意を周到ならしむるを勉められしに最初の程は實施以前の日曜日より比較的多數の反則者を現出し余が心痛の度は益昇騰するに至れり茲に於て監獄は一層憤慨せられ教誨師をして說示方を切にし且つ看守長看守の注意を嚴密ならしめ反則行爲に陷るの虞あるものは其の實行に至らさる前注意說諭を加ふる等百方隄防の方法を盡せしに十月十五日の日曜日に至り俄然反則者を滅退するを見るに至る一般囚徒は日曜休役の趣旨心得方を了得し暗に該日は決して反則行爲を爲さゝるべしと豫ふものゝ如き傾きを生し左に示す懲罰表の如く現今に至りては殆ど日曜日に限り反則者を見ざるの狀を演せり之と共に孚日の犯則も一件若くは二件に過ぎず或は一件もなきこと一週間に一二回あり今や余が前の心痛は全く根蔓に歸し前途好慣習の成れるを喜ばずんばあらず是れ全く教誨の切實と戒護の嚴正と相俟たる効果なりと認めざるを得ず右の事實は獨り當監獄而已ならず定て他の府縣監獄に於ても同樣の事たるを信ず夫れ治獄の要たる假令如何なる科目條の存するも執法者其宜しきを得ざれば遂に徒法に歸すの一言に依て法條不備缺陷の點あるも執法者其の宜しきを得れば觀るべき花を發開すべし而して其宜しきを得ると否とは其事務に盡す熱心の多少に依て別る諺に曰く思ひの一念岩をも貫くと宜なる哉抑も治獄の主觀とする處のものは無形なる囚人の意志なるか故に形上の擧動のみを以て之を制壓せんとするは恰も水に攀て魚を求むるに一般到底不能事たると論を待す此を以て誠意忠實と綿密周到なる注意を以て言はず語らざる間に於て無形に正義を感ぜしむるとを要す人は感情の動物に外ならず感情は動物の主体本尊なり故に主体其物をして正義たらしめば從て主体の支配を受くる他の部体の正義たるとを得るは余が喋々を要せずして明瞭なり而して人の感情は恰も水の如く其胸る處の方圓正邪善惡に從ひ曲直方圓の現像を生ず故に囚徒をして能く修身齊家の要を知悉せしめ耳に惡聲を聽かしめず眼に惡色を見せしめず以て教誨訓諭を須臾も耳を離れしめず規律嚴正以て惡業を爲す可からざるとを覺知せしめ慈愛の心を以て至誠に之を導せば假令極惡の罪囚と雖も豈に改悛の念を發起せざるものあらんや此事たる何人と雖ども能く了得する處なり然れども之を實行するに當てや雖たると論を待す是に至ては其成否唯だ熱心の一に叛す嗚呼熱心は治獄の主腦なりと云ふも過言に非さるへし此實庫なる心は獨り治獄の事のみならず百事之を欠くときは豈に美果を見るの秋あらんや今の利器のみならず古今の美術妙藥は皆な熱心の餘慶に非さるはなし獨り今日の文明の文明の進歩に伴ひ或種の犯罪を增加するは社會發達上免るべからざる現象として覺悟上止むを得さるのことに屬するか如し我岩手縣は比較的一般犯罪者の寡少なると再犯者の夥多ならさるは種々素因の存するものありて然るなるべしと雖も兎に角一の慶事として觀るを得べし然るに單り嬰兒故殺犯は其數殊に多きを覺ふ蓋し一種の地方犯にあらざるなきを得んやの感あり試に明治三十年來受刑者の數を統計するに、

| 嬰兒故殺犯受刑者 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 明治三十年 | 二 | 一一 | 一三 |
| 明治三十一年 | 三 | 一〇 | 一三 |
| 明治三十二年 | 一 | 八 | 九 |
| 合計 | 六 | 二九 | 三五 |
| 備考 | 明治三十二年は十一月七日までの數を揭ぐ | | |

右の如く女に多くして男に少きは該犯罪の性質然らしむるものにし

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十一月十二日 | | | |
| 十一月十九日 | | | |
| 十一月廿三日 | | | |
| 十一月廿六日 | | | |

## ○嬰兒故殺犯の受刑者及び其原因に就て

岩手盛岡　川村愼吾君

左に德島縣監獄に於ける懲罰統計を擧げん



休假日在監囚徒懲罰表

| 月日 | 閣室 | 減食 | 計 | 訓戒 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 七月二日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 七月九日 | 一 | 四 | 四 | 一 | 五 |
| 七月十六日 | 一 | 五 | 六 | 一 | 六 |
| 七月廿三日 | 一 | 五 | 六 | 二 | 八 |
| 七月三十日 | 一 | 四 | 五 | 一 | 六 |
| 八月六日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 八月十三日 | 一 | 五 | 六 | 一 | 七 |
| 八月二十日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 八月廿七日 | 一 | 五 | 六 | 三 | 九 |
| 九月三日 | 一 | 三 | 四 | 一 | 五 |
| 九月十日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 九月十七日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 九月廿三日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 九月廿四日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 十月一日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 十月八日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 十月十五日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 一月十七日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 十月廿二日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 十月廿九日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 十一月三日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 十一月五日 | 一 | 二 | 三 | 一 | 四 |

て男は教誨者若しくは下手者たるに過ぎざればなり又更に本年十一月七日の現在囚に就き其原因を討究するに

**同上犯罪に對する原因**

| 原因 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 夫婦一貫困 | 三 | 二〇 | 二三 |
| 其他 | 一 | 七 | 八 |
| 其他 | 一 | 一九 | 二〇 |
| 合計 | 五 | 四六 | 五一 |

備考　現在總女囚七十八名に對する百分比例は五十八名九七四なり

由是觀之生活の困窮なると教育の普及せざるは其眞因たるに遜さゝるの如し即夫婦間の公生子に就ては貧困者の數最も多きを見る家計困難なるときは幼兒を育養するの餘裕乏しきのみならず燭を以て晝に繼きて營々たるも尙且給證に缺くるあるの境遇にありては嬰兒の存在は鉄ら業務の妨害となるより自己糊口の爲め所謂背に腹は換へられずして遂に愛兒の生命を犧牲に供するの止むを得ざるに出つるが如し又貧困者以外の者の多くは私通野合等破倫醜行の結果因果の胤を其身に宿すに至るも尙多少の羞恥心を惹き其原因を蔽はんが爲め分娩刹那之を壓殺するに至るものなりとす而して彼等の多くは此犯罪の殘忍暴戾にして是に對する處分も亦嚴刑重罰あるを知らずして恬然たるか如く郷黨亦深く異まざるの風あり其痴愚寧ろ憫むべく又實に痛歎に堪えざるなり是畢竟因襲の久しき陋習なるべしと雖も予は一種の地方犯罪にあらざるやの疑を存に將た慣習の犯罪上に影響することの至大なるを寫く所なり公務の餘所感を錄して斯道界の參考に供す

# ○未丁年囚教育の方法に就て

浦和　遠藤松水君

去明治三十二年八月十四日より同十六日まで警視廳に於て開會せられたる一府一縣一集治監典獄の會議に監獄則第三十一條に關し未丁年囚教育の必要を認めたるも其條文一部改正に止まり二十歳未滿者之に加へざりしは遺憾なり然れども必要と認むれば本條の規定を準用し適宜に活用せらんことを望むとの說明に依り二十歳未滿の者に對しては教誨の名義を以て每日二時間以內教育を施すことを決議せられたり抑も未丁年囚教育の必要は今更喋々を要せざるも彼の不善惡德の習慣を排除し善良なる意志と行爲とを涵養するには一日も怠諦に附すべからざる者なれば余は速に其決議の實行せられんことを希望して止まざるものなり然り而して之を施す方法に至ては吾人が大に研究すべきの一大問題ありとす

幼年囚懲治人教育法は役業よりも寧ろ學科を之れ主とし其方法は各府縣を異にするに隨ふて多少の相違はあるも其多くは一人の教誨師をして之れが擔任せしめ而して其學囚の數は比較的僅少なるも各學力の程度に從ひ少くとも三四學期に區分し同時間同教場に於て單級組織に由りて教授せざるべからざれば到底完全なる教育を施行する能はざるや必せり之に未丁年囚を加へて教育せんことは恰も泰山を挾んで北海を超えんと企つるに異からざるを惑す其事至難の業なれば余等輩に付せずして良實行の方策を講ずるは實に目下の急務なれば余は不肖を顧みず聊か卑見を陳べて大方の指教を仰かんとす

左に掲ぐる調査表は本年九月十九日埼玉縣監獄署に於ける未丁年囚（男）學力の程度を調査したるものなり

左の調査表中尋常小學二年卒業以上に相當の學力ある者とは自己の國郡村姓名等を記し得る者を云い高等小學二年卒業以上に相當の學力ある者とは簡易なる日用書類を認め得るものを云ひ高等小學三年卒業以上に相當の學力ある者とは普通書類を認め得る者を云ふなり固より此表は只其大略を顯示したるものにして巨細に區別すれば凡そ十等位の差異を生ずへし如斯數等に分類せざるへからざる未丁年囚に對する敎育なれば必ずしも教誨專門の教誨師兩三名を要すべきは識者を待たずして知る可きなり然るに現今何れの監獄も僅に二名乃至四名の教誨師を置くのみ然も其事務たるや頗る多端にして常に日もまた足らざるの感なき能はず今假りに二名の教誨師ありて是等教育にのみ從事せざるも尋敎誨事務は始むと瞹歷の要さるへからず果して然らば此際增員を爲さゞれば可あるも地方の事情もあるへければ別論として目下現今の儘にて教誨教育の二方面に靈驗せむには余は左の方法を以て施行せば或は其目的を達するを得んと信ず

一科目は修身習字の二科とす
二授業時間は連日一時間とす
三初犯囚再犯囚合併教育する事
四修業年限は六ヶ月を以て一學期とす
五以上四項を除くの外は總て幼年囚懲治人教授法に準ずる事

第一項は學科の主腦にして又教育の方針を定むる大綱領なれはなり今日各種の學校に於て採用せらるゝ學科は一として缺すへからざるも監獄に在りては上に示せし如く完全なる教育を施すこと難ければ只其中に就て二科を摘取せらるゝ而して修身を摘取したる理由は會議々決の教誨の名義を以て教育を施行すと云へるに基き各學期に應して適當なる一定の修身書を以て最初之か素證を教授し後講義を爲すの方針を取らば一は證書教授ともなり一は感化教誨ともなるべきを以てなり而して每週一科三時間づゝ授けんとす識者或は曰はむ修身教授と證書教授と混同するは誤りなりと之れ教育法の何物たるを知らざる迂論なりと然れとも目下の狀況に鑑みなば少しく缺くる所あるも之に滿足せざるべからず且之を授くるに當りては教師其人特に注意する所あらば其缺むる所の實効は甚多なるべし

第二項の時間配當は洵に教育進歩に大關係ある者なれば何人も其多時るらむ望むも役業時間に影響を及ぼし且つ會議々決の每日二時間以內とある範圍內に於て假りに三四學期に區分して教授せらるゝ者と見做し成案したるものなり

第三項の初犯囚再犯囚は可及的分離教育を望むも現今の狀況にては容易に實行する能はざるべしと認めたればなり

第四項の修業年限を一學期六ヶ月としたるは監獄は普通矯學校の如き教育專門の所とは大に異にして新入放免と共に入退學極めて頻繁



**埼玉縣監獄署　未丁年囚學力程度調査表**

| 學力 / 罪質 | | 文盲 | 假名を書き得るもの | 尋常小學二年卒業以上之ヲ相當ノ學力アル者 | 尋常小學二年卒業以下之ヲ相當ノ學力アル者 | 高等小學三年卒業以上之ヲ相當ノ學力アル者 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 窃盜 | 初犯 | | 一 | 四 | 一 | | 一〇 |
| | 再犯 | | 一 | 六 | | | 一六 |
| 強盜 | 初犯 | 一 | | 二 | | | 三 |
| | 再犯 | | | | | | |
| 掏摸 | 初犯 | | | 二 | | | 二 |
| | 再犯 | | | | | | |
| 放火 | 初犯 | 二 | | 三 | 一 | | 七 |
| | 再犯 | | | | | | |
| 詐欺取財 | 初犯 | | | | | | |
| | 再犯 | 一 | | | | | 一 |
| 毆打創傷 | 初犯 | | | 一 | | | 一 |
| | 再犯 | | | | | | |
| 賭博 | 初犯 | | | | | | |
| | 再犯 | | | 一 | 一 | | 二 |
| 監禁逮捕 | 初犯 | | | | | | |
| | 再犯 | | | | | | |
| 合計 | 初犯 | 八 | 一 | 一三 | 三 | | 二六 |
| | 再犯 | 一 | | 一 | | | 一 |
| | 合計 | 九 | 一 | 一七 | 三 | | 三〇 |

なるに由り長期間より寧ろ短期間を以て適當と認めたればなり
第五條に至ては幼年囚處遇人教授法を準用するも敢て差支なき者と認めたればなり
以上は余が未丁年囚教育法に關する私考なるも監獄教育に從事せらるゝ諸氏には必ずや金玉の名案多々あるべし希くは之を吝むことなく續々此問題に關する考案を公表せられ由りて以て彼の未丁年囚をして恰當の教育を受けしめられんことを

## ○監獄費國庫支辨論の成立を祝し併せて所感を述ふ

眞金九十九君

兎烏匆々吾人羞なくして益に明治三十三年の新陽を迎ふ伏て惟ふに瑞象繽々祥氣氤々として眞に之れ前古無比の盛世なる事を知る諸士よ邦も本年は如何なる幸福の年ぞ多年國家の窮困たりし監獄費國庫支辨の成立を告るに至る斯道に從事する者歡天喜地祝賀せざらんと欲するも能さるなり嘗に斯道の人而已ならず苟くも吾が國民たる者寔に慶賀すべきの秋なり固願すれば監獄費國庫支辨論の唱導せられし以來朝野の志士か鞠躬盡瘁せられたること殆ど丁有余年其熱誠は帝國議會の卓上に迸出したること既に七回に及ぶも未た氣運來らずして或は否決となり或は解散となり幾多の盤根錯節を經て本期議會に於る大勢既に定まり兩院共大多數の容る處と成り遂に本案の通過を見るに至る是れ時勢の進運人力の以て抵抗すべからざる現象と謂つべきなり嗚呼吾人か數年歡迎して已まざりし監獄改良の聲は殆ど從來吾國文物制度の駸々たる進歩に對し獨り屈伸する事能さるの慨ありし監獄制度是より漸く歩武を速かにし他の文物と比肩併行せんを期すべきなり然れとも監獄の改良や四季の順環するか如く自ら活動するに非す必ずや堪能機敏なる治獄家ありて刺激を拓き誘關を排し以て之か總等を爲すに非されは進行する能す故に監獄改良は吾人か雙肩に擔ふ處の一大重任なる事恩ふと共に大に感奮を劇敲すると共に益々奮勵して以て其目的を達せんことを期せさるへからす



警鐘本會雜誌今回懸賞問題として余等か希望の存する處を廣く有識の士に謀めらる余は茲に別して高論卓說を待ん

## ○吾監獄に於ける中央監督權の普及と警察監獄學校卒業生

盛岡　植木一桐君

末流の濁を除かんと欲せば須らく先づ泉源に溯りて以て清澄を下せとは世既に之れを謂ふ蓋し斯道界に監獄改良を唱ふること既に久しと雖も警々刻々夜以て日に續き經營惨憺苦心の裏に十有餘年の長星霜を日も又足らずと明治三十有二年も既に過ぎたり三十二年中の特筆大書すべきもの枚擧に遑あらすと雖とも特に斯道界に出色の革新を現せしもの三日く警察監獄學校の設立矣て明年度下半期より府縣監獄費は一體國庫支辨に復し各府縣監獄は直接監督權の許に特立すと嗚呼大整疾呼此機實に久し以て肥島先輩遺征を試みんと欲するも此は誰か余輩淺識の云ふを俟たず警察監獄學校卒業生の双肩に存すること疑ひ毛髪を容さる處固願すれば今ゟ去る十年以前警官練習所に引續き司獄官練習所の設立は故フォンケーベル氏の感嘆なる教養を受くるに至りしは多幸多福は云ふを待たず又其教養の結果として斯道界に莫大なる改良の要素を與へ其無盡の利益を受くること多々益々あり然り然りと雖とも各人の臆測後れは即ち試驗的監獄改良の障礙門に向つて進めんとする形式的摸倣的誘導的の學校の惑なきを疑はしめたるものなきに非らすと雖とも今日は然らす即ち實質的改良蓋し實行的時代にして精神の改良必要の教養を肉迫の間に勉めつゝある學生の多數は多少の素養と幾多の經驗を積みつゝ殊に第一期生の如きは惟ふに何れも自己の監獄に於ける各課掛要の地位を占め或は相當の學識を修めて以て他日有望の人々に非らざるはなく將は斯道界に犠牲となるも治獄の困難なるを感ずる是ふり見よ世の教育家は善良の子弟を集めて陶冶養成するも治獄家は社會の惡分子を驅て之を善良に感化し所謂緩急の變して金と成すものなれは其難易の徑庭ゟ稱然たるものあらん將た監獄改良の聲嘶は之れ尚は變緩成金の困難に陪從するを疑はさるなり夫れ囚人か心性又は心性ゟ發作する處の諸般の言行に付て諸君か爛眼を以て洞察したる結果に依り配劑する個人の處遇度を超過せんが優遊さなり適度を降下せんが冷遇さなり監獄費百の個人程度を異にする在囚に處遇を誤らさるは至確の事業たるや論を待さるなり然るに元刑罰の執行は公平を要すとの原則に基つき採用せられたる個人制度にして處遇の配劑を誤る事あらは忽ち不公平に陷り改良監獄の本旨を貫徹すること能さるへし然は吾人如斯困難の事業に曆り適當に職務を執行し行刑の趣旨を盡る事ならんとするは如何なる考案を以てすへき歟大に研究を要すへき問題なりとすれ然るに監獄費國庫支辨實行後に至らは各縣獄舍の改築を始とし有形的物質界の進歩は著明なるへしと雖も無形的靈知界の進歩則ち司獄官の職能發達せされは如何に物質上の進歩を見るも其効果を收むること能す喩は花木に善良の肥料を施すも園丁たる者栽培の術に長せされは其効なき如し夫れ監獄は花木なり國庫支辨は肥料なり司獄官は園丁なり故に園丁たる司獄官にして行刑の理衛に監獄學校卒業生の肥料を其効を發せす果して然らは司獄官の養成を謀するは誰か急務を緩叫せさる者あらん而して教育家か善良なる子弟を薫陶するに比し司獄官の養成を勉めるは一層緊要なること多言を俟たす而して學校の正教員に優る數等の知識學力を有せさるへからす然るに司獄官は教員の如く諸種の學科を授くる者にあらすと雖も儼正慈愛公平等の言行作用を以て彼等の轉迷開悟を期するものなれは豈相當の學識なくして之を自在に利用することを得んけんや政府既に監獄學校の設立成り目下上等司獄官の養成を勉めらるゝと雖も行刑上擔要の地位に立て囚徒を指揮操縦する處の看守養成法未た完全の設備なきは恐らく獄制上の瑕瑾たることを免かれさるへし余輩は一日も早く看守教誨法の適當なる設備を立て監獄改良の潮流遠度なる今日に於て多くの敏腕看守を輩出せしめんことを幸に斯道の



せらるゝ決心を有し伴倡的の班に交はるの人に乏しきは斯道界に於ける又憂とすべき點にして此德性の涵養ゟ蓋し授いて監獄改良家の堅城繞壁と云はざるへからざる所以なり
唯へらく當時斯道界上流の人にして熱心と經驗を以て自ら其職に該行し他又能く之に和し唱導して擅かの精神を以て嘱望しつゝありしにも拘らず案外改良の運々として一進一退の間に彷徨し費月も當ならざる體勢にして或は風となり或は雨となり所謂烏合の異分子は或は權謀の爲めに或は衛策の爲めに主客轉倒肝膓の監獄なるものは之れを眼外に逸せしむるの結果として百目瞭の那邊に存せしや否や識者をして之れか觀望を惑はしむるの實蹟掩ふべからざるもの一つなり此時中央當局者の當策は中間に於て或は蕭酔となり或は模形を現はす等遂閣冥眩く其歩所を看破すと雖とも而かも之れか矯正の道に苦しむもの、如く斯る監獄の事業たる一種特別の學識と一種異樣の經驗を要する精神的の活動は層一層敏にして倍一倍緊張を極め而して之れか機關たるもの强健敏活ならざる可からるの理て監獄紊閥實腐官ならざれ手腕健ならず其將の下に部署を按つしの配置喰ひ違ひ常に監獄所長と意見を異にし或は調ひ違ひ或は軋轢等の内部の紛擾を生し或は事務の渋滯を來し或は人心の動搖を招き或は囚徒の逃走を企圖し或は暴動を惹起し或は自殺を敢行し或は疾病を發生し或は死亡を續出し或は不具を增加し或は負傷を頻發し或は懲罰を濫用し或は虐待を敢行し或は不正を行使し或は不法を實施し或は不公平を現出し或は不平を醸成し或は不滿を招來し或は不安を感覺し或は不快を感情し或は不便を感知し或は不利を感得し或は不幸を感受し或は不遇を感悟し或は不運を感歎し或は不祥を感嘆し或は不吉を感慨し或は不良を感激し或は不善を感奮し或は不徳を感動し或は不義を感泣し或は不忠を感涙し或は不孝を感恩し或は不悌を感謝し或は不信を感服し或は不和を感化し或は不睦を感和し或は不仁を感徳し或は不義を感義し或は不禮を感禮し或は不智を感智し或は不信を感信し或は不忠を感忠し或は不孝を感孝し或は不悌を感悌し或は不和を感和し或は不睦を感睦し或は不仁を感仁

て感化善良に堅氷の融解するが如く斯道事業の聖域夫れ此時にあらざる乎而して內務當局斯道當要衝の務員氏は入れて學校の教授となり出ては斯道の樞機を執掌し斯の活模範活師匠父子兄弟も啻ならざる斯の教官にして斯生徒所謂一心同躰同心異體骨肉も及ばざる血脈の關係を有して一つは上局の監督を司さり一つは各衙の重任を奉行する彼の賢明なる監督の下に於て漸く完全なる機關整備すに於ては是乎所謂中央一體を放ては八方の萬燈秒を移さずして明々耿々手足の痛痒一體に感ずるが如く遺般の第一期生以後有爲多能なる卒業生は踵を接して續々として輩出し向十年を出でずして泰西に凌駕すること疑ふ處なきもの、如く東洋の獄事一考の價値なき期せざるものあらん哉聊か卑言を綴つて以て未來の末流を卜す

## ○作業の奬勵法に就て

南部生君

作業の事たる云ふに難く行ふに尙難し皮想的論理上決して爲し得へからざる事なり若しそれ之を云ひ易く行ひ易しとならんか吾人は悉く作業家たるを得へく金坑家たるを得へきなり滔々たる世間失敗に陷れ廢業に頻すれ然り實力あり經驗ある者尙斯の如しまして彼等作業家は自由界に奔走馳驅して加ふるに完全なる組織精緻なる器械巧互なる原料快活なる職工を有すまして信に其克く成す者の如き寥々たり吾人今監獄作業上に就て觀察せる彼我隔絕軒輊の甚たしき殆んど正反對の狀態を見るへきなり假りに監獄作業を一法人社會と見做んか創立よりも着手よりも先んずるは礦産瓦解のみ……人は云ふ大人氣にも監獄は作業に依て以て自立自營すへしと美は素より美なり然れども現時に斯くあらざるに於ては爲し得へからざるなり而のにあらず敢世紀後の未來監獄を假想せしのみ歐米の或監獄を直寫せしのみ唯其志操を取るへく實行を取り難し組織器械原料未た充分ならず殊に職工たる者は一種異分子の囚人自由快樂慾望の欠乏せる不幸者惰情放逸自暴の可憐者のみ……

呼之一大雜物を改化して有爲猶得の良民に鎔せしめんとす如何せば彼等樂んで其業を執るに至るへきか如何せば監獄作業の目的を達し得へきか吾人は思ふ斯道者が既に今日迄唱へつゝありし奬勵方は早や其幾分の過去に屬するを放に吾人が彼等に就て絕對的に作業を奬勵し凡ての善果を得んと欲せば宜しく斬新多効なる工夫を凝すを必要とす……

教育者は云へり曰く注入教授の十たびよりも開發教授の一たびに若かずと至言と云ふべし唯漫然登壇に直立して拳固を一視線內に映射し勵聲一番彼等の長癈夜々するを見て我が職至れり盡せりとなすは之れ吾人が頑是なき幼童時代の賢舍を夢みるものなり維新前の寺子屋教師の影跡を逐ふものなり叱咤せられたる囚人智くは精勵す答杖を加へられたる生徒一時は誦讀す然れども其生徒たり囚人たる者豈に眞心自習自奮の元氣を發せんや眼光走り勵聲去らば彼等の耳目は曩となり盲となり彼等の手足は不具となり廢用となる要は唯囚人をして倦ましめず撓ましめず永く强く開發的に奬勵するにあり而して其開發的作業奬勵の方法とは先つ左の如くせば可ならんか

一　遺傳的作業に注意すること
二　嗜好上に注意すること
三　機械使用に就て鍛鍊研究をなさしむるの方法を設くること
四　製品陳列場を設け機宜に應じ品評をなさしむること
五　其好なる製品若くは粗惡なる製作品を全囚又は一部の囚人に示して褒奬褒貶すること
六　或る部分迄進歩したる製品を一層完全に爲すの考案をなさしめ時宜に依り賞典を行ふこと
七　工藝雜誌等の新說にして監獄作業に適可なるものを採擇し講話をなすこと
八　給與工錢の貴重なることを知らしめ貯蓄心を養成すること
九　授業手及看守等をして成るへく開發的誘導の方法を執らしむること

以上は唯愚案の要領のみ素より大方の賛をなすに足らずと雖も吾人は信す今後の監獄作業奬勵方は所謂形而上の觀念を以て指設に就真



## ○死刑廢止尙早論の結果を明にせよ

東京　ゐ　生君

曩日日本監獄協會の茶話會に於て討論題となりたる死刑廢止論は滑稽穢極及尙早論の三論に分れ討議數論の末遂に尙早論に可決せり然も惟た憎むらくは死刑廢止尙早として之が廢止の時機を明にせざりしことなり、抑も死刑は其性質の刑罰にあらざること何人も異論なきこと乍然らば何時か之を廢止すべき乎是則大に研究を要する問題なり凡そ法律は其國の國体に鑑み民度を參酌して之を制定せざるを得ず而て吾國は未た死刑廢止の期に達せざる乎蓋現行法編成當時と今日は民度全く一變して社會の進歩に從ひ刑律の如きも正に死刑廢止すべきの好時機たるに似たり然も如何せん人道は單り社會の進歩に伴はず却て倫理道德行爲に至ては寧ろ敗頽しつゝあるか如し加之今や國体人情の異なる外國人漸次往來增加して孰も吾國法の下に支配せられんとするあり故に死刑今廢せんとするも至尊に對し又は直系の尊族親に對する謀故殺及夫に對する謀殺卽に至ては國体上秩序を保持する特別の理由に因り到底死刑を以て嚴罰する外道あるべし卽ち死刑全廢尙早としては蓋し時機不得止の情休ならずや然れども前記以外の殺人行爲に對しては斷然死刑廢止するの適當の時機あり乍信す要するに死刑全廢は尙早と雖も現今の國情に照し社會の秩序を保持する上より不忠不孝及不良の最も酷しき殺人罪にのみ死刑を存し他は廢止するを得へき好時機なりと云に在り故に此趣旨を協會の名を以て其筋へ建議し以て討論決議の効果を空ふせざらんことを望む

## ○耳と心

ゐ　生君

近來東京市內に在る神佛祭典縁日等荷も多衆集合するところには必ず奧行的の警官音器を設けしめざるはなし然て其妙音を聽かんと群集する處の人々は社會下層の人物にあらざれば中位にある學齡幼者最も多きを見る憐れ學覓聽者の好奇心に出るものなるへし蓋し亦其聽かしむる處の種因卑猥なるを快樂とする多きが如し警音器其物は遊戲の興行品として聽者其珍妙を賞讀するに過ぎざるとせば其影響するところなきに似たりと雖も熟々實況を察するに警音器は聽者に感動を與ふること最も甚き効力あるものなれば其發音の種因にして卑猥ならんか醜者たる無教育の民衆者くは修學中の幼者に對しては一般教育並に風俗上有害なるのにあらざるや果して有害なりとせば速に之が種因を改良せしむるの手段なかる可らず是れ教育家に望む第一なり

抑も警音器は其種因宜しきを得は聽者の心意に非常の感動を與へ有益なる結果を見るや言を俟たず果て然らは之を行刑機關の運用上幸に懲治人並に幼年囚の感化の方法に利用せば大に効果を奏するるべし殊に彼等は天眞爛漫たる性情を以て最も盛なる發育時期なるに規則上今日の如き强制檢束を爲すは却て彼等の發育感化を妨くるの嫌なき乎況や正に教誨は加へつゝあるも如何せん限りある人と時とを以てするものなれば到底充分の感化は望んで得らさる嘆なき能はず故に此器を准教誨師として採用し最も辨知し易く且つ感化上有益なる教誨談を種因として每日或る一定の時間に於て彼等に之を聽かしめん乎悦んで之を耳に忽ちに心に感動を與へ常に教誨の補助たるに至らん蓋し此警音器を行刑機關の運用上利用するに於ては未曾て聞かさる處なりと雖も感化の一手段として之を利用するに適する物なるのみならず戒護者若くは教誨師にして聽者に對し如何に感知したるや否やは每日之を試問することを得へければ最も便益なるものにあらずや是れ斯道當局者に一考を望む第二なり

其れ如此感化上有効なりとせば此警音器は單り行刑機關の運用上必要なるのみならず苟も機關を備へて幼者の感化教育に從事しつゝある所に於ては何れも便益なる物ならん乎是れ尙當事者に敢て一考を望む第三なり

# ○監獄協會雜誌第六號獨文飜譯

コスダ　ヘルレングラーブ譯

余は看守を奉職する者一日出勤後適看守休憩所に至る同僚五六輩あり相對して實務を談ず一人監獄協會雜誌第六號を手にして誌上の檄文を熟覽する者あり傍首して大に考ふる所あるもの〻如し大息一番慨然として嘆下して曰く嗚呼是必クルーセン先生の演說する所にかゝるもの哉余も全く檄文を解せず故に唯小河事務官の口譯する所によりて漸く其意を了するのみと一人戯れて言へらく蟹脚横行の文は余が知る所に非ず若し全然墨汁を以て塗抹しありたらんには余は往昔野蠻時代に於ける闇黑監獄の形容圖か否んば烏暗夜に飛ぶ闇とも判ぜんのみと何々一笑す一人日く全く高貴の如し黒き所は墨痕白き所は紙質意味夫れ何れの處にか求めんと一人曰く止みなん止みなん我等此を見る恰も腎者の五色を辨ずるが如きのみ余傍に在りて謂て曰く是れ決してクルーセン先生の演說には非ざるなり其誰なるやは爰に記載せずと雖ども先生の演說及此檄文其他誌上雜報欄内山上氏の獨逸語云々等より推考するときは恐くは山上教官の演說に疑なきを知り相共に語て曰く唯原文のみを揭て以て其譯文を載せざるは所謂佛成て精神なきの感なき能ず蓋も我等に於て益する所なきのみ嗚呼夫れ何の爲めにする所ありてか此原文のみを登載したるものなるや我等甚だ其所以を解するに苦むと余曰く然り諸君の言又理なきに非ず然れども記載者は則に考ふる所ありて其譯文を載せざりしならん今之を論ずるも益なきのみと遂に其所を去る乃ち退て考一考するに我監獄に百五拾有餘の同僚看守あり英語に通ずる者又頗る多し然れども獨語に至りては之を解する者蓋實に絶無と云はざるを得ず是に於てか余も亦大に譯文の必要を感ず同僚亦之を譯して貰會に投ぜ以て同感の士に示すべきを勸めて止まず依て遂に不學を顧みず左に其譯文を綴れり固より誤譯多きを信ず若夫原文の意を誤るが如きは實に是れ教官を傷くるの最も甚しきもの何の面目があつて謝するの辭あらんや依て願くば教官の恕宥を望し然る後登載の榮を賜はり獨語を解せざる者に教官の演說を紹介することを得せしめ給はゝ豈獨へルレングラーブの幸のみならんや

諸君私は監獄協會々員諸君の總代として此處にドクトルクルーセン君が御臨席下されましたる御厚誼に對しまして謹で感謝の辭を述べまするのは實に私の光榮としまする處で御座りますドクトルクルーセン君は今般我政府の招聘に應ず暫時其故國を後にし海陸万里四拾五日間の長程を了へ爰に日出度御安着致されまして我大日本帝國政府に奉職せられましたるは私の親實致しまする所で御座り升諸君ドクトルクルーセン君は老練なる經驗に依り吾人が多年切望して止まざる所の監獄改良なる大目的に向て偉大の効果を與へらるゝは私の確く信て疑はざる所で御座ります諸君も御承知の通り我破墨しまする所の故ターレトセーバッハ君は我國在職年月の實に短少なるにも係はらず能く我監獄制度の上に於きまして顯る見るべき美績を遺されました吾人は其御功勞に對しましては今日に至るも常に感謝致して止まざるもので御座ります爾來我監獄は獨乙法を模範と致しまして專心鋭意着々勢力ある改良を實行しつゝ愈進んで參ります事も御座ります併ながら幸にも吾人が既に今日に於きまして顯る能く管理され且能く整頓したる所の監獄を有することが出來ましたのは抑も誰の力多きに居るので御座りまぜうか吾人は此點に於ては我監獄事務官小河君に對しまして充分感謝しなければならぬ次第で御座ります

偖諸君幸にも今回吾人は實に老練なる船長を得ました此船長は曾て風雨の時と雖も最も險悪なる激濤怒濤の監獄改良海を航海し得らるゝの技倆を有するならん と信ずるものでありまず吾人は今後必ず我監獄の改良に就ては長足の進歩を見るは期して待ち得ることゝ信ずます

諸君より我監獄協會は創造以來茲に十又二年未だ一日も怠慢疲勞の色無く熱心監獄改良に從事して居りましたが尚ほ將來に於きましては一層不屈不撓の精神を鼓舞し勇猛突進勉強して其目的を達せざれば止まざるの覺悟で御座ります

其處で私は我敬愛せらるゝドクトルクルーセン君ノ高談を飜しまして此議說を終ります

# ○行狀勘查に就て

安部忠造君

晩近獄事改進の聲喧々として日進月歩の勢ひあり然るにも拘はらず獄事の根本的たる行狀勘查の一事に就ては其歩遲滯し殆んど冷々なりと云へば内勤看守位に百般の事を一任し看守長は看守部長の主任は看上出來なりと言ふも決して人を欺かざるを信ずるなり故に勘查事務の振はざるを毎に憂ひつゝありしに頃日協會雜誌に一人調情の入現はれ出たり然れども將來大に勵行を希望す

並に嘱數箇（何年何ヶ月）の勘查期計算方に付ては一定せざるやの感ありて左に例を挙げて識者の御笑ひを受け併せて御教示を乞はん

一年六月
（月數計算）第一期（四月十五日）第二期第三期共期（全上）
一年六月
（日數計算）第一期（百三十七日）第二期第三期共期（百三十六日）

# 通信

## ○茨城縣通信

### ○通門鑑札

通門鑑札に何等の注意事項を記せざれば種々の手續と無用の時間を要するを以て本縣に於ては三十一年十一月以來通門鑑札に左記事項を現はし以て人民の便益を計ることゝせり

差入願面會願押印證收願放免日何等は口頭を以て申出つへし書面を差出すに及はす控訴全の差入願は休日は勿論何時たりと雖も之を受理す此の鑑札の番號を記臨し呼出を受けたるときは必す返答すへし又此鑑札は出門のとき表門看守へ納付すへし

右通門鑑札を下付するに以來の經過を見るに人民は讀め凡ての事柄口頭にて足るを以て差入屋又は代書人等か立替り種々の事柄を聞合せ又は無用の時間と失費を要することなきを以て之を創製して喜び居るもの多し隨て差入屋又は代書人等か不時の利を得ることなきを以て自然彼等も戒心する處あるに至れり

### ○人民控所

人民控所は在來の分甚た紊亂に失するのみならす多くの人民集合するときは種々の雜談を交ひ不知不識弊害を生し易きを以て三十二年四月之を改造したり即ち一棟三區に別ち第一區を辯護士控席とし椅子テーブル火鉢メンツボ等を備置き第二區を男子控席とし腰掛に火鉢メンツボ等を置き向日頭顧伺居等に關する注意書を見易き處に張も羽目板を以て仕切り出入口を異にし各通門鑑札を付與し受付には番號順に依り之を呼び各係員逸に之を處理するの方法を取れり爾來の經過を見るに成績頗る良好にして辯護士は控席にありて伺書類の取調をもなすを得普通人民は男女の混雜を避くるを以て就中女子の如し殊に辯護士等は監獄の注意を感謝し居る有樣なり

### ○工場手風呂

本縣監獄は各季に至れは毎年幾多の凍傷患者を出すを以て于拔注意する處あり三十二年十一月より各工場に手風呂を備付け一般就役囚をして順次手を温めしめ務めて凍傷患者を出さゝることに注意せり

其結果幸に凍傷患者を出さゝりし今其方法を述んに圓形にして直徑一尺八寸高サ一尺位の桶に水を盛り適度は水一斗に對し一合を入れ中央に徑四寸位の銅管を備付之れに火を入れ水面一伴に管を爲し以て湯ゝ湧すこと恰も彼の鐵魂風呂に於けるか如し已にして湯沸くや蓋を取り五名つゝ順次工場より呼出して手を湯の中に入れ三分間温を取らしむるの方法なり（就役前と罷役前に二回）工場の大小に依りて手風呂を備付くるを以て就役囚には日々二回以上温を取ることを得るなり爲めに毎年冬期ニ至れば數十名の凍傷患者を出すも三十二年の冬季は幸に此の患者なし

### ○幼年囚及未丁年ノ水浴

未丁年囚に對しては特に身體の健全と發育を充分ならしむる爲め三十二年夏季の候より水浴を實施しつゝあり其方法は未丁年監の一隅に水桶を設け置き已に曉天起床の號令を下すや各監一齊に起床し受持看守は右の囚員を浴場に引率し入浴の號令を下たし六名つゝ順次水浴せしむ此時彼等は最も活潑に水に入り最も愉快に全身を投し磨擦すること五分間看守は出浴を命し着衣せしめて之を工場に導く現に目下寒風凄烈嚴冰を結ぶの時と雖も嘗て一回も中止したるなし（水温は攝氏二十度とす）而して彼等の身體は益々健康にして皮膚を強固にし風邪は勿論其他の疾病に罹るものなく經過頗る良好なり

### ○丁年囚起床時洗面

丁年囚に對しても尚身體の健康と清潔を維持する爲めに朝起床洗面のときに兩肌を脱がしめ手拭を水に浸たし全身を拭はしめ又た刷毛を與へて頭のフケを取らしむ而して一面二名の囚員に命じ一個所は勿論居房の内外を洗掃せしめ聊か不潔の痕跡を止しめす其方法は一房毎に監前に二列せしめ洗面の號令を下たし此時囚員は順次兩肌を脱き盥の位置に何て進行し洗面し洗面了はるや手拭を盥に浸し能く絞りて身體を摩擦す右は三十二年夏季の候より實施し來り尚現に施行中なるも彼等の皮膚は益強固にして目下風邪等に罹るものなしと而して老衰者不具者等に對しては適宜に任すと雖も其他のものは新入者と雖も之の方法に依らしめ專ら衛生を保持せり

## ●東京出獄人保護事業主管原胤昭君報

大赦の恩惠を蒙りし出獄人の再び犯罪せし者多しとて反恩の誹謗も無きに非ざれども一は出獄後の方途に苦みし原因にもよるべけれ不肖生等保護の勞を取し者の一例を云へば三百九十四人の被保護者中再犯又は逃亡の者は僅々四十四人にてありし予は信ず彼れ豈に反恩の徒のみならんや

此頃茨城縣多賀郡平潟町後藤總兵衛なる者あり敎恩によりて今は鄉里の民となれるを歷ひ報恩の輪にとて御三卓祭を念じ乍ら自作の鰯を御殿に供獻したる事あり左は守長よりの獻供通知書なりと

去る十二月廿九日付御書狀別紙之通御筆を以本日配達候に付披見仕候所過日御送附相成候壹俵右は

英照皇太后御殿へ御獻備相成候趣了承仕候因て早速獻供仕候條此段及御報知候右爲可得貴意如此御坐候也

京都市下京區今熊野町泉山前
甲第一部守長　山中勝豊

一月八日

後藤總兵衛殿

## ○看守免職者紹介（鹿島縣報告）

明治三十二年十月二日免職　看守　松田友五郎
　德島縣名東郡沖洲村

同年同月十八日免職　看守　吉成彦三郎
　同縣德島市大字齋田浦町

同年十二月六日免職　看守　水口萬次郎
　同縣同市大字齋田浦町

## ○國庫支辨通過後之新年所感

石井澄處君

捧杯頻々拜東天　紅旭當窓萬象新
庚子今朝初一日　仁風浴裡又陶然

# 附錄

## 懸賞論文

# 監獄協會雜誌第十三卷第一號附錄

（明治三十三年一月二十日發行）

## 會告

我監獄協會は曩きに自ら率先し以て本誌前號の誌上に於て「看守の職務をして適實ならしむる方法を論す」てふ懸賞文題を掲げ汎く斯道學者の高論卓說を募集せしに應募數合計四十九の多きに上ぼり之が評點撰定は廣告の如く小河監獄事務官、山上、留岡兩教授へ依頼したり、而して其撰定方に就ては我協會特に注意を加へ深く秘密を保持せん爲め應募者の氏名官等位地は之を取除き換ふるに到着順に依り番號を付し右の撰定委員に提出せしに其結果第四十七號（一等賞）第十三號（二等賞）第九號（三等賞）に當選したり、即ち左に右當選者の雅號氏名を掲載すれば左の如し

一等賞　警察監獄學校監獄科生徒　某　君

二等賞　北海道集治監　釈鞠居士君

三等賞　石川縣監獄署（栗軒居士）　長　金　重君

追て右當選の諸君は賞金品贈呈の都合も之れあるに依り各其氏名住所を監獄協會に報導せられんことを請ふ

日本監獄協會

會說

# ○看守の職務をして適實ならしむる方法を論ず

蓋し看守の職務をして適實ならしむるの方法は如何にして訓練を有効ならしむ可き乎、余輩は玆に四個の要件ありと信す、勿論其の

第一は新たに拜命したる者は教習に重きを置く事にして、是れ苟に平凡陳套何の奇なしと雖も少しく余輩をして言ふ處あらしめよ、それ新たに拜命したる彼等が聞くに見るに未だ何事も新奇の感を起し小心翼々として唯大切に職務を守らんとするの新參者たるの時、受くる處の教授其のものこそは即ち恰かも白紙に點する墨汁に等しく、深く其の腦底に染み徹透に所謂先入主となるものなれば、善きも惡しきもこの時に既に運命の大半を制するに至るは事實に照らして明かなる所也、而して苟くも此時を逸すれば恰かも雜草繁茂して更に耳種を下ろすの地なきが如く、惡き慣れに慣れて又た如何とも爲すに由なからんとす、看守養成上油斷すべからざるは實に此時期にぞある也、殊に又た彼の書生上りや渡り者の志願者に有り勝ちたる倨傲の性、緩慢の質、若くは生意氣の風を遠慮會釋なく打挫き、之れに代ゆるに勤直、忍耐、服從等の美風を以てするも實に此時を以て最良と爲す也、何となれば人を駕御して手足たらしめんには此等のこと實に必要にして俗に所謂立ち向ふ初めの時呑んで膽を奪ふの道もこの場合に外ならざれば也、猶ほ是に於て書き遺すを惜む一事あり他なし、彼の新命者に對する服務要項の典獄得たるものなしと云ふも不可ならん歟、

の宣言即ち是れ也、この時に於て典獄は苟くも形式に流るゝ等のことなく極めて懇切に職務の困難なること、規則の嚴正なること、報酬の薄くして其の勞力は副はざること等を說示し、彼をして充分に熟慮反省する處あらしめたる後ち其の肇固なる決心と非常なる覺悟とを喚起し、而して誓文の外は彼をして立派なる誓言を爲さしめ之を言質たらしめ置くことも甚だ必要にして、是れ亦實に初期の薫陶上必要欠く可からざる有効のものたらずんはあらざる也、要するに教習は完全なる看守を新造するに必要にして且つ大切の時期に施行するものなるか故に、假りそめにも單に規則に對する申譯的に之を施行するにあらずして、飽かに實効のある所以を認識し以て其の口授なり實習なり規律正しく完全に施行する事に力を致す所なくんはあらず、然るに何事ぞ世間往々にして教習期限の長きを主張し其の短縮を望む者あり、是れ果して何の意か余輩の怪訝に堪へざる所也、

第二要件は教習訓授其の他の總ての訓練は所謂實物教育的ならざるへからざる事是れ也、他語以て之を言へば可成的耳よりせずして多く眼より教へ込めよと云ふものにして、例へは犯則の包藏物品を陳列して一々其の包藏の摸樣發見の顚末を說明し併せて之れか處分法を教示するか如き、又は典獄や書記看守長か四人に接する時の態度、言語及訓戒等の狀況を實見せしめ以て口言ふ能はざる所の調子呼吸なるものを意識默解せしむるか如き、若くは又た犯則者を摸擬して互に詰責訓戒等の狀況を演せしめ、而して始末報告書發書の類を作らしむるか如き其の他法律規則の解釋等にも務めて最近の實例や出來事を引用して會得せしめざるへからず、如此せば則ち浮華なる理屈家を造り出すの弊勘なきのみか、百聞一見に如かざるの原則によつて其の効果の大なるものあるは更らに疑ふ可きに非らざる也、さて如此訓練は實物教育的ならざるへからずとは知りしものゝ、さすがに自ら實施して見れば仲々に、宛から山夫か舟艦を便ふか如く何とも意の如くならざるものありて到底是等は何人にても出來得べしと云ふの業に非らざるや明かも、茲に於て乎教官たる者の資格は大に考量して撰擇する所あらざるを得ず、是れ即ち第三の要件なりとす、蓋し法律の思想や文章の巧妙は如何に秀たりと雖も、必竟是れ死せる規式に過ぎず、活用運用の實効は唯た教官其の人の伎倆に存す、故に教官は其の態度を愼み看守をして敬仰せしむるに足るへき一種の威嚴を存すると同時に、親切なる同情を有するの人たらざるへからず、此二つ者なくんば看守の信用と敬念とを得る能はず、信用と敬念とを得すんば教導の實力を得ること難し、是に於て余輩は此實力を得んと欲せは、常に看守に近接し重もに戒護監督の衝に當る所の看守長中より撰拔する事の甚だ可なるを認むる也、是れ其の職掌の必要上放

育せられて然るものなるか否やを知らすと雖も、威嚴と同情とを存有するの人は比較的この衡に當るの人に多けれは也、素より敢て他の職員に絶無なりとは言はす宜たに言はさるみか各般に渉りて一通りの智識を教へんと欲するには、是非共庶務會計等の職員よりも併せて撰拔の必要あるは勿論の事とす、唯夫れ彼の規則や手續の末にのみ拘々焉たるか如き弊に陷らざらんには、宜しく其の直接監督者を差措て緣遠き職員より撰拔する等の事は之を避けさるへからすと信する也、而して又た教授の事柄に付ては明確なる思想と健全なる精神を有し、簡明なる語を用ひて可成的明白に可成的看守をして了解し易からしむる事、是れまた教導の實力を得るに於て甚た必要なり、若し教官にして曖昧なる思想と不健なる精神を有し、冗長晦澁なる言語を用ひなは實に聽者の頭腦を攪乱し倦屈せしめ不注意ならしむるの大害あり、是等は勿論撰擇上の注意點とは爲すものゝ撰擇せられたる其の人に於ては猶ほ更に深く自ら用心すへき所たり、

第四要件とは儀範的訓練是れなり、惟ふに德性涵養は實行の修練にして元來訓練なるものは看守をして實地的に總ての法則に適合したる善行を爲さしむるこそ其の目的なれは、道德上の智識と行爲の法則を示教したりとて訓練の目的を達し得たりとは言ふ可からす、如何に教官か妙法を盡し善言を極めて說き聞かしむるも看守をして自悟自得せしめ、而して實行せしめ能はすんは何の益もなきとなり、然らは則ち如何にして可ならん乎、是れ豈に教官其の人の儀範にあらずや、儀範は實に德性養成の好教科書也、嗚呼余輩は爰に於て教官其の人の儀範の誠に輕んす可らさるを知る、何となれは自ら修めすして人を修むるの術はなく、德性の涵養は教授より寧ろ實行と模範にこそあれば也、而して彼の訓練の要事唯だに教授の巧妙に在りと想ひ、說話と書物の全眞に在りと信する者の世間未た全く其の跡を絶たさるを見ては、余輩實に慨歎の情に堪へさる也、

余輩茲に猶ほ未た一の緊要事を遺せり、是れより述ふる所のもの即ち其れにして、而して此事たるや余輩の以て本問題要件中の要件と爲す大切のものに屬す、何そや曰く他なし第二課長（檢束事務の課長なと云ふ）たる人が其の職責上常に訓練者たり指導者たるの覺悟を以て自ら任し、其の如何なる場合を問はす實に此儀範的訓練の中心たらさるへからさる事是れ也、若し夫れ儀範の中心にして此に存せさらんか則ち事務は本末顚倒して序を失ひ、規律は紊亂して統一を欠き、弊害百出幸ひにして刑法の本質を滅却する迄に至らさるも少くも檢束事務は萎靡して振はさるに至らん、事茲に至らは其の結果は言はすして明かなる處害心せさらんとするも豈にそれ得へけんや、されは職に茲に在る人は課長として又た教官として絶へす看守



務に新任看守の言行、動作、意志の有樣に注意し、勉めて實行の機會を提へ其の德性訓練の用意なかるへからす、之れか爲めには其の上班、下班の區別を嚴正に確保すると同時に、一面は看守と同感し、同情し、同化し、宛かも我か子弟の如く極めて親密なる關係を有せさるへからず、云ふ迄もなく人は元來摸倣性の動物也、況んや斯かる關係あるに至つては猶ほ更ものこと、看守の精神は教官たる二課長の意氣と最も感通し易きものなり、故に二課長其の人の性情、氣質、風貌、品格は既に蓼に儀範的訓練の大部分たるを忘るへからさる也、

以上列擧したる四要件を以て余輩は看守の職務をして適實ならしむるに足るの訓練法と爲す者也、若し夫れ此他に於て現行制度を變改する點を望まんとならは先は看守定員令に規定せる人員率を改正して現規定に一割を增すにあり（細かき計算は多々あれど今は只概算を用ふのみ一例を擧れは茲に百五十人あれは之に十五人を增す也）左すれは休養法も稍や完全に行はれ、而して今日の如く多勞の結果精神上及肉体上に影響することも少かるへけれは、從つて一層職務に精勵忠實なるを得るに至るは必然の結果なりと謂ふへし、



## 當選一等賞

### ○看守の職務をして適實ならしむる方法を論す

警察監獄學校監獄科生徒　某

第一　看守は何人ぞや

「看守は何人そや」是方今の最必要なる問題にして、行刑の術を發達進步せしめ、其目的を達せんとするには、此問題の攻究は決して忽せに附すへきものに非す。

（一）看守は慈愛の人なり

此表題に對しては、蓋諸人の一致すへき所、誰か反對の意見を抱く人あらんや。往時「ニューゲート」監獄及「マーシャルシー」監獄の如き野蠻的監獄ならしめは、看守は囚人の逃走に備へ、囚人に苦痛を與ふる職務たるに過きさりしも、今日行刑法の進步に從ひて、其目的方法全く一變せるを以て、看守は實に囚人に特別の慈愛を注き、其父母たるの性質を有せさるへからさるに至れり。」

父母の其子女に對するや、身を動かし、骨を勞し、精神を苦め、滿腔の情愛を以て之を養育す。而して父母は、之か爲めには其生命を失ふすら之を辭せす、其子女の爲めに汲々營々として勉め、十年一日の如

く。其女子を叱するあるも、之を正直に導かんか爲めなり、之を賴つことあるも、之を善に導かんか爲めなり、或は其忍ひ難き愛を割きて、之を遠隔の地に送り、貴重なる金錢を惜まずして、之を教育するは、是其智識を發達せしめ德器を成就せしめんか爲めなり。其他長日月の間に於て、父母と其女子との間に於ける出來事は、左するも右するも、進むも退くも、皆愛情てふ動機より胚胎し來らざるはなし。故に子女の其父母に於ける、赤蒲腔の愛を注きて之に仕へ、之か恩義に酬ひんとす。期の如く兩者の關係は愛情より來る。

余は四人と看守の間も亦將さに此の如くならさるへからさるを信す。慈愛とは決して義務一片の心より生し來るへきものに非す、規則紀律を以て機械的に之を維持すへきものに非さるなり、又金錢物品を利せんか爲めに生し來る所のものに非さるなり。

(二)看守は其天職なりとの確信を有せり

看守は天職なりとの確信を有する所の人なり。吾人は看守の職務を以て、俸給を得んか爲めにし、糊口を凌かんか爲めにし、又は上官に愛顧を得んか爲めに虛僞的に務むる所のものに非さるを信す。看守中には學問に乏き人あり、活潑なる人あり、沈着なる人あり。或は直に看守長書記に進むものあるへく、又は數年間全一の地位に居るものあるへく、其性質形体に於て相一致せすと雖、看守は自ら深く其司獄官としての職務は天より與へられたるものなることを確信し、之を重んし、之を愛し、一生を之に委ね、一身を之に抛つの覺悟あるものを云ふ。

今日我國に於て、看守の人物には遺憾尠からすと雖此確信を有して日夜之を忘るゝことなく、唯其及はさるを恐るゝ人を以て、後日の真司獄官と信ずるなり。如何に其外形に顯はるゝ熱心と至誠あるも、人を屈せしむる學問伎倆あるも、此一片の確信なき人は看守に非さるなり。

吾人は日本の獄制沿革史上著き人物を知らす、唯歐米の沿革史を讀んで、斯道の爲めに靈瘁したる偉人を見心竊かに感激に堪へさるものあり。彼のジョン、ハワードを見よ、彼が身を捨て、財を抛ち、家族を顧みす、鞠躬力を盡し、遂に露國に於て斯道の爲めに殉死せし狀を思へは、吾人不肖と雖も涙なくして之を讀過する能はすさるなり。或は英國のマコクレーの如き、米國のブロックウェーの如き、吾人は之を聞く毎に、新なる「インスピレーション」を感せさることなし。是等の人々は、皆司獄に關する職務の己か天職なることを確信し、一生を之に委ねたるの人にして、吾人は彼等か如何にして此確信を來せしか、其原動力に付ては須らく熟考を要すへきものなりと信す。

世間或は財に依てのみ成し得へき事業あるへし、智識に依てのみ爲し得へき事業あるへしと雖、看守の



職務は決して是等の種類に非す、一種の感化事業なり、一種の教育事業なり、一種の傳導事業なり、一種の後見事業なり、一種の父母なり、勃々たる精神内に動き、溢々たる情愛心に湧くに非すんは、誰か此職務に從事し得へきものあらんや。

(三)看守は進歩の人なり

行刑の術は今日間斷なく進歩せり、今後も亦將さに間斷なく發達すへし、此進歩發達に應して相伴ふことを期するは、決して容易の業に非さるなり。於是乎、看守は一定不動の人に非すして進歩の人ならさるへからす、退歩すへき人に非すして發達する所の人ならさるへからさるを知る。

今日我監獄に於ても、着々犯罪人を感化教育すへき場所なるの實を顯はせり。之を歐米の實況に聞くに、其文明國と稱せらるゝ所にも、尙幾分か沿革的に遺存する不道理なる行刑の方法ありと雖、其大主義大方針に於ては、教育感化の目的にあること明かなりとす。

抑刑罰の原理は方今議論紛々、未た何れの方面よりも一致せる解釋を發見せられさるも、吾人は行刑其物は單に行刑の目的を以てせらるへき所の無意義乾燥なるものに非すして犯罪人を感化教育するにあるへきを信す、作業に、檢束に、教誨に、衛生に、給與に、其終局の目的は消極的のものに非すして、之に依て積極的に囚人の腦髓を整理せしめ、善良なる習慣を養成せしめ、以て感化遷善せしむる目的とするものなるを信す。吾人は一考して此に至り、其目的の至大至難にして之を達せんには學問、經驗、智識及伎術を看守に要するの急を叫ばさるを得さるなり。此點よりして、當局者は種々に其方法を講じ、規則を發し、訓令を出し、會議を開き、命令を傳へ司獄官を指示誘掖して遺憾なからしめんことを期せり。然れとも看守にして其目的を解せすんば、遂に志を遂ぐるの機なかるへし。

故に看守は常に注意研究を怠らすして、行刑の主義性質を解了し、其之を達するの方法手段に付ても一般の常識を備へさるへからす。其囚人との關係は恰も教師と兒童の如きものにして、適理の方法と巧妙なる伎術とに依て、囚人を誘掖扶導し、以て之を感化遷善せさるへからす、其天職を信し慈愛心に滿ちたるものにして、其方法手段に暗きときは、單り行刑の目的を達せさるのみならす、愛に溺れたる父母が其子女を不紀律に養育せしか如きの狀態に陷り、弊害百出するに至らん

以上を看守の大資格とす、若其一を欠くときは如何に看守に似たるものあるも看守に非す。

余輩の眼に映する所の看守なるものは此の如きものなり。若し此資格を欠く所のものをして、看守の職務を執らしめんか、是由畝に耕す所の農夫をして、羽織袴を着せしめ、此に教員席に就かしむると同一

なり。粗暴粗忽の男子をして、看護婦の衣服を着せしめ、病者の枕頭に侍せしむると同一なり、而して學校の不成績なるを嘆き、患者の病勢に變動を起さしめたるを悲むも、何の効あらんや。余我國の監獄界を視て幾分か此感なくんはあらず。若し今日の如き看守をして、看守の職務を執らしめん乎、金科玉條の法文頻々發布せられ、監獄を堅固にするも、其根本に於て生命を得るに非すんは、焉んぞ能く之を動かすを得んや。恰も原動力を欠きたる蒸汽機關のみ。

余は我國の司獄官が、「看守は何人そや」てふ問題に付ては一刻も忘るゝことなきを希望するものなり。然らば如何にせば吾人は以上の如き資格ある看守を得べき乎、於是余は題に移り思ふ所の二三を述へんとす。

第二　如何にして看守を得へき乎

(一)眞正の資格ある上等司獄官をして看守を教習せしむること

余は信す、今日看守に適當の人物少きは、恐らくは監獄の主意方針を知悉せざるもの多きに依るへしと。余か敬愛する小河講師曾て監獄總論の冒頭に於て說て曰く

監獄は一小天地なり、或學者曰く「監獄は活動せる社會の縮寫圖なり」と。實に社會百般の事物と監獄とは關係を有せざるものなく、最も複雜なるものなり。故に能く諸般の科學に渉り。其關係する所の事情を調査せずんは、監獄學を解することは困難なりとす。然れとも古來世人の監獄に對する注意極めて冷淡にして、監獄は唯罪人を檢くへき場所なるに外ならず、故に塀を高くし戒護を嚴重にせは足れりとし、最簡單なる最平易なる事業として之を視る、故に之に要する官吏は凡人俗吏を以て足れりとす、今日と雖世人の思考する所尙此の如し。是一は因習の久きに依るものなりと雖、抑監獄の性質が世に判明せられさるに原因すること多しとす

と。是豈獨り門外者のみならんや、實際之に從事する所の看守其物にして、尙舊來の思想を以て之に從事するものあり。

惟ふに、昔時より我國には、不正不義を惡む所の正義てふ觀念最能く發達せるを以て、其影響として、看守の如き知らず識らず犯罪人を侮慢輕蔑し、彼等に向て恐るへき橫柄を示し、爲之囚人は神前に出たる如き感覺を有し、居常戰々兢々として安んせす或は發して怨恨憤懣の情となり、而して看守其他の司獄官を以て唯一の友と賴み、之に依て慰を得る如きこと甚少く、看守も亦彼等の悔悟と困難に同情を表し、熱情を注くか如き氣風に乏し。歐州が十七世紀の中半に於ては、國家的思想最能く發達して、更に個人的思想の如きに耳を傾くるものなかりしが、



其後漸々此思想は一變して個人的思想となり、個人に對する慈愛となり、此變遷と共に監獄事業の如き革新の緒を開きて、今日の進步を見るに至れり。是我國か歐米に比して監獄の進步せさる重なる原因なるへしと信す。

故に勉めて看守をして、監獄の根本的主義目的は那邊に存するやを知らしめば、大に改良の實を擧くることを得へし。此理由に依り、各府縣の看守敎習所に於ては、他の事情を排し、情實を去り、最熱心に、最思想に富み、且つ實踐躬行の德ある上等司獄官を撰拔して、看守敎習の任に當らしめ、一般の事項と共に行刑の主義目的を敎習すへし。而して現行規則は其期間を二ヶ月以上とせるを以て、此範圍內に於て三ヶ月間とすへし。

今日は看守の學問伎倆の乏きを憂ふるよりも、成るへく之に向て高尙なる精神を注入し、眞面目なる看守を得るを以て急務なりとす。余二三の看守敎習所を見て、其敎習の方法の不完全なるに驚かさるを得す、敎ゆるものは何を敎習せしむへき乎一定の標準なく、習ふもの亦了解せずして過く。而して授業の方法の如き、全く不順序不秩序にして、毫も興味の其間に存することなし。嗟乎是何等の不注意そ。我警察監獄學校に於ける監獄科を看よ、監獄沿革史監獄總論又は監獄制度論の如き、何れも生徒の最興味ある學科として迎ふる所、余は多少の不快なるときも此學科の講義に欠席を欲せさるなり、余輩不肖と雖も監獄事業は最興味あり、最貴重なるものなるを悟り、又一方に於ては講師及敎授の至誠熱心斯道の爲めに靈痒せらるゝの精神に感激し有益なる感化を受けたり。

人の心は適當なる方法に依るときは左程の困難なくして開發し得らるへきものなり、敎育の原理茲にありて存す。今日看守敎習の割合に効果を奏せさるは、適當の方法を欠くと、高尙なる精神に乏きか爲めに非すや。敎習所をして興味なき精神なき場所とするは、看守の進步と養成に阻害を與ふること尠からす余は優等なる司獄官を吾が學校中より得ることを期す、而して此司獄官に依て敎習所の改正せらるゝことは必す成効すへきを信す。

看守の精神を養成せしむるは先づ敎習所にあり。我學校か司獄官を養成して着々成効し、之を全國の原動力となすか如くに、看守の敎習も亦成効せしめさるへからす。余は高尙なる精神ある司獄官を敎習所に得るは實に急務なるを信す。突然にして善良なる看守を得へからす。之を敎育せさるへからす。

(二)看守の敎習を永久に繼續すべきこと

既に看守の敎習所を卒へて實務のみに從事するに至るや、無論繁劇一寸の暇なきに相違なしと雖も、必す一週四時間乃至六時間余便宜の方法を設け、特に選拔せる司獄官をして必要なる學科を敎習せしむる

を必要とす。或は實際に此事の行ふへからざるを論するものあるも、此法に依りて教習所に於ける教習を永續し、以て必要なる法令其他一般に付て研究するを得ずとせば、到底看守の進歩は期すへからず。

(三)監獄茶話會を各縣監獄署に設くへきこと

監獄は一の家族の如し、上は典獄より下は看守に至るまで、上下心を一にし、精神一貫し、方針一定し、命令一に行はれ、行途一に出つるに非されは其目的を達すること能はず。而して平素事務の繁劇なる、一堂に相會して洋々たる和氣の間に相語り、交情をして益々親からしむるの機會を有せず。然れとも此の如きの會同は極めて必要なるが故に、東京に於ける監獄茶話會の如き組織となし、毎月凡一回を期して開會すへきことゝなすべし。

(四)總囚教誨の方法

人の感動は機微の間に發し、幽妙の理に動くものなり、故に適宜之を利用するに至ては、其効果最著きものなりとす。吾人は彼の新兵か始めて入營するや、營内の事情に通せず、規律に慣れず、唯苦痛を感するも、幾何の時日を經過するに至りては、眼に一丁字なきものも、長途の行軍に疲勞を知らず、勇氣堂々として通行するの狀を見る。又基督教會の集會に於て、一編の讃美歌の下に、各集會者が其心を空ふせらるゝの狀を看る。今一々之か例を擧け、其心理作用を説明するの遑なしと雖、調和 Harmony なるものは、極めて人心に微妙の感を與ふるものなることを知るべし。調子ある歌に依て、人の心は喜を生し、悲を生し種々の方面に連想を生ず。故に總囚教誨の際に於ては、堂内を適宜に裝飾し總ての司獄官を列席せしめ、特に犯罪人の爲めに編制せられたる歌を「オルガン」に依て歌ふへし、最初暫くの間看守をして之を練習せしめば、十數日にして歌ひ得るに至るへし。

我國の家庭に音樂少しと雖、歐米人の家庭に於ては音樂は感化の一具として必ず要せらる。總囚教誨は一の家族の集會の如し音樂を要する理亦同し、囚人も司獄官も是に依て自ら一家族たるの感を起し、相恤るゝの心毫も起らすして、囚人は其眞心の發動を促かさるへし。

故に此方法は看守並囚人に利益ありとす。

(五)監獄内には情實を去り、公明なる場所たらしむべし。

何人か「監獄根性」なる卑語を作りて監獄官吏を罵れるものあり。監獄は實に高尚なる精神の充滿すへき場所なりとす、上下一致囚人を遷善改化せしむる一個の教育場なりとす、情實惡弊は一も侵入するを得さる聖域なりとす、故に監獄は極て公正に事務を處理し、下僚に對する一視同仁、相當の禮を守り、看守其他一般の司獄官をして身を捨てゝ勉勵するの精神を起さしめさるへからず。吾人日へるあり人生何意を結んとす。活潑善良なる精神力は、科學的に之を分拆するを得す、測量的に之を計るを得す、何處より來りしやを知らず、實に自然的の靈を有せり。此精神は困難なる監獄事業の如きものをも快樂を以て之を迎へ、涙を以て之に從事するに至る。精神は一の生命なり、活動なり、世界に有名なる埃及の三角塔は其大に於て比すへきものあらすと雖技術なり、蟻は小なりと雖生物なり、三角塔大なり蟻は小なりと雖、兩者の區別は死と生命なり、此生命は活動して無窮に發達すへし。

余は看守をして大なる三角塔たらしむるを好まず、生命ある蟻となさんことを望む、是看守をして適宜に其職を行はしむる所以の根本なり。



氣功名誰復論。其他吾人は俸給を高むる事に就ては論せんと欲するものあるも、最早屢々之を論せる人あり、且己に其必要を認められ、當局者の計畫中に屬するを信し限ある紙數の上には省略す。

## 第三　結論

余は監獄の實務に就ては多くを知らす、故に之を言ふことを得す。然れとも今日の弊は精神の欠乏にありて、其制度の欠乏に非す、故に余は看守の精神を作るは、之をして忠實適切に事務に從事せしむる所以なるを信す、而して今述へたる所の方法の如き、極めて簡單なるものなりと雖、固と看守の職務なる機械的の事業に非さるか故に、唯一個の精神を根本として其上に方法を築かさるへからす。唯如何にして其精神を奮起せしめ、之を維持せしむへき乎を以て、最急の問題なりとす。此精神ありて、始てよく監獄界の眞正の進歩を見ることを得へし。吾人は一個不撓の精神か大なる事業を成せしを見る、精神なき方法か大なる事業を爲せしを聞かす。英國のヲヨン、ロックは、十七世紀の中半、人の認めさる一貧巷に蟄居して個人主義を唱へ、大なるルーソーの一貫に依て起ち大なるモンテスキユーの一貫に依て奮ひ、遂に一七九〇年佛國の大革命を來たせり。英國にクロムウエルありて、其精神は發して英國の偉大とはなり米國の創設となれり、又我學校が未た充分に整頓せさるに拘はす、數授及講師の至誠は發して大なる實

# 當選二等賞

## ○看守の職務をして適實ならしむる方法を論ず

北海道集治監　鞆鞳居士

監獄の改良を唱ふる者先づ司獄官の改良を說き司獄官の改良を言ふ者先づ看守の精撰養成の必要を說せさるはなし、斯の如くなる者益し改善革新の原動力は人に在て物に存せざればなり、物元と無心、法元と死物之を活動せしむるは靈性ある人力を俟たずん

ばあらざるなり、則ち人物の適否能く監獄の死活を定む、語に謂ゆる邪人說盡法聖法、邦邪聖人說邪法邪法却聖とは此間の理義を氷釋して餘あり、宜なり進歩的の監獄改良論者は人物の養成に重きを置くことや、余常に曰く司獄官は悉く教誨師的なれと、此一小格語は觀察の量度を重ぬるに從ひ自ら益味あるを覺ゆ、乃ち司獄の途に在る者は上典獄より下押丁に至るまで彼囚人を待つや感化の大任を帶びつゝあることを覺悟せざるべからず、少くとも我等は一の慈善事業に從事する者たるを忘るべからず、而して此覺悟と自認とは上下に通通して異體同心なるを要す、故に司獄官中何れの職位に陷失あるも全體に波及して治獄の進路を沮格すること鮮からざるなり而して其影響の廣く且大なるは看守其人なりとす、これ看守は常に囚人と直接し其一擧一動は彼等の心性に感應するの故のみならず其員數亦最も多きに居ればなり、上に有爲なる典獄敏活なる看守長あるも直接戒護の看守にして其人を得ざらんか其主意塗抹せられ破壞せられて監獄終極の目的は茲に泯亡せん今や斯道の耳目木鐸を以て任ずる協會が見る所あり て大方の論說を募る、頗ぶる其時を得たりと謂ふべし余濫りに人と筆を角するを好む者に非ず、たゝ平生の思考する所と希望とを陳べて先進の一顧を煩はさんと欲するのみ、

顧正は破邪に依て其眞僞を識る、看守の職務をして適實ならしむるの方法を論ぜんとするには其反面即ち不適實なる點は邪漫に在るかを極めざるべからず關らざれば其論ずる所空說に流れて正實を失ふの虞あり依て今其重なる缺失を擧せむ

一、普通の智識の乏しき事これなり、夫れ看守は紀律ある軍人的職務なると共に一面教育者の責務ある者なれば普通の智識即ち少くとも高等小學已上の學識を有する者たらざるべからず、囚人心性上の忖察は勿論犯則の申告、單簡なる一樣の訓諭に至る迄普通の文字を解し普通の理解力ある者に非れば爲す其職責を全ふするを得ん、然るに現今の看守の大部分は果して此底の智識ある者とせんや、予は斷じて言はん其平均に就かば恐くは尋常小學の程度を過ざる者なりと、刑法監獄則等の解釋はさて措き其法文の素讀さえも爲し能はざる者少からず、甚だしきに至ては囚人の普通の氏名さへも讀み能はざる者ありと聞く、小河氏の近著に係る獄務要書の如きは實に看守たる者の金訓として常に坐右に離つべからざる價値ある者、而も之を通讀し得る者幾人かある、況んや高尙なる心理學上より論下せる理解等に至ては之を咀嚼し得らるゝ者指を屈するに止まるべし、誰か言ふ看守に求むる所は智識に非ずと、此の如くにして豈能く頑兇なる囚人を制肘し監督し將た訓誨することを得んや、次に擧ぐべき缺失は

二、高潔なる精神に乏しきこと是なり、換言すれば



我は重大なる職責を帶びつゝある者なりとの自覺力に乏しきことこれなり、盡し精神をして高潔ならしむるは教育の興て力あること論なし、然るに教育の程度極めて卑く僅に小學にだも及ばざる底、殊に精神的教育に缺如するを以て身には光榮ある官服を着するも其心情は所謂泰公人根性を脫せざる者多し、唯他人の目を偸んで少しにても勞を避け逸に就かんことを翼ひ甚しきに至ては囚人と相結んで上官を瞞欺せんとする者さえありと聞く、其精神の頽墮なる吾人輩にするだも尙愧づ、紀律の紊亂之より甚たしきはなく司獄官の威信の失墜する之より甚しきはなし、豈に大なる缺失にあらずや。

三、素行の修まらざること亦一の大なる缺失なり、教育なく又自重の心なし、素行の修まらざる亦自然の勢なり、閑あれば放飮浪食これ事とし然らされは碁奕等の戲に耽り一卷の書を繙くことを好まず以て自ら得たりとなす、而して里人より指彈の聲を聞くも恬として顧みず、其墮落も甚しと謂ふ可し。

已上余輩は現今の看守が職務に適實ならさる點に就きて忌憚なく列擧せり、然れとも固より看守其人が曾期の如く墮落せりと謂ふには非す、悉く缺失ありと謂ふには非ず、されど公平なる讀者は恐くは如上の論議を否定することを能はさらん、而して看守をして斯の如くならしむるは看守其自身の罪のみなる歟、否中央政府亦其實を免るへからす上官亦其實を免るへからず、然らは如何にして之を匡正し其職に適實ならしむるか、吾人は左の數策を以てこれに應へんとす、

(1)看守の俸給を增額若くは其範圍を擴充すへし、凡そ身體と精神とを問はず其勞に酬ゆるには相當の報給を以てせさるへからず、然らされは相當の人を得んこと難し、看守者の體務の繁劇にして心勞の夥多なるは他に多く例を見さる所なり、人は春眠不覺曉とて白日三竿尙覺めさるの時彼等は星を戴きて出勤し蚊軍襲來の時夜警に從事す、炎熱爍金の日も亙寒雪屬の夜も職務の前には溫度なく嚴然戒護に從事せさるへからず、其苦恐くは世人の推想し能はさる所ならむ、吁我等は囚人より遙に割合惡し」とは彼等の時々苦吟する所に非すや、彼等はしかく體勞多きのみならす心勞亦掛からず否其心勞予襲か彼等に對する要求の丕なる者に非すや、而して其給する所の俸祿は如何現制に依れは九圓を最下級とし十五圓を最高級とす即ち平均額十二圓なり、此制が實際に行はるとするも僅一家の生計を優にし其體面を失はすと謂ふへからす、矧んや現今全國の各監獄に於て十二圓平均に給しつゝある所は稀なりと謂ふに非すや、近來國民生活の度は頓に昂騰し物價の如きも三四年前に對すれは殆と倍額なり一人生計の度は少くとも三四圓を下らず、今假に月額十圓の看守にして三人の家族ある者とせよ、假令內職等に依て多少の

實績を得るの途あるとするも其生計の困苦知るへきなり、且つ土地の狀況は生活の費度と精神の快快に關すること大なり、即ち西寒不毛の地は生活の費用多く精神上の快暢少なく四通八達の繁地は生活の費比較的少なく精神の快樂多し、難を去て易に就き薄を逃れて厚を求むるは人情なり、土地の情況を察せす千遍一律になさんとするの弊は勢い邊阪の寒村に行くを厭ひ偶々赴く者は官費旅行を奇貨とし一時遊覽の出來心敷、然らされは常途に容られさるの下等者なり、視よ年々歲々去る者の多くして留まる者の尠きを、勿論現制にても土地の情況に依て三圓以內の手當を給するの規定あるも只それ規定のみにして實際に行れつゝなきを奈何せむ、聞く北海道にては集治監を始め地方監を通して手當金として支給する者壹圓を出る所少しと若し果して然りとせは北海の如き孤島に在る者に其最高額を給せすして何れに對して支給せむとするか余輩疑なき能はさるなり、されは出來得へくんは俸給令を改正し然らされは成るへく其範圍を擴充して是を待つは看守精撰の第一着手として而も其職に安んせしむるの方法なりとす。

(2)看守採用の方法を嚴密にすへし、蓋し其勢に報ゆるの途ある所には相當の人物の集まること自然の勢なり、現時採用の方法一ならすと雖も多くは文筆算術を試みて採用するを常とす、然るに此制嚴格に行はれつゝありや余輩は行はれざることを斷言するに躊躇せさるなり、既に上に言ふ如く勞多くして報少き上に去就に便利の地はさておき北海の如き阪僻には誰も欲せさる故に其募集に當て之に應する者極めて少なし、然るに募集者は能々山河を跋涉して出張し且つ懇て已れの監獄を顧みれは去る者日に多く定員の缺乏常に止まされは如何にしても之を募集せんと欲するより、反開苦肉の策を行ひ殆と哀求的に出るを以て漸く募集し得るも曩に所謂一時の好奇心に驅られたるか然らされは相當の資格なき者のみ、而して募集者は之を知らさるに非す知て之を爲す止むを得さる所あれはなり、果然應募者の多くは其精神の墮劣なるは謂はすもあれ文筆の如き一通の讀書さへも書讀し得さる者あり、斯の如き者にても流石に千里の波濤を越へて集め來りたるものなれは之れを放つに忍ひす敎習生を命して不完全なる敎育を施こす、此に至て價値ある人物は彼等と伍するも慊ち其輕擧なりしを悔る敎習未だ一閱月ならさるに飄然袂を拂ふて去る者尠からず、吁採用の法斯くの如く亂雜に斯の如く緩漫なりたとい三ケ月間の敎習能く其實を得るも何の用をかなさん、況んや敎習の不備不完は言語に絕するに於てをや、而して此が遺憾を爲すは俸給其當を得さるに依る、余輩は無爲無能なる看守の募集又は敎習に千金を投せんよりは定員に缺くるとも寧ろ有爲有要の看守に五百金を投して



其俸額を增すは十倍の利あるを信ず、看守採要の法豈忽諸に付すへけんや、當路者一考して可なり、

(3)敎習訓練を精緻ならしむこと、是れ余輩か所論中の主腦に屬す、蓋し局外より入て獄務の大要を曉らしめ紀律的訓練と精神的敎養とを注入し開發するは正に敎習の期間に在りとす、故に此間に於ける敎習は極めて嚴密に極めて精緻ならさるへからす、一年の計は元旦に在り妻を悔ゆるは初見に在りとは一個の格言なり、此敎習時期は實に將來の地盤と慣習とを固定する者なれは一年に於ける元旦の計の如く新妻に悔ゆる悔語の如くならさるへからす、蓋し僅か三ケ月間に監獄的智識を皷吹するは一應困難なる如きも之を活動せんには其效果を奏すること容易なり然るに現今各監獄に就きて行ひつゝある實況果して奈何吾人亦實に言ふに忍ひさるなり、試みに敎習場に行きて敎習生の動作を觀よ、彼等は其課業の閒にして無聊なるに困しみ嚮嚮欠伸一刻も早く其退場時限の來らんとを翼ひつゝあり、而して其實課業の少きに非す若し制規の如く之を施こさは他を顧念するの暇なきなり繁劇なるへき課程を無聊に困しましむるは雖の罪か余は敎官及典獄の實最も重きを信す、數名の敎官助敎は皆衆官にして特別の責任なきを以て其怠情を問ふ者なきを奇とし申譯的に一ケ月に二三回出席して儀式的にポールドニ對し其實踐の如きは敢て問はず以て其責を逃れたりとす、固陋無實にして獄務改良の精神に乏しき者等は只管其勞を避けんことを希ふて種々の口實を設けて缺席するを常とす、近日敎習を終へし或る看守の語る所に依れば紀律訓練の時間を除かは法文等の敎習は一周間中僅かに三時間を過ぎさる平均なりと謂ふ、亡狀も亦甚だしからずや、敎官にして惰弱なるも典獄たる者之に關渉し督勵し常に敎官てふ者の職責の在る所を問はや、不完全なからも彼等をして拱手徒歲せしむるの弊はなかるへきも典獄豈も關知せず彼等の爲すか儘に任すとせば奈何そ其不振言はすもあれ、夫れ此の如くにして荏苒其期を終へ見識に類したる試驗を施す聞く者誰れか歎かさらん、蓋し制規の試驗をなさん歟及第する者相當の素養ありし者か然らされば期間猶修に餘念なかりし者に非んば能はさるなり、吁此の若くにして兇惡の徒を戒護し感化するの官吏と稱す、他の眞的感化の摸範は扨おき敎官たる者の不紀律怠惰が看守の精神に先入主と爲りて固着し監獄はかゝる者との墮落的觀念は彼等の終生を支配せむ是をしも光榮ある職と言はゝ世に墨職ならざる者はなけん、惟ふに敎習の必要は監獄的智識を開發すると共に精神的敎育を皷吹するに在り、されば法令法文紀律等の緊要に通せしむると共に倫理的觀念を養成し實踐道德の尊嚴を自覺せしめざるべからず、既に我國の陸海軍に在ては五箇條の聖勅を實踐道德の根基として軍人に注入し以て忠君愛國の念を熾盛

にし且つ軍隊布教師を置きて德操の涵養と心靈の安固とを司らしめゝあるに非ずや、軍人既に然り況んや罪囚の強敵と闘はんとする看守に於てをや、余は學德ある教誨師に囑して精神教育を司らしめ又出來得へくんば心理學倫理學等の囚人心性の觀察に直接必要なる學科の講座をも擔任せしめて所が一端に通せしめ教習後獨修の針路を與ふは頗ふる有益なるを信ず、否必要缺くべからざるなり、獨り怪しむ教習の規定中此事なきを、教習の範圍を擴充するは當に科目の周到を測るに益あるのみならず上下の間を圓滑にも一致協力せしむるに於て大に益あり、之を要するに典獄たる者重きを教習におき嚴格に之を監督して教官をして失體なからしめ教習期間は生徒をして毫も他事に傾心するなからしめ以て試驗の方法を嚴密にし而して之に任せば庶幾くは愆なからんか余輩此點に於て監獄學校の將來に待つや多々ℂ

(4)獄務講習會を起すべし、此事行はれつゝある監獄或は多くあらん、されど吾人之を聞くは寡なし乃ち教習終りて後一月に二回若くは三回看守を一堂に會して獄務上の經驗談若くは必要なる討論を爲さしむることこれなり、當に看守のみならず其他の官吏も時々出席して研究するは頗ふる有益のことなり、一片の言論にても經驗と學問とを要す、況んや討論若くは演說等を爲さんとするには平生囚人に對する視察を精緻にし且つ餘暇あれば書籍に目を曝さんとするの思念起るは自然の勢なり、されば獄務講習のことは一面智識の增進に益あると共に職務を敏活にし觀察力を精緻にするに於て亘益あり、而も之を實行するの單簡にして容易なるは人の知る所なり、

(5)上官たる者自ら必行の地位に立ち下僚の監督を嚴にすべし此問題たる誰人も言はざるなき陳套の語たるも陳套なる一語は內容日に益斬新なるを覺ゆ、上官たるべき者は紀律戒護を初とし囚人に對する心情動作に至るまで自宅に在る時と雖も下僚をして心服せしめこれか活範たらさるへからす、上官殊に看守長か一擧一動の看守に影響することは官吏の囚人に影響するよりも更に大なるは疑ふへからさる事實なり、某氏の所謂監獄の良否は門衞の看守に依て斷下するを得とは名言なり、試みに未た嘗て到らさる監獄を巡りて看守の動作に就て推考一番せよ恐くは其傘釣を解釋するに於て誤りなかるへし、即ち典獄の人物より下僚の動作を演繹し各看守の動作より典獄の人物を歸納推斷するは容易なるに非すや、典獄自ら嚴格に職務に忠實ならん歟看記看守長之に化せられ、書記看守長自ら嚴格にして忠實ならん歟看守たるものこれに應せさる者なかるへし、且つ其上の好む所下之より甚たし上官たる者は公務の餘暇に學術智能を錬磨するに注意するは尤も必要なり、余は曩に智識の缺乏は精神を野卑固陋にすと言ひき、されは官吏たる者は孜めて講學の念なかるへからす、況んや囚人の智識の程度は日に月に進みつゝある今日に於てをや、由來司獄官は智識の程度極めて卑き者多し殊に固陋者に於て之を看る、而も意氣揚々として自ら愧ちず一卷の書冊を繙くなく閑あれば悠々徒手の結果は放飲浪食に非れは碁奕に耽るこれに讀書を勸むれは即ち曰く職務繁劇にして書冊を手にするの暇あらすと、蓋し職務の繁劇なるは事實なり而も余輩は讀書の閑なきまで職務繁劇なるを見す、況んや放飲浪食に費すは毫も惜まさるに非すや嗚呼精神已に固陋なり其言ふ所亦固陋なり、乃ち漫然として曰く「罪囚は頑惡なり彼等は改良すへき非事實を手にするの暇あらすと、蓋し職務の繁劇なるは事實なり而も余輩は讀書の閑なきまで職務繁劇なるを見す、況んや放飲浪食に費すは毫も惜まさるに非すや嗚呼精神已に固陋なり其言ふ所亦固陋なり、乃ち漫然として曰く「罪囚は頑惡なり彼等は改良すへきに非す今入感化々々と謂ふも皆素人考なり司獄の奧の手はタヽクに在りタヽクは必す之等の秘密は古き者に非れは知り得す」と此語か上官より下僚に對して發する語なりと聞かは誰か驚かさらん、司獄の秘訣たる「人は改良し得へき者なり」との先入的信憑心の如きは毫末も迹を留めず、嗚呼上官たる者精神斯の如く固陋言論此の如く卑屈自信此の如く輕浮なる者果してありとせんか、、、、一人にても、、、、

も、其が監督と履行とは余輩斷々乎として中央政廳に向て望ざるべからず、或は新規或は内訓以て因襲滋久の姑息を破り其根弊を絕斷すべし、是れ其聲を壯にして望む所なり、今は紙數限りあり詳論すべきに非ず委曲は他日公けにせんとする拙稿「治獄改良論」の出づるを待て大方の敎正を請はんと欲す終りに臨みて尙一言せむ、上來の愚論未だ盡さゝるのみならず用語矯狷にして澁りに失輩を詆語す其罪逃るべからず、況んや純善最良の司獄官も亦乏しからざる今日に於てをや、唯其所論の當ると當らざると現時の弊害の實無なると虛有なるとの裁決は公平なる讀者の觀察と批議とに由て仰ぐのみ、若し然らずば吾人日に千言萬語を費すも理想的監獄は其幻影だも終生見ること能はざらん歟。」

# 當選二等賞

## ○看守の職務を適實ならしむる方法を論ず

栗軒居士

緒言

夫れ看守の職務は治獄上最要の機關にして其人を得ると否とは至大の關係を有するは多辨を要せず夫れ然り然るか故に當局者は看守を優遇して他に遜色なからしめ以て適良の人を擧くるに汲々し又其敎育を普及して素養を補足し以て時勢と並進するの資格を備へしむるに銳意し殆と間然する處なき迄に施策せられつゝありと雖とも實務の効績は果して能く優遇に報い責任に愧ちざるなきやに至つては吾人の疑なき能はさる處なり是れ或は完璧無缺の人を得んとする欲望の過度なるの致す處なる歟或は世人も吾人と感を全ふする歟は常に念頭を離れさるの問題なりしと偶々監獄協會は懸賞を以て本論を募集せさるゝの擧あり輒ち聞らく吾人の感想は杞憂に非さりしことを知ると仝時に斯道の爲め轉た浩嘆長大息に堪へす吾輩獄吏の班末を汚すもの協會の此の警告に接し雲煙過眼視して止む可からさるものあり敢て不似を顧みす聊か所思を陳す若し夫れ當局要路諸賢の參考の一端ともならば偏り不肖の滿足のみに非さるなり讀者之を諒せよ

### 第壹章　職務の性質

看守の職務をして適實ならしむるの方法を需めんとせは先つ看守たる職務の性質を晰らめさる可からす是れ無用の贅辨に似たりと雖とも本來の性質を確定するは最も必要のことなれはなり抑も看守の職務は唯に行刑上の責任あるのみならす監獄管理上の大任務も亦彼れか双肩に懸れり即ち諸般の實務は看守を待て施行せらるゝと云ふも誣言に非す實に看守たる職務を奉するものは精神身体二つなから相備はり殆と全能無瑕の人ならさる可からす人或は以て過當の言となすものあらん然れとも試に思へ看守は其上官たる書記看守長監獄醫敎誨師等の職務は細大となく了得し又授業手たるの技藝をも心得されは之れを補佐實行することを能はさるは勿論或點に就ては上官にも勝る處の難務に服せさる可からさるに非すや看守職務の性質宜に予の解釋するか如くならん歟其重責を全ふせしむるには先つ其人を得るより先なるはなし其人を得るには採用法を改むると資格の程度を高むることを要す唯に採用者の資格を高むるのみならす尙ほ彼れを敎習するの法を完全にし以て充分に斯道の理術に通曉せしめさる可からさるは理の將に然るへき所にして美果を望む者は枝葉の繁茂を圖り枝葉の逞ましきを希はゝ根幹の培養に勉むるのみを以て足れりとせす主として良好種子を擇撰するに愼まずんは假令培養其法に適ひ卓効の肥料を施すも到底率直強梗に發育し能く風雨寒暑に堪へ美花良實を收めんことは得て望むへからす看守の職務を適實ならしめんか爲めに採用程度を高め素養ある人物を募るは種籾を擇むに等しく敎習法を改良するは根幹を培養すると一般なり待遇を優にし俸祿を過むるは恰も施肥を厚くするに異ならす然り予か本問題を論するに當り問題外に出つるの嫌を憚からす敢て其根原の改善を希ふの意思寔に爰に存す以下將に序を逐て說述する所あらんとす

## 第貳章　看守の採用法

凡そ器を造るには材料の撰擇より急なるはなし若し之れを忽せにせは如何に卓技ある名匠と雖とも奚そ能く成就を期すへけん他動の器尚且然況や活動する人をや殊に云はんや責任の重大なる看守をや熟々現行の看守採用法を案するに其素養資格を驗定する法は下等司獄官の採用法としては敢て不備なきものゝ如し然れとも所謂法は死物なり自ら活動せす之ちか運用如何に依て同一の驗定法の下に採用せられたるものも幾數階の懸隔を生すへし固より一塲の人物査定にて賢愚利鈍を判斷し得らるへきに非す又二三科目の學術試驗にて素養の全豹を窺ひ得らるへきものに非ずと雖も而も驗定法其宜數を得は假令一定不動のものたらさるも或資格程度以上のものを得るの望なきに非す若し夫れ之れを能くせん歟直ちに屬て實務に膺らしむるとを得へし假令直らに服務せしむるは監獄の理術上許さゝるあるも之れに適度の養成を施さは瑕瑾なき看守たらしむるに難からす聞說今日獄務の當局者は看守の補充に困み稍くにして補充せし人物は彼是の資格品性に大差違あり之れをして實務を採らしむるに當りて須要の勤務に服せしむるものは或少數の人に限らさる可からすと固より多數の人物を集合すれは優劣あるを免かれさるは獨り看守の職務に限らさるへし其長を取り短を捨て用ゆへきは論する迄もなきとなれとも今日の監獄に於て看守の撰擇に困むは何處に用いんとするも長所なく消極的の實務をたも負はしめ能はさるもの多きにあり之れ畢竟採用時に於て或資格程度以上のものを採らさるに坐するのみ採用資格にして既に不完全なりとせは之れに短期の教育を加へ以て有用の材たらしめ能はさるや言を俟たす故に予は左の方法を以て採用驗定を行はれんとを望むものなり　驗定(一)採用試驗は各監獄に於て施行せしむると(一)答案は凡て筆記とすると三驗定は全國を數區(凡そ六ヶ所位を適度とす)に分ち各區に一乃至數名の委員を置き答案を集萬審査し合格不合格を判定せしむると但人物査定武術科は各監獄に任するものとす(四)審査評點を毎科一百とし各科七十以上を合格とすると(五)驗定は人物査定体格及技藝とし技藝を分ちて普通科法律科武術科とし普通科は尋常中學卒業以上の學科に、法律科は認可法律學校一學年修了以上の程度に武術科は各地に普通行はるゝ武術の初歩に各準するものとす(六)前項の外年齡、体格資格若くは特別任用法は現行法を適用するものとす

前述の如くせは驗定に不同なく少なくも各區内の看守は稍均衡の人物を需むるに幾からん歟人或は云はん今日に於ける看守と雖とも之れを求むるに懶めり然るに一層高等の人物を得んとするは言ふへくして行ふ可からすと說者の言一理なきに非す然れとも看守の職務をして適實ならしめんと欲せは須らく幾分の素養あるものを採て以て之れに必須の學識と經驗を與へさる可からさるは勿論予は實に謂らく今日看守の充實に困難するは人なきに非す之れを採るに法を以てせさるにあり章を重ねて說く所あるへし

## 第三章　教習法

教習の法は今日既に之れを設けられありと雖とも事實は法意に伴はすして殆んと無効なりとの嘆聲を聞かさる處なし東京大坂の如き大監獄は姑く措き自餘の府縣にある教習所を通覽するに入所の生徒は參名内外に過きすして校舍を設備したる處は殆んと之なく隨て紀律ある教習は恐らくは爲し得られさるへし而して其教官の多くは勤務繁劇なる定員中より兼任するものなれは充分の教育を爲し能はさるは固より其處にして之を實むるは難きを强ゆるの嫌なき能はす斯の如く不完全の教育而も僅々一百日に滿たさる時間に於て何の奏効を期せらるへきや恰も瘠田に肥料を施さゝると一般秋收の度推知すへきのみ斷言之れ實に人を敎ゆるの道に非らさるのみならす徒に時間と經費を空消するの果を見るのみ看守教習の眞否は係て獄務の消長にあり豈一大刷新を行はさる可からす左に愚案を說述すへし　教習法改正梗概(一)教習所は全國に數ケ所(凡そ六ヶ所位を適度とす)を常設し其區内に於ける採用者を集敎するものとす(二)教習を分つて普通特別の二種とし普通教習は常設の教習所に於てし特別教習は在勤監獄に於てするものとす(三)普通教習は法律科、武術科とし倘一週二日以上實務修練を爲さしむるものとす但法律科授業課目は現行の規定に據るものとす(四)特別教習は普通教習を終へ配置せられたる監獄に於て實務を見習はしむるの傍其監獄に於ける規定を修熟せしむるものとす(五)普通教習は四ヶ月特別教習は二ヶ月とす(六)普通教習は前後兩期に分て各期に成績を驗査し後期を卒業試驗とす特別教習は實務練習と規定の自修とを併科するものとす(七)教習所には各科に專任教官一名又は數名を置くものとす

採用法に於て相當の素養あるものを擧け倘上述の如く教習を施さは稍行刑と管理との實を舉くるに至るへき看守たらしむへきを信す

## 第四章　待遇法

看守の待遇法は現行の規定にて敢て不備なきものゝ如きも現行法に對し補足せられたき希望を述ふれは(一)俸給を拾貳圓乃至拾八圓とすること(二)最上俸を受け或年數勤續するものには加俸を給すること(三)看守の設置程度に改正を加へ休暇規則に據る賜暇日數を實際に給與し得へからしむると(四)精勤證書を附與したるものには精勤章を佩用せしめ退職給助金を增額すること因に云ふ精勤證書を附與する資格を査定するは愼重の注意を加へ注意を無視し濫授の弊なきことを期すへし既往の實況に鑑み將來の爲めに一言を附記す(五)恩給法を改め各種の給助金を

增加し陸軍下士と同一ならしむること(六)教習看守は寄宿舍に收容し本俸の外俸給三分一以内の額を以て手當を給すること(七)教習看守は本俸最低額を給し前期試驗の結果に依り增俸を爲すを得ること以上其概梗を畢くるのみ長文を恐るゝが故に敢て細說せず

上述の如く待遇法を厚ふせは何ぞ看守の欠乏に困まんや人或は云はん汝か望む處は善なりと雖とも之れを實際に施行せんとするは經濟の之れを許さゝる處なりと或は然らん然れとも經驗する所に據れは(一)看守の充實を缺き(二)頻繁なる交迭の爲めに給與上不經濟を招き(三)不熟練又は不適任の看守を使用する爲めに治獄の目的を達する能はず(四)交迭頻繁の爲めに比較的多數の教習生を養はさる可からず(五)不熟練不適當の看守多き結果は監督者は勿論他の事務員も增加せさるへからず(六)犯則者を增し受賞者を減し(七)個人的處遇の目的を貫徹し能はさること」等其重なるものにして尙ほ仔細に觀察すれは幾多の不利益あるや論を俟たず然れは假令經濟其他の事情に於て急速の成効は或は遂け難しとするも苟も看守の職務の何たるを認識するものは論者の如く單純の考察に委して放棄すへからさることを然りて特に一言すへきものあり他なし既往に於ける獄務の改良は揮記計算的の事に重きを置き却て在監人に直接して戒護の任に當り訓戒薰陶の實を負ふ處のものは次に位せしめ假祿待遇共に彼れに厚く是れに薄かりしは顯著の事實として爭ふ可からす而も當時の獄務は蒸微不進の域に背進しつゝありしことを然れとも予は濫りに看守の位置を暴進せしめんとするか如き無稽の言を爲すものに非す上官下官の序を紊さゝる限りに於て待遇を優ならしめんと欲するにあり若し夫れ獻身的職務に盡瘁するに足るの待遇を施すは能吏招かすして來たるへきは多言を俟たす然れとも看守の職務を適實に執行せしめんには未た之れのみにて足れりとせす尙ほ次章以下に就て說く所あらんとす

## 第五章　分任勤務法を勵行すること

看守の操るへき職務は多岐多端なり一人をして該般の事務を兼掌せしめ或は受持を轉移せしむるは執行務の適正を欠くや論を俟たす當局諸賢は爰に見るあり既に分任勤務法を實行せらるゝ所ありと然れとも聞か如くんは其施行法は僅かに其形式に過きす未た以て其神髓を得たるものなきか如し請ふ試に私案を述へん

一受持勤務法を實行すること　受持勤務法の精神と方法とは苟も身を斯界に置く者の既に耳に飽く處なれは今更に之を說くの要なしと雖も能く其主意を徹底するの方法を採用しあるは甚た尠なきものゝ如し斯法の施行整はされは戒護處遇の實を擧けんとするも得て望む可からす之れを勵行すると同時に受持員の配置受持區の限定、晝夜勤の交替法に愼重の注意を用ゆること目下の急務なるへし

一晝夜分勤法を勵行すること　晝夜勤得失論は屢々聞く處なりと雖とも要するに同一受持に永く勤務せしむるは各個人の性行を詳悉し之れに伴ふ諸般の利益を收め得るのみならす勤務時間の短かきか爲めに疲勞少なく確的に適實の執行務を採らしめ得るは確かに晝夜勤續法に勝る處なるは予の私言を俟たす獄務概則に於て既に之れを認められありと雖も其晝夜勤の交替は夜勤を一週乃至十日位に止むる處多きに居る斯くの如きは所謂有名無實宵に分勤法の利益を收め能はさるのみならす看守其人の健康を害する事實の證明する處なり故に此分勤法は少なくも六ヶ月に下らさることを要す

一受持外特務分掌例を定ること　各地の監獄にて實施せられつゝありと云ふ分掌法は區々にして一定ならさるのみならす分掌すへからさるものも分掌するものあるやに聞く其當否は姑く問はす予の特務として分掌を望む處は科程了否の點檢(分掌例第五條)給與(八條第十五條及細則)接見教誨及授學の立會(十六條)衛生(十七條第二)願訴及信書處理(第廿六條)監房調查、出入監の立會にして是等の職務を分掌せしむるは尤も有益にして必要なることを信す

上述する所は現行の規定を改正せされは行ひ能さるに非すと雖とも而も適當規則を定め準を示して一律ならしむるは看守の職務をして適實に執行せしむるには大裨益あるへきを信す

## 第六章　官舍を設置する事

監獄官吏に官舍の必要あることは夙に唱道せられつゝあるも其言ふ處は上級官吏にして未た看守に及はさるは甚た怪呀に堪へす書記看守長の官舍決して不必要なるに非さるも俸給の厚薄勤務の繁閑勞苦の難易看守の職務は繁劇にして而も心勞多きは敢て言ふを待たす(之れを詳說するの必要あるも長文を恐れ敢て略す)而も出入違路を運はさる可からさるか爲めには余分の疲勞を感し不知不識職務贊實を欠くに至るを免かれす看守たるもの好て遠方に宿舍を構ふるに非す事情止むを得さるものあれはなり若し其事情を察せされは則ち止む然れとも看守の宿舍か遠近に散在するは管理上にも亦幾多の不利益あるや言を俟たす彼是れを考察すれは看守の官舍を設くるは他の職員よりも急要なるを信す然しなから監獄費は稍く來年度より國庫費支辨に移り是より徐々獄舍の改築に着手せんとするの秋に當つて幾多看守の官舍を設けんとするも或は行ひ難きを知る故に一歩を退き或は官費を以て造營し之れを貸貸し或は他と特約して建築せしめ相當の借料を拂はしめ若くは看守の居所は監獄の最近に限るの方法を採り其補助として賄て規定せられある宿料給與の法を全般に施行せられんことを望む之れ看守の職をして適當ならしむるの一方法なりと信す

第七章　職務の訓練法を周密ならしむる事

第三章に於て說く如く敎習の法をして完全ならしめは充分獨立して職務を採るに足るの看守を得ること致て難きに非すと雖とも日進月歩の世に處するもの一旦敎習を了へたりと云ふを以て滿足すへきに非す平常不斷職務上必要の資格を補はしむるの備なかるへからす其法二あり　甲練習(一)每月三回以上練習會を開くこと(一)執務法(假令は逃走者を捕縛し身体檢査監房調査に依て隱匿物を搜査せしめ或は喧嘩の處理)を實行せしむる)を試査すること(二)敎官は典獄以下の職員若くは專門の人を以て充つること(四)課目は敎習科程以上とすると(五)練習の成蹟は時々之れを試査すること乙訓示(一)每日晝夜勤務の始終に於ける點檢時に於てすること(二)看守長に於て職務上必須の法規を訓示すること(三)訓示の事項は練習科目若くは時々の法令より特に必要なるものを抜抄し全部を終了すれは幾回にても復說すること(四)訓示せし事項に就きては時々試問すること

上述の二法を勵行し周到を欠かされは執務に必須なる法規を遺忘するか如き失態なきのみならす戒護處分上の注意事項も能く之れを知悉了得し適實に職務を執行せしむるを得るの一法なりと信す

第八章　言語命令を改善すること

任を在監人戒護處遇に受くる看守其人に對し爰に最も改善を希望するものは言語なり言語は意思を表白する一大機關にして其流暢晴晦卑野高尙温和粗放冗長簡明は遇囚上に至重至要の關係あり彼の我に對する尊信と輕侮は職として之れに依ると云ふも敢へて失當の言に非らさるへし豈愼て戒めさる可けんや若夫れ卑野にして賤奴を遇するか如く或は粗暴怨敵に對するか如く或は曖昧に或は驕慢に或は一言の制止にて足るへきことを喋々喃々瀝りに冗言を列ね贅辭を吐き辱かしむるか如く詈しるか如きは啻に威信を損するのみならす彼れをして怨ましめ終に抗言の好辭柄を與へ却て彼れの罵詈譏誘を招くに至るなきを保せす故に予は謂らく命令若くは制止の詞は規し得る限り之を一定し尙彼れに對して交ゆるの言語は勗めて簡明温和親切懇篤威あつて猛からす慈にして近つく可からさる底の言語を使用することに練熟せしむること必要なり人或は難して言はん言語は手種萬樣なり之を律せんとする抑も難し況んや應對の言語をや」と然れとも私考する處にては千言萬語悉く之れを網羅せんとするは或は至難なるへしと雖とも日常動作に必須の命令詞を撰定する敢て不可能のことに非さるへし若し夫れ應對接遇の間に於ける言語は之れを規定せられさる迄も品位ある言語を撰み準率を作りて之れに則らしめ可及的嚴正温和の主旨に悖ふの言辭を使用せしむることを練磨せしむるにあり之れを能くすると否とは上官の敎育と督勵如何にあり果して此希望を果し得は看守の職務をして適實ならしむるの一方法なりと信す



第九章　德性の涵養を努むること

凡そ官吏たるものは官職の何たるを問はす世人の模範たるの覺悟あるへきは言ふを俟たすと雖も殊に看守に於て其必要を感すること厚し在監人の多く否寧ろ其全部は德義の何たるを辨へさるの結果に起因を有せさるものなしと云ふも誣言に非す換言すれは德性の欠乏は其身を陷て罪犯たらしめたるなり果して然りとせは彼れを導て德義ある人たらしむるは行刑上最大の要件なりとす夫れ然り然るか故に日夜彼れに親接纏綿し戒護處遇の諸務を實行し薰陶感化の任を帶ふるものは須らく德義を重んし躬行實踐以て摸範を示し彼れの心性を導化するに足るの資格を備ふるの人ならさる可からす然れとも無形上のことは外形より强要し得へきに非す上官たるもの周到の注意を加へて敎育養成するにあり之れ看守の職務をして適實ならしむるの一方法なりと信す

第拾章　素行に羈束を加ふること

前章に於て說く如く看守の德性を養ひ道義を重せしむるの希望能く其目的を達するを得は素行を羈束するか如き末葉を矯むるの要なしと雖とも自由の人を遇する單に德性涵養策のみを以て足れりとすへからず殊に言はんや在監人は其地方の者を以て多分を占め自然看守其人の素行を知悉するもの決して尠なしとせす不幸一人の素行修まらさるものあらん歟司獄官全體の威信を損ずる影響は實に輕々に看過すへからさるものあり當局者も茲に慮る所あり既に其採用時に於て宣告及宣誓の式を設けられありと雖とも之れを事實に勵行するの法を講ぜすんはあるへからず而して之れに對する法案を臚列する敢て難きに非さるも聊か心に屑からざるものあり採て實施せんとするに當り地方の習慣人情を斟酌し適宜に立案せられんことを望む如斯ならは看守の職務をして適實ならしむることを得る一方法なりと信す

結論

前各章の論旨を概括すれは第一には採用法を改めて素養ある人を任用し敎習法を完全にして斯道の理術に通曉せしむると同時に待遇の法を優にし以て有用の人才を羈束甘んして其職務に就かしむるの道を開き第二には分任勤務法を擴張して執務の適正を期し官舍を設けて彼我の不利を除き訓練法を設けて理術の修習を普及し言辭命令詞を改善して嚴正慈愛の實に伴はしめ第三には德性を涵養し素行を愼戒して品性を高尙ならしめんとするにあり要は看守の職務をして適實ならしめんと欲せは其根原を改めざる可からず其本亂れて末治まるものは非ず基礎にして强固ならざれば矮屋隘舍と雖とも安ぞ傾斜を免かるゝとを得へけんや然り而して各章に對する詳說は努めて之を省けり然る所以は實に長編を恐るゝと一は予の希望する所は多く根本的の施設に係り法令の發布經費の支出を要し主として中央管理局の畫策を待たさ

るべからざるもの歟なしとせず一は看守其人に對する敎育養成若くは矯弊改善にあり專ら任に其局に當る人の腦力と手腕に在つて存ずればなり然れども言議稍々茫漠の嫌なきに非ず看者幸に徹意を推察せられ机上の空論視せらるゝ勿らんとを乞ふと云爾

附言　前段各章に說く處の外尙慰勞休暇を實際賜與し得るの方法、紀律の勵行法、夜勤監督法、作業督勵法、勤務交替法、在監人坐列法、在監人身體及監房調査法等の改良法案にして述へんと欲するもの否論ぜざる可からざるもの多々ありと雖ども紙數に限りあり意を悉くすの餘地なきは寔に遺憾の極みなるも無是非玆に擱筆す

## 告別

謹啓時下大寒之候各位益々御多祥被爲涉候義と存候陳ば小生義昨年四月乏を監獄局長に承け爾來今日に至る迄此重任を完ふするを得たるは僚友各位之熱心なる御勉勵の致す所と深く感謝する所に御座候尤も小生在職は僅々一年に滿たざると雖も改正條約の實施は何等の支障を見ず圓滿に成就し得たると、短日月なりしと十餘年來朝野の間に問題となりし府縣監獄費國庫支辨法は幸に舊臘議院を通過致し今日既に法律の公布を見るに至りたるは衷心竊に喜ぶ所に有之候然るに今や監獄の天地將に多事ならんとするの今日此地位を辭するの止むを得ざる事と相成候は誠に惜別の情に堪へざる次第に御座候前述の如く今後監獄の前途は益々多幸の機運に相向ひ候義と確信罷在候間僚友各位一層御奮勵之程偏に希望する所に御座候先は在職中の交誼を謝し併せて將來の御懇情を得度乍畧儀紙上を以て御挨拶申上度如此に御座候早々敬具

明治三十三年一月

大久保利武

典獄各位
僚友各位

侍史


## ○廣告

留岡幸助君著

感化事業之發達改題再版

## 不良少年感化事業

正價貳拾錢
郵稅四錢
紙數凡三百頁餘

我國今日に至る迄未た此種の著述あらず、是れ即ち我國民は不幸にして未た此種の事業に其趣味を感ぜざるに依る、而も早晩社會事業の發達と共に實際問題として此事業の勃興を見るに至るへきは殆んど將に疑を存せさるなり、宜なる哉輓近聞く所に依れば政府は本期第十四帝國議會に對し感化法案なるものを提出し各府縣に感化院を設けんとするの議ありと、本書は著者か曾て米國各州に遊歷し監獄及此感化事業の現況を精察し其研鑽する所を以て歐洲各國に於ける此事業の實例を列擧し、進んて我國の事情に應用すへき方法等を論究したるものにして、此僅々たる小冊子、亦以て此種の事業に傾注する者の參考に資すへきこと玆に喋々を要せざる所なり

本書の目次左の如し

○題字　司法大臣清浦奎吾君○序文　前大審院長三好退藏君、湖處士、○自序○總論感化事業の精神と其方法○第一章　紀元前の小兒に對する社會思想と紀元後に於ける救兒事業の嚆矢○第二章　佛米に於る救兒事業○第三章　英國感化院の發達○第四章　惡少年の發生○第五章　少年犯罪者に對する文明國の法律○第六章　我邦少年犯罪者に關する刑法の沿革○第七章　感化院と監獄の關係○第八章　感化院設立に關する方案

故に苟も社會改良の高志を懷くものは必ず一本を備へて研究せざる可からざるものなり、而して文章の流暢、思想の健實なるは讀下の際必ず腦裏に反映せずんばあらざるなり

發行所　東京京橋區出雲町一番地　警醒社書店
取次所　東京市四谷區愛住町二番地　日本監獄協會出版部

（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

明治三十三年一月二十日

（毎月一回定期發行）

# MAGAZINE
## OF THE
# PRISON SOCIETY OF JAPAN.

**No. I. January, 1900.**

VOL. XIII.

## CONTENTS.

**Frontispiece:—**

H. E. Marquis Saigo, Minister of the Interior; Mr. Komatsubara, Vice Minister, Mr. Okubo, lately Chief of the Prison Bureau; Mr. Ogawa, Deputy Chief.

**Tables:—**

Relation of Illiteracy to Crime; Intemperance to Crime.

**Editorial:—**

Effect of Assumption of Prison Expenses by the National Treasury upon Prison Administration; Passage of the Bill transferring Prison Expenses to the National Treasury.

Influence of Religious Men upon Prison Reform. Masazumi Chigami.

Prison Work for 1900. Reisuke Kinase.

A Welcome to the New Year and an Appeal to Prison Worker. Jo Nakamura.

Prison Administration under the Newly Adopted National System. Ko. Miura.

The proposed Reformatories. Otokichi Innami.

Promulgation of statute Number Four. Tsugujiro Okumura.

The Importance of Literary Examinations—A Reply. Yakichi Hirano.

Prison Regulations of Hongkong (concluded). Jusai Ohara.

**Miscellaneous:—**

Prison affairs in 1899, A Retrospect; Reformation of first Offenders; Duties of Prison Officials; Prison Official and the Reformation of Criminals; An Appeal to Prison Reformers to provide Reading Matter for Prisoners; Protection of Released Prisoners and the Reformation of Juvenile Offenders.

Letters to the Editor.

News and Notes.

**Appendix:—**

How may the Efficiency of Prison Warders be promoted?

**THE PRISON SOCIETY.**

No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

（本誌定價一部金七錢）

明治廿一年五月創刊

發行人兼編輯人　磯村政富

印刷人　磯村兌貞

發行所　東京市四ッ谷區荒木町廿七番地　日本監獄協會

印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　惠愛堂